

第3編 資料編

1-(1) 令和 8・9 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設 工事入札参加資格審査取扱い基準

(目的)

第1条 この基準は、県内建設業者の資格審査を行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格審査 建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事であって、和歌山県が執行するものに限る。以下同じ。）に係る条件付き一般競争入札に参加しようとする者の資格を審査することをいう。
- (2) 主たる営業所 建設業法第 2 条第 2 項に規定する建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する 1 の営業所をいう（本社、本店等の名称を称する営業所であっても、その所在又は実態を把握できないものを除く。）。
- (3) 建設業許可 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可をいう。
- (4) 建設業許可業者 建設業許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (5) 県内建設業者 建設業許可業者のうち、和歌山県内に主たる営業所を有する者をいう。
- (6) 経営に影響力を有する者 法人にあつては建設業法第 5 条第 3 号に規定する役員等といい、法人以外の者にあつては、これらに相当すると認められるものをいう。
- (7) 暴力団関係者等 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者等をいう。
- (8) 公共機関 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条に規定する贈賄罪の規定の適用を受ける公務員が属する全ての機関（国、地方公共団体、地方公社等）をいう。
- (9) 資格認定 建設工事に係る条件付き一般競争入札に応札する資格を認めることをいう。
- (10) 許可業種 建設業許可業者が受けた許可に係る建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。

(欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格認定を受けることができない。

- (1) 県内建設業者でない者
- (2) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「地方自治法施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当することとなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (5) 和歌山県が課する税の全て（その滞納処分費を含む。）、消費税又は地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「会社更生法」という。）第 41 条第 1 項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成 11

- 年法律第 225 号。以下「民事再生法」という。) 第 33 条第 1 項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。
- (6) 次に掲げる者のいずれかが暴力団関係者等又は和歌山県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ア 建設業許可業者
 - イ 建設業許可業者の使用人（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「建設業法施行令」という。）第 3 条に規定する使用人をいう。）
 - ウ 建設業許可業者の法定代理人
 - エ 建設業許可業者の経営に影響力を有する者
 - オ 建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者
- (7) 審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第 27 条の 29 に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が 250 万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が 0 円である者。
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
- カ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - キ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ク 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (9) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (10) 会社更生法第 17 条に規定する更生手続開始の申立てを行っている者で同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けていない者又は民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てを行っている者で、同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けていない者
- (11) 入札参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載をしなかった者
- (12) 建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から審査基準日時点で 5 年を経過した者を除く。）
- (13) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる者
- (14) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- (15) 前 2 号のいずれかに該当した後、審査基準日時点で 1 年を経過しない者
- (16) 第 6 号又は第 11 号に該当することを理由に資格認定を取り消された後、その取消しの日から審査基準日時点で 5 年を経過しない者

（認定保留事由）

第3条の2 資格審査の申請時において、建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、不起訴又は無罪の判決が確定していない者については、その不起訴又は無罪の判決が確定するまで、資格認定の申請を行うことはできないものとする。

2 前項の者が、不起訴又は無罪の判決が確定した旨を申し出て、その事実が確認できた場合には、速やかに資格審査の申請を受け付けて、その審査を行うものとする。

（資格審査の実施）

第4条 資格審査は、2年ごとに定期の審査（以下「定期審査」という。）を行うものとする。

2 定期審査を行った後、次の定期審査を行うまでの期間に別表の資格審査の区分欄に掲げる追加の申請に係る資格審査（以下「追加審査」という。）を行うものとする。

3 資格審査は、許可業種ごとに行うものとする。

（審査基準日）

第5条 前条第1項に規定する定期審査の審査基準日は、令和8年1月1日とする。

2 前条第2項に規定する追加審査の審査基準日は、別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた審査基準日欄に掲げる日とする。

（資格審査申請の方法）

第6条 和歌山県が執行する建設工事の条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に係る資格審査を申請し、資格認定を受けなければならない。

2 資格審査の申請の方法は、別に定め、和歌山県のホームページ等で公表する。

（資格の認定）

第7条 資格認定は、和歌山県建設工事等入札参加資格審査会（その組織、運営等については別に定める。以下「審査会」という。）の意見を徴した上で、行うものとする。

（認定の期間）

第8条 定期審査の資格認定の有効期間は、令和8年6月1日から令和10年5月31日までとする。

2 追加審査の資格認定の有効期間は、別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた資格認定期間欄に掲げる期間とする。

（認定の取消）

第9条 資格認定を受けた者が第3条各号（第10号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合には、審査会の意見を徴した上で、その資格認定の全部又は一部を取り消すことができる。

（応札の差し控え）

第10条 資格認定を受けた者は、第3条第10号に該当することとなった場合は、第18条の規定による総合点数の再算定を受けるまでの間は、応札できないものとする。

(資格の承継)

第11条 資格認定を受けた者が、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った場合又は資格認定を受けた者から資格認定に係る事業譲渡を受けた場合は、それぞれ当該資格認定を承継できるものとする。

2 前項の承継の手続については別に定める。

(総合点数の算定等)

第12条 資格認定に際しては、次の各号に掲げる事項ごとに別に定める令和8・9年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準（以下「総合点数算定基準」という。）に基づき総合点数を算定し、その結果を通知する。

(1) 客観的事項

(2) 和歌山県独自事項

2 前項第1号の客観的事項は、特別な場合を除き、次に掲げる経営事項審査の結果を基に算定する。

(1) 定期審査においては、資格認定を受けようとする者が受審した令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間における決算日を対象とする経営事項審査

(2) 追加審査においては、資格認定を受けようとする者が受審した別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた経営事項審査に係る期間欄に掲げる期間における決算日を対象とする経営事項審査

3 第1項第2号の和歌山県独自事項に係る総合点数は、別に定めるものを除き、審査基準日における次の各号に掲げる項目について算定するものとする。

(1) 独占禁止法の遵守体制の整備

(2) 暴力団排除への取組

(3) 災害時等対応重機の所有

(4) 災害時対応仮設資材の所有

(5) 大規模災害時の応急対策業務の取組

(6) 災害時等緊急対応への貢献

(7) ISO9000 シリーズの認証取得

(8) ISO14000 シリーズの認証取得

(9) エコアクション 21 の認証取得

(10) 産業廃棄物の処理体制

(11) 建設キャリアアップシステムへの登録者数

(12) 労働災害防止への取組

(13) 常時雇用者の確保

(14) 障害者雇用

(15) 建設業関連学科新規卒業者雇用

(16) 次世代育成支援等への取組

(17) 完全週休二日制への取組

(18) 工事成績

(19) 高得点工事成績

(20) 和歌山県優良工事表彰

(21) 技術者数

(22) 優秀施工者国土交通大臣顕彰

(23) 技術力向上への取組

(加点のための再算定を申請できる項目)

第13条 資格認定後、前条第3項各号（第18号、第21号及び第23号を除く。）のいずれかについて総合点数算定基準を満たした場合には、総合点数の再算定を申請できるものとする。

(減点のための再算定を申請しなければならない項目)

第14条 資格認定後、第12条第3項各号（第2号、第6号、第11号、第13号、第18号から第21号まで及び第23号を除く。）のいずれかについて、総合点数算定基準を満たさなくなった場合、総合点数が減少する場合又は申請内容に変更（第12条第3項第3号又は第4号に係るものに限る。）が生じた場合にあっては、総合点数の再算定を申請しなければならない。

2 第12条第3項第5号又は第12号に掲げる項目については、これらの号に規定する取組に係る団体による和歌山県への脱退の通知をもって再算定の申請があったものとみなし、当該団体に係る資格認定を受けた者に対し、再算定の上、その結果を当該資格認定を受けた者に通知する。

(再算定申請締切日)

第15条 総合点数の再算定の申請の締切日は、再算定の原因となる事実が発生した日から30日後とする。ただし、第11条に規定する資格の承継の場合には、この限りでない。

(再算定申請の方法)

第16条 総合点数の再算定の申請の方法は、別に定める。

(定期再算定の実施)

第17条 定期の再算定は、次の各号に定める期間に提出のあった再算定の申請に基づき行うものとする。この場合において再算定の総合点数は、当該各号に定める日から効力を有する。

- (1) 令和8年1月2日から令和8年10月31日まで 令和8年12月1日
- (2) 令和8年11月1日から令和9年4月30日まで 令和9年6月1日
- (3) 令和9年5月1日から令和9年10月31日まで 令和9年12月1日

(随時再算定の実施)

第18条 随時の再算定は、次に掲げる場合に限り、行うものとする。

- (1) 第10条の規定に基づき応札できない者が、会社更生法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定又は民事再生法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受け別に定める基準に基づき再算定の申請を行った場合
- (2) 第11条に規定する資格の承継を行った者が再算定の申請を行った場合
- (3) 令和8年7月1日施行の経営事項審査の改正に伴う再審査により、定期審査に使用した審査基準日が令和6年10月1日以降の経営事項審査に係る総合評価値に変動が生じた場合
- (4) その他知事が特に必要と認める場合

2 前項第1号の申請の方法は、別に定める。

(変更等の届出)

第19条 和歌山県知事から建設業許可を受けかつ資格認定を受けた者については、第13条、第14条又は前条の規定による申請の場合を除き、建設業法第11条第1項に規定にする変更届をもって資格認定に係る変更届の提出があったものとみなす。

- 2 国土交通大臣から建設業許可を受けかつ資格認定を受けた者は、建設業法第3条に規定する許可の更新に係る許可申請書又は建設業法第11条に規定する変更届を国土交通大臣に提出したときは、遅滞なくその申請書又は届の写しを提出するものとする。
- 3 資格認定を受けた者が第3条第1号に該当するにいたった場合は、遅滞なくその旨届け出るものとする。

(格付け)

第20条 格付けは、別に定める基準に基づき、資格認定を受けた者の総合点数を基に行うものとする。

(苦情申立て)

第20条の2 第3条の規定により資格認定を受けることができなかった者又は第9条の規定により認定を取り消された者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 申立者の商号又は名称及び住所
 - (2) 申立てに係る措置
 - (3) 申立ての趣旨及び理由
 - (4) 申立ての年月日
- 3 第1項の申立ては、当該措置の日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

(苦情申立てに対する回答等)

第20条の3 前条第1項の苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の機関の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前述の期間を延長することができるものとする。
- 3 前条第3項に規定する苦情の申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、前条第1項の苦情の申立てを却下することができるものとする。

(指名競争入札への適用)

第21条 真にやむを得ない理由により指名競争入札を行う場合には、資格認定を受けた者のうちから指名する者を選定した上で実施するものとする。

(認定資格の公表)

第22条 入札参加資格審査制度の透明性の一層の向上を図るため、資格審査の結果（資格認定を受けた者、その総合点数及びその格付け）は和歌山県ホームページ等を通じて公表する。

(その他)

第23条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 24 年 1 月 25 日から施行する。

2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 24 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

2 この基準は、平成 26・27 年度入札参加資格に適用し、平成 24・25 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。

2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。

2 この基準による改正後の平成 30・31 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、平成 30・31 年度入札参加資格に適用し、平成 28・29 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。

2 この基準による改正後の令和 2・3 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和 2・3 年度入札参加資格に適用し、平成 30・31 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は令和3年12月9日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和4・5年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和4・5年度入札参加資格に適用し、令和2・3年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は令和5年12月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和6・7年度入札参加資格に適用し、令和4・5年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は令和7年11月28日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和8・9年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和8・9年度入札参加資格に適用し、令和6・7年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は令和8年7月1日から施行する。

別表

資格審査 の区分	受付期間	審査基準日	経営事項審査に係る 期間	資格認定期間
第1回 追加審査	令和8年6月5日 から 令和8年6月19日	令和8年6月1日	令和7年1月1日 から 令和7年12月31日	令和8年9月1日 から 令和10年5月31日
第2回 追加審査	令和8年9月4日 から 令和8年9月18日	令和8年9月1日	令和7年3月1日 から 令和8年2月28日	令和8年12月1日 から 令和10年5月31日
第3回 追加審査	令和8年12月4日 から 令和8年12月18日	令和8年12月1日	令和7年7月1日 から 令和8年6月30日	令和9年3月1日 から 令和10年5月31日
第4回 追加審査	令和9年3月5日 から 令和9年3月19日	令和9年3月1日	令和7年10月1日 から 令和8年9月30日	令和9年6月1日 から 令和10年5月31日
第5回 追加審査	令和9年6月4日 から 令和9年6月18日	令和9年6月1日	令和8年1月1日 から 令和8年12月31日	令和9年9月1日 から 令和10年5月31日
第6回 追加審査	令和9年9月6日 から 令和9年9月21日	令和9年9月1日	令和8年3月1日 から 令和9年2月28日	令和9年12月1日 から 令和10年5月31日

1－(2) 令和 8・9 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準

(趣旨)

第1条 この取扱い基準は、令和 8・9 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査基準」という。）に定める総合点数の算定について、必要な事項を定める。

(技術者)

第2条 技術者とは次の各号に掲げる条件の全てに該当する者をいう。

- (1) 1 か月の賃金が 8 万円以上であること又は個人事業主の専従者であること。
- (2) 営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に係る業務に従事していること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の項目及び基準（同条第 3 項において国土交通大臣が定めることとされた平成 20 年国土交通省告示第 85 号をいう。以下「基準等告示」という。）第一の三の 1 に定める技術職員に該当する者であること。

(総合点数の算定)

第3条 資格審査基準第 12 条第 2 項に規定する客観的事項に係る総合点数（この項において「客観点数」という。）は、資格審査取扱基準第 2 条第 10 号に規定する許可業種に応じた、経営事項審査に係る建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する建設工事の種類ごとの総合評価値をもって客観点数として算定する。

2 資格審査基準第 12 条第 3 項に規定する和歌山県独自事項に係る総合点数は、次の各号に掲げる項目ごとに、当該各号に定める点数とし、資格認定を受けようとする者の許可業種ごとに全各号の点数を合計して得た点数をもって算定する。

- (1) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 1 号に掲げる独占禁止法の遵守体制の整備 審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、全ての許可業種に対して 30 点
- (2) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 2 号に掲げる暴力団排除への取組 審査基準日において次に掲げる条件の全てに該当する場合には、全ての許可業種に対して 30 点
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 14 条第 1 項に規定する不当要求防止責任者（以下「不当要求防止責任者」という。）を選任していること。
 - イ 下記の各号に掲げる期間に、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 14 条第 2 項に規定する講習を不当要求防止責任者に受講させていること。
 - (ア) 定期審査 令和 6 年 1 月 1 日から審査基準日の前日まで
 - (イ) 第 1 回追加審査から第 4 回追加審査まで 令和 6 年 4 月 1 日から審査基準日の前日まで
 - (ウ) 第 5 回追加審査 令和 6 年 6 月 1 日から審査基準日の前日まで

(エ) 第6回追加審査 令和6年9月1日から審査基準日の前日まで

(3) 資格審査基準第12条第3項第3号に掲げる災害時等対応重機の所有 審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、60点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数

(4) 資格審査基準第12条第3項第4号に掲げる災害時対応仮設資材の所有 審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、20点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数

(5) 資格審査基準第12条第3項第5号に掲げる大規模災害時の応急対策業務の取組 審査基準日において次のア又はイのいずれかに該当する場合には、ア又はイに定める許可業種にそれぞれ加点する。

ア 和歌山県知事と大規模災害時における応急対策業務に関する協定（建設業関連業務で和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長が認めるものに限る。）を締結している団体（建設業を主として営む一般社団法人）の会員で、その協定に同意した場合には、次の表の対象団体欄に掲げる団体に応じ許可業種欄に掲げる業種に40点を上限に点数欄に掲げる点数

番号	対象団体	許可業種	点数
1	(一社) 和歌山県建設業協会	土木一式工事	40点
		建築一式工事	40点
2	(一社) 和歌山県空調衛生工業協会	管工事	40点
3	(一社) 和歌山電業協会	電気工事	40点
4	(一社) 和歌山県営繕協会	建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれか	40点

(注) 番号1の行に基づく算定を希望する場合には、番号1の行のみ算定する。

番号2から4の行に基づく算定を希望する場合には、いずれか2つの行を上限として算定する。

イ 和歌山県内市町村と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している一般社団法人等の団体の会員で、その協定に同意した場合 土木一式工事及び建築一式工事それぞれに対して10点

(6) 資格審査基準第12条第3項第6号に掲げる災害時等緊急対応への貢献 審査基準日の前日までの2年間に於いて別に定める基準に該当する工事等を行った場合には、60点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数を加点する。

(7) 資格審査基準第12条第3項第7号に掲げるISO9000シリーズの認証取得 審査基準日においてISO9000シリーズの認証を和歌山県内の営業所すべてにおいて取得している場合には、全ての許可業種に対して20点

(8) 資格審査基準第12条第3項第8号に掲げるISO14000シリーズの認証取得 審査基準日においてISO14000シリーズの認証を和歌山県内の営業所すべてにおいて取得している場合には、全ての許可業種に対して20点（次号の項目との重複算定は行わない。）

- (9) 資格審査基準第12条第3項第9号に掲げるエコアクション21の認証取得 審査基準日においてエコアクション21の認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して10点（前号の項目との重複算定は行わない。）
- (10) 資格審査基準第12条第3項第10号に掲げる産業廃棄物の処理体制 次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して当該各号に定める点数（イ及びウのいずれにも該当する場合は、資格審査の申請者の希望に応じて重複算定を行うことができる。）
- ア 審査基準日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項に規定する許可を受けて産業廃棄物処分業を行っている場合には、全ての許可業種に対して20点
- イ 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けて産業廃棄物処分業を行っている者と審査基準日の前日までの1年間に於いて産業廃棄物の処理に係る契約を締結している場合には、全ての許可業種に対して10点
- ウ 審査基準日において、廃棄物処理法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合には、全ての許可業種に対して10点
- (11) 資格審査基準第12条第3項第11号に掲げる建設キャリアアップシステムへの登録者数 一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録された者を審査基準日において雇用している場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して1人につき2点
- (12) 資格審査基準第12条第3項第12号に掲げる労働災害防止への取組 審査基準日において建設業労働災害防止協会の会員である場合には、全ての許可業種に対して10点
- (13) 資格審査基準第12条第3項第13号に掲げる常時雇用者の確保 審査基準日において次のア又はイに該当する場合には、それぞれア又はイに定める点数（ア及びイに同時に該当する場合には重複算定を行う。）
- ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する従業員を雇用している場合には、60点を上限として全ての許可業種に対して1人につき2点
- (ア) 常時雇用している従業員1人当たりの1か月の賃金が8万円以上であること又は当該従業員が個人事業主の専従者であること
- (イ) 常時雇用している従業員が、営業所又は工事現場において、1か月のうち概ね15日以上建設業に係る業務に従事していること
- イ ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当し、かつ次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する従業員を雇用している場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して1人につき5点（(ア)から(オ)までうちいずれか2以上の項目に同一の従業員が該当する場合であっても、重複算定は行わない。）
- (ア) 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者）
- (イ) 女性職員
- (ウ) ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）
- (エ) 保護観察対象者
- (オ) 審査基準日以前2年の間において市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者

- (14) 資格審査基準第12条第3項第14号に掲げる障害者雇用 審査基準日において次の各号のいずれかに該当する場合には、全ての許可業種に対して20点
- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に該当する者（以下「法定義務建設業者」という。）が、法定雇用率を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用している場合
 - イ 法定義務建設業者でない者が障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者又は同条第4号に規定する知的障害者を1名以上雇用している場合
- (15) 資格審査基準第12条第3項第15号に掲げる建設業関連学科新規卒業者雇用 審査基準日において次のア又はイのいずれかに該当する者を、卒業後1年未満の間に雇用し、かつ審査基準日まで連続して雇用している場合には、20点を上限として別表第1に掲げる許可業種のうちいずれか1つに対して、1人につき5点
- ア 別表第1に掲げる学科を修めて高等学校を卒業後、審査基準日の前日において当該卒業の日から起算して4年未満の者
 - イ 別表第1に掲げる学科を修めて大学等（短期大学、高等専門学校及び大学並びに短期大学と同等以上と国土交通大臣が認めた専修学校等を含む。）を卒業後、審査基準日の前日において当該卒業の日から起算して2年未満の者
- (16) 資格審査基準第12条第3項第16号に掲げる次世代育成支援等への取組 審査基準日において次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合には、10点を上限として全ての許可業種に対して5点
- ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県の労働局に届け出ている場合
 - イ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律120号）第12条第1項又は第4項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県の労働局に届け出ている場合
 - ウ 和歌山県知事が定めるわかやま健康づくりチャレンジ運動実施要綱に基づく登録を行い、同要綱に基づくわかやま健康推進事業所の認定を受けた場合
- (17) 資格審査基準第12条第3項第17号に掲げる完全週休二日制への取組 審査基準日において就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合には、全ての許可業種に対して30点
- (18) 資格審査基準第12条第3項第18号に掲げる工事成績 次のアからウまでに掲げる条件全てに該当する建設工事の工事成績評定点（共同企業体（JV）（2以上の建設業に属する事業の事業者が、1の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負う企業体をいう。以下同じ。）に係るものについては、各構成員に対して算定する。）の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）を基に別表第2により発注を受けた許可業種ごとに算定した点数
- ア 別表第3に定める機関が発注した建設工事であること（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む。）

- イ 審査基準日（追加審査においては、直前の定期審査における審査基準日）の前日までの2年間に於いて竣工検査を受けた建設工事であること
- ウ 当初の契約額が250万円以下の随意契約による工事でないこと

(19) 資格審査基準第12条第3項第19号に掲げる高得点工事成績 次のア及びイの全てに該当する建設工事（以下「高得点工事」という。）で当該高得点工事を算定対象とした総合点数が有効となる日において次のウに掲げる加点期間終了日が到来していないものについて、当該高得点工事に係る許可業種に対して60点を上限に1件につき30点（共同企業体（JV）に係るものについては、各構成員に対して算定する。）なお、令和6・7年度の総合点数の算定対象となっている高得点工事のうち資格審査基準第8条に定める定期審査の認定期間開始日において、次のウに掲げる加点期間終了日が到来していないものについては、引き続き総合点数の算定対象とする。

ア 別表第3に定める機関が発注した建設工事であること（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む。）

イ 工事成績評定点が別表3に定める高得点工事基準評定点以上であること

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか先に到来する日

(ア) 当該高得点工事の工事成績の通知を受けた日から30日が経過した日を含む受付期間に係る再算定に基づく総合点数が効力を有することとなる日から2年が経過した日

(イ) 資格審査基準第8条第1項に定める定期審査の資格認定の有効期間が開始する日又は同基準第17条に定める再算定の総合点数が効力を有することとなる日のうち、当該高得点工事を算定の対象とした総合点数が有効になった日から1日が経過した日の直前の日から2年が経過した日

(20) 資格審査基準第12条第3項第20号に掲げる和歌山県優良工事表彰 審査基準日の属する年度又はその前年度において和歌山県優良工事表彰を受賞した場合には、当該工事の発注を受けた許可業種に対して30点（本号の算定対象期間は資格審査基準第8条の認定期間の満了日までとする。ただし、資格審査基準第5条第1項の審査基準日の属する前年度に和歌山県優良工事表彰を受賞し、かつ令和6・7年度入札参加資格において加点を受けている場合は、令和9年5月31日までとする。）

(21) 資格審査基準第12条第3項第21号に掲げる技術者数 審査基準日において技術者を雇用している場合には、180点を上限として当該技術者が有する資格が有効である許可業種に対して次のアからウまでに定める点数（当該技術者がアからウまでのうち2以上の項目に該当する場合は、いずれか最も高い点数のみを算定する。）

ア 経営事項審査における1級の資格を有する技術者1人につき10点

イ 経営事項審査における2級の資格を有する技術者、登録基幹技能者又は建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により評価が最上位の区分若しくは最上位に次ぐ区分に該当する者1人につき5点

ウ 経営事項審査におけるその他の資格を有する技術者1人につき3点

(22) 資格審査基準第12条第3項第22号に掲げる優秀施工者国土交通大臣顕彰 優秀施工

者国土交通大臣顕彰を受賞した者を審査基準日において雇用している場合には、全ての許可業種に対して 20 点

- (23) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 23 号に掲げる技術力向上への取組 審査基準日において別表第 4 に定める団体の推奨単位数を満たしている技術者を雇用している場合には、全ての許可業種に対して 10 点を上限として 1 人につき 2 点

- 3 前項第 19 号、第 20 号及び第 22 号の規定は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱第 3 条に定める別表第 1 第 1 項（過失による粗雑工事等）による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から 2 年間、加点を認めないものとする。但し、当該期間が経過するまでの間に、その者が資格認定を受けた入札参加資格の有効期間が満了し、かつ、当該有効期間の満了後も新たに資格認定を受けて引き続き入札参加資格を有することとなった場合は、先の有効期間の満了時に未了となっていた当該期間の残余の日数は次の有効期間に繰り越すものとする。

（総合点数の特別加算）

第4条 審査基準日以前の 3 年の間に建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けている他の者と合併し、又は建設業許可を受けている他の者から事業譲渡を受けた者から別に定める手続により申請があった場合には、総合点数の算定に際し特別加算を行う。

- 2 加算する点数は、入札参加資格の認定を受けている許可業種ごとに経営事項審査の当該許可業種の総合評定値の 10%に相当する点数（ただし、その点数に小数点以下の端数を生じたときは切り上げるものとする。）とする。
- 3 特別加算を行う期間は、総合点数の再算定のあった日から 3 年を経過するまでの間とする。

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 13 日から施行します。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 14 日から施行します。

附 則

この基準は、平成 21 年 12 月 9 日から施行します。

附 則

この基準は、平成 23 年 6 月 24 日から施行します。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降に加点のための再算定を申請する者から適用するものとし、平成 25 年 3 月 31 日において現に加点を受けている者及び平成 25 年 3 月 31 日以前に加点のための再算定を申請している者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

- 2 この基準は、平成 26・27 年度入札参加資格に適用し、平成 24・25 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。
2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。
2 この基準による改正後の平成 30・31 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、平成 30・31 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、平成 28・29 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。
2 この基準による改正後の令和 2・3 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和 2・3 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、平成 30・31 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和3年12月9日から施行する。
2 この基準による改正後の令和4・5年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和4・5年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、令和2・3年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和5年12月1日から施行する。但し、第3条第3項の規定は、令和6年1月1日以降に停止措置を受けた者に対して適用する。
2 この基準による改正後の令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和6・7年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、令和4・5年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和 7 年 11 月 28 日から施行する。
2 この基準による改正後の令和 8・9 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和 8・9 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、令和 6・7 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和8年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1（第3条第15号関係）

許可業種 関連学科	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む。）に関する学科	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○			○		○	○		○		○	○
建築学に関する学科		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○
都市工学に関する学科	○	○	○							○				○		○			○				○			○		○	
衛生工学に関する学科	○									○			○											○		○		○	
交通工学に関する学科	○												○																
電気工学に関する学科								○												○	○						○		
電気通信工学に関する学科								○													○								
機械工学に関する学科									○		○	○		○	○					○	○			○	○	○	○	○	○
林学に関する学科																							○						
鉱山学に関する学科																								○					

（注）

- 1 関連学科については、資格認定の申請の対象となる許可業種に係る建設業法第27条の技術検定の検定種目につき、同法第27条の2の規定により指定試験機関が指定学科として定めている場合は、当該学科の名称が上記の名称と合致していない場合であっても関連学科として取り扱う。
- 2 この表において、次の表記は、各々に掲げる許可業種の略称である。
 - (1) 土 土木一式工事
 - (2) 建 建築一式工事
 - (3) 大 大工工事
 - (4) 左 左官工事
 - (5) と とび・土工・コンクリート工事
 - (6) 石 石工事
 - (7) 屋 屋根工事
 - (8) 電 電気工事
 - (9) 管 管工事
 - (10) タ タイル・れんが・ブロック工事
 - (11) 鋼 鋼構造物工事
 - (12) 筋 鉄筋工事
 - (13) 舗 舗装工事
 - (14) し しゅんせつ工事
 - (15) 板 板金工事
 - (16) ガ ガラス工事
 - (17) 塗 塗装工事
 - (18) 防 防水工事
 - (19) 内 内装工事
 - (20) 機 機械器具設置工事
 - (21) 絶 熱絶縁工事
 - (22) 通 電気通信工事
 - (23) 園 造園工事
 - (24) 井 さく井工事
 - (25) 具 建具工事
 - (26) 水 水道施設工事
 - (27) 消 消防施設工事
 - (28) 清 清掃施設工事
 - (29) 解 解体工事

別表第2（第3条第18号関係）

平均点	54.5 点未満	54.5 点以上 55.5 点未満	55.5 点以上 56.5 点未満	56.5 点以上 57.5 点未満	57.5 点以上 58.5 点未満	58.5 点以上 59.5 点未満	59.5 点以上 60.5 点未満	60.5 点以上 61.5 点未満	61.5 点以上 62.5 点未満	62.5 点以上 63.5 点未満	63.5 点以上 64.5 点未満
配点	－60	－50	－45	－40	－35	－30	－25	－20	－15	－10	－5

平均点	64.5 点以上 65.5 点以下	65.5 点超 66.5 点以下	66.5 点超 67.5 点以下	67.5 点超 68.5 点以下	68.5 点超 69.5 点以下	69.5 点超 70.5 点以下	70.5 点超 71.5 点以下	71.5 点超 72.5 点以下	72.5 点超 73.5 点以下	73.5 点超 74.5 点以下	74.5 点超 75.5 点以下
配点	0	10	20	30	40	50	56	62	68	74	80

平均点	75.5 点超 76.5 点以下	76.5 点超 77.5 点以下	77.5 点超 78.5 点以下	78.5 点超 79.5 点以下	79.5 点超 80.5 点以下	80.5 点超 81.5 点以下	81.5 点超 82.5 点以下	82.5 点超 83.5 点以下	83.5 点超 84.5 点以下	84.5 点超	
配点	86	92	98	104	110	116	122	128	134	140	

別表第3（第3条第18号、第19号関係）

発注部局名		発注機関名	高得点工事基準評定点
総務部	総務管理局	管財課	75点
危機管理部	危機管理局	防災企画課	
地域振興部	地域政策局	デジタル社会推進課	
環境生活部	環境政策局	脱炭素政策課	
商工労働部	商工労働政策局	公営企業課	
農林水産部	農林水産政策局	農業農村整備課	
	森林林業局	林業振興課	
		森林整備課	
	水産局	水産振興課	
県土整備部	道路局	道路政策課	
		道路保全課	
		道路建設課	
	河川下水道局	河川課	
		砂防課	
		下水道課	
	都市住宅局	都市政策課	
		建築住宅課	
		公共建築課	
	港湾空港局	港湾漁港整備課 ー 和歌山下津港湾事務所	
振興局	海草振興局	農林水産振興部 建設部	
	那賀振興局	農林水産振興部 建設部	
	伊都振興局	農林水産振興部 建設部	
	有田振興局	農林水産振興部 建設部	
	日高振興局	農林水産振興部 建設部	
	西牟婁振興局	農林水産振興部 建設部	
	東牟婁振興局	農林水産振興部 串本建設部 新宮建設部	
教育委員会事務局	教育総務局	総務課	
	生涯学習局	文化遺産課 ー 県立紀伊風土記の丘	
警察本部	警務部	会計課	80点

※組織改正等により名称が変更しても適用する。

別表第4（第3条第23号関係）

コード	団体名	推奨単位		有効とする証明期間
		1年間	その他	
01	(公社)空気調和・衛生工学会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
02	(一社)建設コンサルタンツ協会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
03	(公社)地盤工学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
04	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
05	(公社)土木学会	50	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
06	(一社)日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
07	(公社)日本技術士会	50	150(3年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
08	(公社)日本造園学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
09	(公社)日本都市計画学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
10	(公社)農業農村工学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
11	(公社)日本建築士会連合会	12	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
12	(一財)建設業振興基金	12	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
13	(一社)交通工学研究会 (TOE交通技術上級資格者)	50	200(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
	(TOP交通技術資格者)	40	150(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
14	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
15	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
16	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	40(2年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
17	(一社)全日本建設技術協会	25	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
18	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。

(ア) 独占禁止法の遵守体制の整備 基準

(評価基準)

次の1から4の全てを満たす場合は、30点を加点します。

- 1 審査基準日時点において、下記に示す「独占禁止法遵守マニュアル」例に基本的に則した形で作成されている独占禁止法遵守マニュアルを所持していること。
- 2 「独占禁止法遵守マニュアル」例の2社内組織と実施事項等ー(4)実施事項ーア継続的な研修の実施について、審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること。
- 3 監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること。
- 4 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること。

(イ) 災害時等対応重機の所有 基準

(評価対象となる重機)

対応重機	標準バケット容量・積載重量	審査基準日時点の状態	要件
バックホウ	山積0.11m ³ (旧JIS0.10m ³)以上	自社所有(単独所有) 又は 1年以上のリース契約 (ファイナンスリース契約に限る)	労働安全衛生法に規定する 定期(特定)自主検査を受けて いること。 車検を受けていること。
トラクターショベル (ショベルローダー)	クロー式: 平積0.4m ³ 以上 ホイール式: 山積0.34m ³ 以上		
ダンプトラック	2t以上		

(評価対象者)

評価対象者は、審査基準日時点において次に掲げる(1)から(4)の事項を全て満たしている者。

(1)	【バックホウ(1台)+ダンプトラック(1台)】又は【トラクターショベル(1台)+ダンプトラック(1台)】の少なくともどちらかの所有状態であること。								
(2)	(1)のバックホウ又はトラクターショベル（公道走行不可の場合）を回送できる車両を1台は自社所有（車検を受けていること。）していること。但し、トラクターショベル（公道走行可の場合）、又は回送を業者に委託している場合はこの限りではない。								
(3)	<table><tr><td>バックホウ</td><td rowspan="4">資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。</td><td rowspan="4">運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。 バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。 ※ダンプトラックと回送車を兼ねる場合は除く。</td></tr><tr><td>トラクターショベル</td></tr><tr><td>ダンプトラック</td></tr><tr><td>回送車両</td></tr></table>	バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。 バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。 ※ダンプトラックと回送車を兼ねる場合は除く。	トラクターショベル	ダンプトラック	回送車両		
バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。 バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。 ※ダンプトラックと回送車を兼ねる場合は除く。							
トラクターショベル									
ダンプトラック									
回送車両									
(4)	災害時等において、県に協力を確約するもの。								

（評価の方法）

(1)	【バックホウ（１台）＋ダンプトラック（１台）】所有の場合：３０点を加点 又は 【トラクターショベル（１台）＋ダンプトラック（１台）】所有の場合：３０点を加点
(2)	■バックホウ・・・・・・・・・・１台増えるごとに１０点を加点 ■トラクターショベル・・・・・・・・１台増えるごとに１０点を加点 ■ダンプトラック・・・・・・・・・・１台増えるごとに５点を加点
(3)	(1)＋(2)で合計６０点を上限とする。

（現地調査）

対応重機は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。

（ウ） 災害時対応仮設資材の所有 基準

（評価対象となる資材）

対応資材	規 格	審査基準日時点の状態
H形鋼	高さ300mm以上、幅150mm以上、長さ5m以上	自社所有（単独所有）
鋼矢板	Ⅱ型以上、長さ6m以上	

（評価対象者）

評価対象者は、審査基準日時点において、対応資材を自社所有し、災害時に県へ資材提供の協力を確約する者。

（評価の方法）

(1)	【H形鋼】３ｔ以上所有：１０点を加点
(2)	【鋼矢板】８ｔ以上所有：１０点を加点
(3)	(1)＋(2)で合計２０点を上限とする。
(4)	審査基準日時点において、工事に使用しているものも認めるが、対応資材であると確認できないものは認めない。

（現地調査）

対応資材は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。

(エ) 災害時等緊急対応への貢献 基準

(評価対象となる災害時等緊急対応)

対応工事	内 容
緊急工事	和歌山県内における大雨等による崩土の除去等の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人が緊急依頼した工事。
維持工事	和歌山県内における崩土除去や路面凍結防止剤散布等の道路維持工事等において、路線等一定区間における不測時の対応の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人の要請によるもの。
その他	各振興局建設部長等が緊急的な対応と認めたもの。

(評価対象者)

評価対象者は、審査基準日の前日までの2年間に、和歌山県内で災害時緊急対応を行い、国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人と直接契約を交わした者。

※ 元請け業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された下請け業者も対象となります。

(評価の方法)

(1)	【緊急工事】：1件につき20点を加算
(2)	【維持工事】：1件につき20点を加算（工事の実績がある場合のみ）
(3)	(1) + (2) で合計60点を上限とする。

(才) 総合点数の特別加算 基準

(特別加算の要件)

総合点数算定取扱い基準の（総合点数の特別加算）に規定する総合評定値の10%に相当する点数を加えて算定することとする場合とは、以下のすべての要件を満たしている場合とします。

(1)	合併して存続する会社または事業譲渡を受けた者（以下「存続者」とする。）および合併して存続しないこととなる会社または事業譲渡を行った者（以下「非存続者」とする。）のいずれかが合併または事業譲渡を受けた日（以下、「合併等の日」とする。）までの間、連続して4年間以上和歌山県の建設工事に係る入札参加資格を有していた者及び業種であること。
(2)	存続者及び非存続者の双方が合併等の日までの間、連続して4年間以上、建設業法上の主たる営業所が、和歌山県内であること。
(3)	非存続者は有している全ての業種の建設業許可を廃業すること。
(4)	合併等の日以前の直近経営事項審査基準日時点で非存続者に所属していた技術者のうち半数以上が合併等の日に存続者に所属していること。 ※ 技術者：経営規模等評価申請において別紙二（技術職員名簿）に記載すべき者
(5)	非存続者が法人でかつ存続者が個人業者の合併又は事業譲渡でないこと。
(6)	非存続者及び非存続者の双方が合併等の日までの間、連続して2年間以上、特別加算を受けていないこと。

(地方基準点数の取扱)

総合点数算定取扱い基準に規定する地方基準点数の取扱は、以下のとおりとします。

(1)	「災害時等緊急対応への貢献」「工事成績」、「高得点工事成績」及び「和歌山県優良工事表彰」に係る実績は、存続者と非存続者を合算して評価する。
(2)	その他の項目については、存続者が該当する場合に加点する。

2-1(1) 令和 8・9 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準

(趣旨)

第1条 和歌山県が執行する建設工事に係る条件付き一般競争入札における県内建設業者の格付けについては、令和 8・9 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査基準」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(目的)

第2条 和歌山県発注の建設工事において、適正な施工を確保するとともに、和歌山県建設工事入札参加資格認定者（以下「資格認定者」という。）の施工能力に応じた競争入札を実施するために、資格認定者に対し格付けを行う。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可業種 資格審査基準第 2 条第 10 号に規定する許可業種のことをいう。
- (2) 経営事項審査 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査をいう。
- (3) 技術者 建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者の要件を満たす者をいう。

(格付け)

第4条 資格認定者の格付けは、許可業種ごとに行う。

- 2 土木一式工事の格付けについては、A、B、C 及び D の 4 ランクで行う。
- 3 建築一式工事、電気工事及び管工事（以下「建築一式工事等」という。）の格付けについては、A、B 及び C の 3 ランクで行う。
- 4 その他の許可業種の格付けについては W の 1 ランクで行う。

(格付けの方法)

第5条 格付けは、定期審査又は追加審査に際して、資格審査基準第 12 条に規定する総合点数（以下「総合点数」という。）を基に別表第 1 に定める基準により行うものとする。

(暴力団排除への取組による格付けの例外措置)

第6条 前条の規定により行われた格付けが総合点数で A ランクに格付けされることとなる者が、令和 8・9 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準（以下「総合点数算定基準」という。）第 3 条第 2 項第 2 号に定める「暴力団排除への取組」の項目の算定基準を満たさない場合は、前条の規定にかかわらず B ランクに格付けする。

(独占禁止法の遵守体制の整備による格付けの例外措置)

第 6 条の 2 第 5 条の規定により行われた格付けが総合点数で A ランクに格付けされることとなる者が、総合点数算定基準第 3 条第 2 項第 1 号に定める「独占禁止法の遵守体制の整備」の項目の算定基準を満たさない場合は、前 2 条の規定にかかわらず B ランクに格付けする。

（工事成績不良によるランクダウン）

第10条 別表第2に掲げる機関が発注した建設工事（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む。）において工事成績評定点が55点未満であった者は、90日間のランクダウンとする。

（施工体制の不備によるランクダウン）

第11条 施工体制Gメンから初回の指導書の交付を受け、1年以内にさらに再度の指導書の交付を受けた者は90日間のランクダウンとする。

2 施工体制Gメンから改善勧告書の交付を受けた者は、90日間のランクダウンとする。

（工事実績情報システムへの不登録によるランクダウン）

第12条 市町村等発注工事（当該発注工事の契約価額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が2,500万円以上の建設工事に限る。）について、当該発注工事の契約において履行義務が課せられているにも関わらず工事実績情報システム（一般社団法人日本建設情報総合センターが、国、都道府県、市町村等の公共工事を受注した建設業者から、当該受注工事に係る実績の登録を受け、当該登録の内容についてその一部を公表又は国、都道府県、市町村等への情報提供を行うシステムであって、CORINS（Construction Records Information System）と称するものをいう。）への登録を行っていない者（当該登録について、2回以上にわたり是正を求めても当該登録を行わない者に限る。）は、90日間のランクダウンとする。

（申請の怠りによるランクダウン）

第13条 資格審査基準第14条の規定による総合点数の再算定の申請を、資格審査基準第17条各号に規定する期間に属する日であって、資格審査基準第15条に規定する再算定申請締切日に該当する日までに行わなかった者は、90日間のランクダウンとする。

2 前項の規定にかかわらず、故意に虚偽の申請を行うことにより、災害時等対応重機又は災害時対応仮設資材について、事実に基づかない加点を受けていた者は、180日間のランクダウンとする。

（産業廃棄物の不適正処理によるランクダウン）

第14条 別表第2に掲げる機関が発注した建設工事（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む。）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票について、同条の規定による処理を適正に行わなかった者は、90日間のランクダウンとする。

（労働保険料の未納によるランクダウン）

第15条 労働保険料の未納がある者は、当該未納に係る未納金及び遅延金を完納するまでの間、ランクダウンとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定するランクダウンを受けた者が、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、その間のランクダウンを猶予する。

- (1) ランクダウンを受けるまでの間の資格審査基準第8条に規定する入札参加に係る資格認定の有効期間内において、和歌山県知事に対し前項の労働保険料の未納に関して行った誓約に違反していないこと
- (2) 前項の労働保険料の未納に係る未納金及び遅延金について、令和8・9年度入札参加資格認定の有効期間内に、毎月概ね同額を分納すること等により未納を解消する計画を立て、その計画に対して所管の労働局の承認を受け、その計画を和歌山県知事に報告していること（その計画について、所管労働局の同意の有無に関わらず、変更があった場合を除く。）
- (3) 前号の計画を誠実に履行し、その履行の内容を確認できる書類を毎月和歌山県知事に提出すること
- (4) 前項の労働保険料の未納を新たに発生させないこと

（社会保険料の未納によるランクダウン）

第16条 社会保険料の未納がある者は、当該未納に係る未納金及び遅延金を完納するまでの間、ランクダウンとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定するランクダウンを受けた者が次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、その間のランクダウンを猶予する。

- (1) ランクダウンを受けるまでの間の資格審査基準第8条に規定する入札参加に係る資格認定の有効期間内において、和歌山県知事に対し前項の社会保険料の未納に関して行った誓約に違反していないこと
- (2) 前項の社会保険料の未納に係る未納金及び遅延金について、令和8・9年度入札参加資格認定の有効期間内に、毎月概ね同額を分納すること等により未納を解消する計画を立て、その計画に対して所管の年金事務所の承認を受け、その計画を和歌山県知事に報告していること（その計画について、所管年金事務所の同意の有無に関わらず、変更があった場合を除く。）
- (3) 前号の計画を誠実に履行し、その履行の内容を確認できる書類を毎月和歌山県知事に提出すること
- (4) 前項の社会保険料の未納を新たに発生させないこと

（届出によらない再格付け）

第17条 知事は、第5条の規定により格付けを行われた者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、次条の規定にかかわらず、速やかに再格付けを行うものとする。

- (1) 資格審査基準の規定に基づき、総合点数について再算定が行われた場合
- (2) 第6条から第7条までの規定により格付けの例外措置が行われた場合
- (3) 第8条の規定により格付けの取消しが行われた場合
- (4) 第9条第1項に規定するランクダウンが行われた場合
- (5) 第9条第2項第1号に定める期間が満了した場合

（届出による再格付け）

第18条 知事は、第5条の規定により格付けを行われた者から次の各号に掲げる届出があり、届出の内容が事実であると確認できた場合には、速やかに再格付けを行うものとする。

- (1) 第6条から第7条までの規定による格付けの例外措置について、当該例外措置の事由を解消したことの届出（別記第1号様式）

- (2) 第8条の規定による格付けの取消しについて、当該取消しの事由を解消したことの届出（別記第2号様式）
- (3) 第15条及び第16条の規定によるランクダウンについて、当該ランクダウンの事由を解消したことの届出（別記第3号様式）
（格付けの通知と公表）

第19条 知事は、資格認定者に対し、次の各号に掲げる事項を行った場合には、当該者に資格認定通知書を送付する。

- (1) 第5条の規定による格付けを行った場合
 - (2) 第6条の2又は第7条の規定による格付けの例外措置を行った場合
 - (3) 第8条の規定による格付けの取消しを行った場合
 - (4) 第9条第1項に規定するランクダウンを行った場合
 - (5) 第17条又は第18条の規定による再格付けを行った場合
- 2 前項の格付けの状況及びランクダウンの状況については、和歌山県ホームページで公表する。

（苦情申立て）

第20条 第8条の規定により格付けを取り消された者又は第9条第1項に規定するランクダウンを受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 申立者の商号又は名称及び住所
 - (2) 申立てに係る措置
 - (3) 申立ての趣旨及び理由
 - (4) 申立ての年月日
- 3 第1項の申立ては、当該措置の日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

（苦情申立てに対する回答等）

第21条 前条第1項の苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の機関の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の期間を延長することができるものとする。
- 3 前条第3項に規定する苦情の申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、前条第1項の申立てを却下することができるものとする。

（工事発注）

第22条 建設工事の発注に際しての条件付き一般競争入札における入札参加条件は、ランクにより行うことを基本とし、工事の規模及び内容等に応じて、総合点数等を条件として付加できることとする。

（発注基準）

第23条 前条の建設工事に係る発注の基準は、次の各号に掲げる許可業種に応じて、各号に定める。ただし、別表第2に掲げる発注機関の長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 土木一式工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,600 万円以上
B	1,800 万円以上、3,600 万円未満
C	600 万円以上、1,800 万円未満
D	600 万円未満

- (2) 建築一式工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,600 万円以上
B	1,200 万円以上、3,600 万円未満
C	1,200 万円未満

注 Aランクに格付けされた者は、Bランク及びCランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。ただし、海草振興局建設部（海南工事事務所を除く。）管内においてはBランクの発注基準額の入札にのみ参加できるものとする。また、Bランクに格付けされた者は、Cランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

- (3) 電気工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,600 万円以上
B	1,000 万円以上、3,600 万円未満
C	1,000 万円未満

注 Aランクに格付けされた者は、Bランク及びCランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。また、Bランクに格付けされた者は、Cランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

- (4) 管工事 次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,600 万円以上
B	1,000 万円以上、3,600 万円未満
C	1,000 万円未満

注 Aランクに格付けされた者は、Bランク及びCランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。ただし、海草振興局建設部（海南工事事務所を除く。）管内においてはBランクの発注基準額の入札にのみ参加できるものとする。また、Bランクに格付けされた者は、Cランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

(地域要件)

第24条 土木一式工事における条件付き一般競争入札に係る地域要件については、下表のとおりとする。

発注基準額	地域要件（構成建設部等の名称）
1 億 2,000 万円以上	県内一円
6,000 万円以上、1 億 2,000 万円未満	海草（海南工事事務所を含む。）・那賀・伊都
	有田・日高
	西牟婁・串本・新宮
3,600 万円以上、6,000 万円未満	海草（海南工事事務所を含む。）
	那賀・伊都
	有田
	日高
	西牟婁
	串本・新宮
3,600 万円未満	海草（海南工事事務所を除く。）
	那賀
	伊都
	有田
	日高
	西牟婁
	串本
	新宮
	海南工事事務所

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

2 この基準は、平成 26・27 年度入札参加資格に適用し、平成 24・25 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の平成 30・31 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、平成 30・31 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、平成 28・29 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 2・3 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 2・3 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、平成 30・31 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和 3 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 4・5 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 4・5 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、令和 2・3 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 6・7 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 6・7 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、令和 4・5 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和 7 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和 8・9 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 8・9 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、令和 6・7 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

許可業種	総合点数の範囲	ランク
土木一式工事	1,000 以上	A
	880 以上、1,000 未満	B
	750 以上、880 未満	C
	750 未満	D
建築一式工事	700 以上	A
	600 以上、700 未満	B
	600 未満	C
電気工事	660 以上	A
	520 以上、660 未満	B
	520 未満	C
管工事	690 以上	A
	580 以上、690 未満	B
	580 未満	C
その他の業種	—	W

別表第2（第10条、第14条関係）

発注部局名		発注機関名	高得点工事基準評定点
総務部	総務管理局	管財課	75点
危機管理部	危機管理局	防災企画課	
地域振興部	地域政策局	デジタル社会推進課	
環境生活部	環境政策局	脱炭素政策課	
商工労働部	商工労働政策局	公営企業課	
農林水産部	農林水産政策局	農業農村整備課	
		林業振興課	
	森林林業局	森林整備課	
		水産振興課	
県土整備部	水産局	道路政策課	
		道路保全課	
		道路建設課	
	河川下水道局	河川課	
		砂防課	
		下水道課	
	都市住宅局	都市政策課	
		建築住宅課	
		公共建築課	
	港湾空港局	港湾漁港整備課 ー 和歌山下津港湾事務所	
振興局	海草振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	那賀振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	伊都振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	有田振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	日高振興局	農林水産振興部	
		建設部	
教育委員会事務局	西牟婁振興局	農林水産振興部	80点
		建設部	
	東牟婁振興局	農林水産振興部	
		串本建設部	
	新宮建設部	新宮建設部	
		新宮建設部	
警察本部	教育総務局	総務課	
	生涯学習局	文化遺産課 ー 県立紀伊風土記の丘	
	警務部	会計課	

※組織改正等により名称が変更しても適用する。

別記第1号様式（第18条関係）

格付けの例外措置事由の解消の報告書

令和____年____月____日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地_____

商号又は名称_____

代表者役職氏名_____

許可番号

大臣・知事コード

--	--

第

許

可

番

号

--	--	--	--	--	--

号

令和8・9年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第18条の規定に基づき、下記により格付けの例外措置の事由を解消したことを報告します。

記

- 1 暴力団排除への取組を始めた。
- 2 独占禁止法の遵守体制の整備を始めた。
- 3 _____業種において技術者が2名以上になった。

※ 該当する項目の数字を○で囲むこと。

※ 3に該当する場合には業種を記入すること。

【添付書類】

- 暴力団による不当要求防止責任者講習の受講証の写し（1に該当する場合）
- 独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書の写し及び独占禁止法遵守マニュアルの写し（2に該当する場合）
- 県の受付印のある入札参加資格申請に係る変更用・技術職員登録書（様式第5号）の写し（3（下線削除）に該当する場合）

※ 申請する項目に応じていずれかを添付すること

別記第2号様式（第18条関係）

格付けの取消し事由の解消の報告書

令和____年____月____日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地_____

商号又は名称_____

代表者役職氏名_____

許可番号

大臣・知事コード

--	--

第

許

可

番

号

--	--	--	--	--	--

号

令和8・9年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第18条の規定に基づき、下記により格付けの取消しの事由を解消したことを報告します。

記

- 1 外注費が95%未満になった。
- 2 _____業種において技術者が2名以上になった。
- 3 営業所が基準を満たした。

※ 該当する項目の数字を○で囲むこと。

※ 2に該当する場合には業種を記入すること。

【添付書類】

- 県の受付印のある建設業許可に係る決算変更届の写し（1に該当する場合）
- 県の受付印のある入札参加資格申請に係る変更用・技術職員登録書（様式第5号）の写し（2に該当する場合）

※ 申請する項目に応じていずれかを添付すること

別記第3号様式（第18条関係）

ランクダウン事由の解消の報告書

令和____年____月____日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地_____

商号又は名称_____

代表者役職氏名_____

許可番号

大臣・知事コード

--	--

第

許

可

番

号

--	--	--	--	--	--

号

令和8・9年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第18条の規定に基づき、下記によりランクダウンの事由を解消したことを報告します。

記

- 1 労働保険料の未納を解消した。
- 2 社会保険料の未納を解消した。

※ 該当する項目の数字を○で囲むこと。

【添付書類】

- 労働局が発行する労働保険料に未納がないことの証明書（1に該当する場合）
- 年金事務所が発行する社会保険料に未納がないことの証明書（2に該当する場合）

※ 申請する項目に応じていずれかを添付すること

「令和8・9年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準」第8条第2号の規定に係る基準について

「令和8・9年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準」第8条第2号に規定する営業所の基準は、次に掲げる要件全てを満たしていることとする。

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に掲示している。
- 2 建設業法第40条の3に規定する帳簿を整備し保存している。
- 3 不適切な転送を行っていない電話を有している。
- 4 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない。
- 5 契約用の印鑑を保管している。
- 6 入札するためのパソコン及びインターネット回線を有している。（ブロードバンドサービスの提供を受けることができないエリアに営業所がある場合を除く。）
- 7 机、椅子を設置している。
- 8 トイレ、水道施設、電気設備（照明）を設置している。
- 9 営業（接客、契約等）を行うための施錠可能な扉と四方を固定された壁（造作壁）で囲まれた独立した場所（スペース）を有している。
- 10 営業（接客、契約等）を行うための備品を有している。
- 11 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている。

（注） 5から11の要件については、各々の要件を満たしていない場合に、真にやむをえない理由があると技術調査課長が認めた場合には、要件を満たした営業所とみなすことができる。

2-2(2) 令和8・9年度入札参加資格(県内建設業)の承継手続について

令和8・9年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(以下「資格審査取扱い基準」という。)第11条の規定に基づき承継手続について下記のとおり定める。

記

1 承継人等の欠格事由

資格審査取扱い基準第3条第3号から第6号まで及び同条第9号から第16号までのいずれかに該当する者を承継人又は承継会社(以下「承継人等」という)とする入札参加資格の承継は認めない。

2 承継の要件

以下の場合には建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第17条の2及び法第17条の3に定める建設業許可の承継の認可(以下「認可」という。)の有無にかかわらず、入札参加資格の承継を認めるものとする。

- (1) 個人から法人へ組織変更する場合で、以下のすべての要件を満たしている場合(個人が被承継人、法人が承継会社となる。)

ア 許可を受けた個人の建設業を廃業すること。

イ 個人の事業主が組織変更後の法人の代表者となること。

ウ 個人の事業主が、組織変更後の法人の出資総額又は株式総数の過半数を所有すること。

エ イ及びウの状態を承継の承認後1年以上継続すること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。

オ 個人の営業に関する債権債務の組織変更後の法人への引継は、営業の同一性を保つものであること。

- (2) 個人事業主が死亡又は高齢等により建設業を継続できなくなり建設業を後継者に引き継ぐ場合で、以下のすべての要件を満たしている場合(建設業を継続できなくなった個人事業主が被承継人、後継者が承継人となる。)

ア 後継者が当該個人事業主と同居している親族、もしくは当該個人事業主と別居している2親等以内の血族であること。

イ 個人事業主が建設業を後継者に引き継ぐことに対し、当該個人事業主のすべての相続人が同意していること。

- (3) 会社間で合併をした場合で、以下のすべての要件を満たしている場合

ア 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ 被承継会社が全ての建設業を廃業するとともに入札参加資格を辞退すること。

ウ 被承継会社及び承継会社の合併期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ 合併期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ 工事施工にかかる資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

(4) 会社間で会社分割をした場合で、以下のすべての要件を満たしている場合

ア 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ 被承継会社が承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること。

ウ 被承継会社及び承継会社の分割期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ 分割期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ 工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

(5) 会社間で事業譲渡をした場合で、以下の全ての要件を満たしている場合

ア 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ 被承継会社は承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること。

ウ 被承継会社及び承継会社の譲渡期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ 譲渡期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ 工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

3 承継の申請

入札参加資格（県内建設業）の承継は、第2項の要件を満たす者からの申請により行うものとする。

4 承継の申請期限

第3項に定める申請は、その事由が発生した日から3か月以内に行わなければならない。

5 承継の申請書類

申請に必要な書類は、以下のとおりとする。

(1) 第2項第1号に定める場合の承継申請に必要な書類

ア 和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（法人成り）（別記様式第1号）

- イ 誓約書（別記様式第2号）
 - ウ 被承継人の事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
 - エ 設立した法人の商業登記に係る全部事項証明書、定款、創立総会の議事録（会社法第25条第1項第2号の方法により設立する場合に限る。）及び財務諸表
 - オ 個人の営業の最終年度に関する財務諸表
 - カ 同意書（添付書類ア）
 - キ 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
 - ク 株主等調書（添付書類ウ）
 - ケ （認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
 - コ （国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
 - サ その他知事が必要と認めるもの
- (2) 第2項第2号に定める場合の承継申請に必要な書類
- ア 和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（個人承継）（別記様式第3号）
 - イ 承継人と被承継人の続柄及び被承継人のすべての相続人が確認できる被承継人に係る戸籍謄本等（必要な場合には除籍謄本等）
 - ウ 営業引継に対する同意書（別記様式第4号）及びすべての相続人の印鑑証明書
 - エ 承継人については事業の開始により、被承継人については事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
 - オ 被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表
 - カ 承継人の営業開始時の財務諸表
 - キ 同意書（添付書類ア）
 - ク 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
 - ケ （認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
 - コ （国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
 - サ その他知事が必要と認めるもの
- ただし、和歌山県知事へ法第17条の3に定める相続による承継の認可を申請した場合はイ、ウの提出を省略できる。
- (3) 第2項第3号、4号又は5号の承継申請に必要な書類
- ア 和歌山県建設工事入札参加資格（県内建設業）承継申請書（会社間承継）（別記様式第5号）
 - イ 施工実績に係る誓約書（別記様式第6号）（第2項第4号又は第5号において被承継会社も存続する場合）
 - ウ 契約書（合併、会社分割のうち吸収分割又は事業譲渡）又は分割計画書（会社分割のうち新設分割）、並びに承継する資産及び技術者の移籍の内容が確認できる書類
 - エ 株主総会議事録
 - オ 公告の写し（第2項第3号又は第4号の場合）
 - カ 被承継会社及び承継会社の商業登記簿に係る全部事項証明書
 - キ 承継会社の建設業許可証の写し
 - ク 入札参加資格辞退届（被承継会社）
 - ケ 同意書（添付書類ア）
 - コ 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）

- サ 株主等調書（添付書類ウ）
- シ（国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
- ス その他知事が必要と認めるもの

6 承継の単位

承継の単位は、法に定める 29 業種単位とし、1 業種の入札参加資格を 2 者以上に承継することは認めない。

また、被承継人及び被承継会社（以下「被承継人等」という。）が引き続き入札参加を行うことも認めない。

7 承継の効力

- (1) 承継人等は、被承継人等が有していた入札参加資格のうち、法第 3 条第 1 項に規定する許可を有しかつ法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査において総合評定値の通知を受けた業種に係る入札参加資格を承継する。
- (2) 承継の効力は、資格審査取扱い基準第 18 条第 2 号の規定に基づき総合点数の再算定及び再格付けを受けた時から発生する。

8 客観点数

客観点数は承継の事由発生日以降を審査基準日とする経営事項審査における総合評定値とする。

9 地方基準点数

地方基準点数は、別に定める「承継に伴う入札参加資格（県内建設業）に係る地方基準点数再算定の手引き」により再算定する。

10 認可を受けた場合

- (1) 認可を受けた場合、第 7 項第 1 号の規定にかかわらず、以下のすべての要件を満たしている業種に係る入札参加資格を承継する。
 - ア 認可により、許可を承継した業種であること。
 - イ 認可により、経営事項審査において受けた総合評定値の通知を承継した業種であること。
 - ウ 被承継人等が入札参加資格を有し、かつ承継人等が入札参加資格を有しない業種であること。
- (2) 認可を受けた場合には、第 7 項第 2 号の規定にかかわらず、認可の効力発生日から和歌山県の入札参加資格の承継の効力が発生する。なお、法第 17 条の 3 に定める相続による承継の認可を受ける場合には、被承継人が死亡した日から認可の効力発生日までの間、被承継人等が有していた資格で入札参加を行うことは認めない。
- (3) 認可を受けた場合には、第 8 項の規定にかかわらず、客観点数は認可により承継した経営事項審査における総合評定値とする。
- (4) 認可を受けた場合には、第 9 項の規定にかかわらず、地方基準点数は認可に係る被承継人等の直近の地方基準点数とする。

- (5) 前2号の適用を受けた場合には、承継人等は速やかに認可の効力発生日以降を審査基準日とする経営事項審査を受審した上で承継に伴う再算定を申請するものとする。

附 則

- 1 この規程は平成24年6月21日から施行する。
- 2 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準の（資格の承継）に規定する承継手続について（平成22年5月21日適用）（以下「旧手続」という。）は、廃止する。
- 3 当面の間、旧手続の様式を適宜修正して使用することを認める。

附 則

この規程は平成24年12月12日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月21日から施行する。

附 則

この規程は平成28年5月30日から施行する。

附 則

この規程は平成30年6月14日から施行する。

附 則

この規程は令和元年7月9日から施行する。

附 則

この規程は令和2年6月2日から施行する。

附 則

この規程は令和3年1月14日から施行する。

附 則

この規程は令和4年5月26日から施行する。

附 則

この規程は令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規程は令和8年3月30日から施行する。

(別記様式第1号)

和歌山県入札参加資格(県内建設業)承継申請書(法人成り)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

法人(承継会社)

所在地

商号

代表者役職氏名

個人事業主(被承継人)

所在地

名称

代表者氏名

許可番号

大臣・知事コード

--	--

第

許	可	番	号

号

和歌山県入札参加資格(県内建設業)を認定された上記個人事業主が上記法人に組織変更し、建設業の営業に関する債権債務を承継することとしたので、和歌山県入札参加資格(県内建設業)の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

(別記様式第2号)

誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

法人（承継会社）

所在地

商号

代表者役職氏名

個人事業主（被承継人）

所在地

名称

代表者氏名

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
		第			号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を申請するにあたり、下記の状態を承継の承認の日から1年以上継続することを誓約します。

この誓約を履行しなかったときには、和歌山県入札参加資格（県内建設業）を取り消されても異議ありません。

記

- 被承継人が承継会社の（代表社員・代表取締役）であること。
- 被承継人が承継会社の（出資総額・株式総数）の過半数を所有すること。

(別記様式第3号)

和歌山県入札参加資格(県内建設業)承継申請書(個人承継)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

承継人

所在地

名称

代表者氏名

印

被承継人

所在地

名称

代表者氏名

印

※ 被承継人が健在な場合のみ押印してください。

許可番号

大臣・知事コード

--	--

第

許	可	番	号

号

和歌山県入札参加資格(県内建設業)を認定された上記被承継人が(死亡・高齢)により営業を継続できなくなったため、上記承継人がその営業を引き継ぐこととしたので、和歌山県入札参加資格(県内建設業)の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

(別記様式第4号)

営業引継に対する同意書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

承継人

住所

氏名

印

被承継人

住所

氏名

印

※ 被承継人が健在な場合のみ押印してください。

上記承継人が上記被承継人の営業を引き継ぐことについて、被承継人のすべての相続人が異議なく同意します。

相続人

住所

氏名

印

住所

氏名

印

住所

氏名

印

住所

氏名

印

※ 印鑑は実印を使用してください。

※ 和歌山県知事へ法第17条の3に定める相続による承継の認可を申請した場合、この様式の提出を省略できます

(別記様式第5号)

和歌山県入札参加資格(県内建設業)承継申請書(会社間承継)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

承継会社

所在地

商号

代表者役職氏名

被承継会社

所在地

商号

代表者役職氏名

許可番号

大臣・知事コード

--	--

第

許	可	番	号

号

和歌山県入札参加資格(県内建設業)を認定された上記被承継会社から上記承継会社に、建設業の営業に関する債権債務を承継することとしたので和歌山県入札参加資格(県内建設業)の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

(別記様式第6号)

施工実績に係る誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

承継会社

所在地

商号

代表者役職氏名

被承継会社

所在地

商号

代表者役職氏名

許可番号

大臣・知事コード

--	--

第

許	可	番	号

号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を申請するにあたり、被承継会社の施工実績は承継会社に帰属するものとし、今後和歌山県に対して被承継会社が当該施工実績を自社の施工実績として主張しないことを誓約します。

添付書類ア

同意書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

商号又は名称

代表者役職氏名

和歌山県に入札参加資格（県内建設業）承継の申請を行うにあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 県が立入調査等を実施すること及びその調査に協力すること
- 2 県が社会保険の加入・納入状況を照会するために年金事務所等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること
- 3 県が労働保険の加入・納入状況を照会するために労働局等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること
- 4 県が暴力団関係者等排除に係る誓約の遵守状況を照会するために警察等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること
- 5 資格認定結果に係る県が定めた内容を和歌山県ホームページ等を通じて公表すること

※ 行政書士に委任している場合でも申請者が内容を確認した上で押印してください。
（「商号又は名称」「代表者役職氏名」は自署でなくてもかまいません。）

添付書類イ

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、法令及び和歌山県が定める入札参加関連規定を遵守した上で、入札参加を行うものとし、下記のことを誓約いたします。

なお、私がこの誓約に違反した場合にはいかなる処分を受けても異議を申しません。

記

- 1 次の各号に該当する者（以下「経営者等」という。）が現在、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号の規定による暴力団関係者等（以下「暴力団関係者等」という。）でないこと。
 - (1) 建設業許可業者
 - (2) 建設業許可業者の使用人（建設業法施行令第3条に規定する使用人をいう。）
 - (3) 建設業許可業者の法定代理人
 - (4) 建設業許可業者の経営に影響力を有する者
（法人にあっては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあっては、これらに相当すると認められるものをいう。）
 - (5) 建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者
（法人にあっては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあっては、これらに相当すると認められるものをいう。）
- 2 将来にわたって暴力団関係者等を経営者等にしないこと。
- 3 不当要求行為等を受けた場合は拒否するとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力すること。
- 4 下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。）を締結した場合は、当該下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。）が、不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をさせること。
- 5 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動又は暴力を用いないこと。
- 6 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損しないこと。
- 7 他者が上記5及び6に反する行為をしたことを知り得た時は、その事実を発注者に報告すること。

添付書類ウ

株主等調書

商号又は名称

1 総株主又は総出資者数

 人

2 うち議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている出資者

(フリガナ) 株主(出資者)氏名	生年月日	住 所	所有株数又は 出資の価額
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			

※ 申請者が法人の場合に、申請日時点で最新の株主名簿等に基づき作成して下さい。

※ 株式会社の場合は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、また、その他の法人は、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を記載して下さい。

※ 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「〇〇株」とし、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を記載して下さい。

2枚目以降(記入欄が足りない場合に使用して下さい。)

商号又は名称

(フリガナ) 株主(出資者)氏名	生年月日	住 所	所有株数又は 出資の価額
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			

枚のうち

枚

添付書類エ

認可に伴う承継承認申請に関する誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

承継人商号又は名称

承継人代表者役職氏名

建設業法第17条の2に定める認可又は同法第17条の3に定める認可に伴い和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継承認を申請するにあたり、下記のことを誓約します。

この誓約を履行しなかったときには、和歌山県入札参加資格（県内建設業）の取消しを受けても異議を申しません。

記

- 1 建設業認可に伴う入札参加資格の承継承認を受けて事業譲渡した後、次の書類を納税地の所轄税務署長に提出し、その届出の写しを以下の期限までに和歌山県に提出すること。

(1) 法人成りの場合

被承継人の事業の廃止による「個人事業の開業・廃業等届出書」

(2) 生前の譲渡による代替わり又は相続による承継の場合

承継人の事業の開始、被承継人の事業の廃止による「個人事業の開業・廃業等届出書」

令和 年 月 日（事業譲渡日から30日後）

- 2 事業の譲渡後、すみやかに「被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表」を作成し、以下の期限までに和歌山県に提出すること。

令和 年 月 日（事業譲渡日から60日後）

※ 期限は申請者の自署でご記入ください。

※ 期限までに当該書類の提出がない場合、入札に参加できなくなることがあります。

※ この誓約書の提出により、当該書類の提出前でも承継が認められます。

3－(1) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県発注工事の適正な施工を確保するため、入札参加資格者の入札参加資格停止について必要な措置を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他建設工事に関連する調査業務等をいう。ただし、災害復旧に伴い緊急に行うものは除く。
- (2) 入札参加資格者 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）及び条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に規定する競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 県発注工事 和歌山県（教育委員会、警察本部を含む。）が発注する建設工事等をいう。
- (4) 公共建設工事 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。
- (5) 一般建設工事 前2号以外の建設工事等をいう。
- (6) 公共機関 贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社公団等）をいう。
- (7) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。
- (8) 役員等 法人の役員、支店若しくは営業所（常時工事の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者並びに個人の事業主及び支配人又は、法人の業務を執行する法的な権限はないものの、会長、相談役、顧問等の名称を有する者若しくは、一定の比率（5％）以上の株式を保有する株主若しくは一定比率（5％）以上の出資をしている者で法人に対する実質的な支配力を有すると認められるものをいう。
- (9) 使用人 前号に掲げるもの以外の雇用関係にある者をいう。
- (10) 入札参加資格停止 入札参加資格者が、別表第1、別表第2及び別表第3の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときに、別表各項に定めるところにより、期間を定めて県発注工事のすべての競争入札に参加させない措置をいう。
- (11) 業務 個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいう。
- (12) 業務関係法令 業務全般に関する法令（個人の私生活上の行為以外）をいう。
- (13) 労働者使用関係法令 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。
- (14) 環境保全関係法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等をいう。
- (15) 下請契約等 一次若しくは二次下請以降すべての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。
- (16) 不当要求行為等 暴力行為及び脅迫行為、又は威迫行為等により要求する行為等をいう。
- (17) 暴力団 その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (18) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- (19) 不適切な安全管理措置 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故について受注者の責任が明白な場合をいう。
- (20) 負傷者 医師により30日を超える治療を要する負傷と診断された者をいう。
- (21) 重傷者 医師により60日を超える治療を要する負傷と診断された者又は後遺症が残る負傷と診断された者をいう。
- (22) 建設業法違反 技術者の不設置、施工体制台帳の不作成、一括下請負違反、無許可業者との下請契約締結など建設業法に規定される条文に違反した場合をいう。
- (23) 社会的な影響が大きい 人命に危険を生ずる事故のおそれがある、損害賠償が必要となった、修補工事に長期間を要する、他工事に多大な影響（一時中止や手戻り等）がある、供用の制限・中止を要するなどをいい、当該粗雑工事が及ぼした影響を総合的に勘案し判定するものとする。

(審査)

第3条 本庁の各課長は、入札参加資格者が別表第1及び別表第2の各項に規定する停止理由に該当する事

案が発生したときは、県土整備部県土整備政策局技術調査課長（以下「技術調査課長」という。）にその旨を報告しなければならない。

- 2 技術調査課長は、前項の報告及び和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月制定）第2条に基づく報告を受けたときは、和歌山県建設工事等入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に付さなければならない。

（入札参加資格停止）

第4条 知事は、入札参加資格者が別表各項に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、これらの同表に定めるところにより期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

- 2 県発注工事関係機関の長は、建設工事等の契約のため、一般競争入札を実施しようとするときは、前項の入札参加資格停止を受けている入札参加資格者の当該入札への参加を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加資格者を指名してはならない。
- 3 県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止）

第5条 知事は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、入札参加資格停止を行うものとする。

- 2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体の入札参加資格停止を行う場合については、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、入札参加資格停止を行うものとする。
- 3 知事は、前条第1項の規定により入札参加資格停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体の入札参加資格停止については、当該入札参加資格者と同期間の入札参加資格停止を行うものとする。

（入札参加資格停止の特例）

第6条 知事は、入札参加資格者等（使用人を除く。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格停止を受けた者と同期間の入札参加資格停止を行うものとする。

なお、入札参加資格を有しない不当要求行為等を行った者も、入札参加資格停止を受けた者として扱うものとする。

- （1）当該入札参加資格者等（使用人を除く。）が、別表第2第3項、第8項第2号ア又は別表第3の措置要件により入札参加資格停止を受けた者の役員等と重複するとき。
- （2）当該入札参加資格者等（使用人を除く。）が、別表第2第3項、第8項第2号ア又は別表第3の措置要件により入札参加資格停止を受けた者の役員等と住居を同じくする（実質的に同居している場合も含む。）3親等以内の者が役員等であるとき。

（入札参加資格停止期間の特例）

第7条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の2以上に該当したときは、これらの措置要件に定める入札参加資格停止の期間のうち最も長いものを適用する。

- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合（別表各項の措置要件に該当する基となった事実又は行為が、明らかに既に措置した入札参加資格停止より前であると判断できる場合を除く。）における入札参加資格停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は3年を限度とする。

（1）別表各項の措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該入札参加資格停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき（次号又は第3号に掲げる場合を除く。）。

（2）別表第2第1項の措置要件、別表第3に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該入札参加資格停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

（3）別表第2第2項及び第3項に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- 3 知事は、入札参加資格者について入札参加資格停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなったときは、別表各項及び前2項の規定により定めた入札参加資格停止の期間の2分の1を乗じた期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。

なお、入札参加資格停止の1か月の期間に2分の1を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。

- 4 知事は、入札参加資格者が別表第2第2項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用されその事実が公表されたときは、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1を乗じた

期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。この場合において、入札参加資格停止の1か月の期間に2分の1を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。

- 5 知事は、県に対して談合等の解明に自主的に協力した入札参加資格者が別表第2第2項又は第3項の措置要件に該当した場合（前項に該当した場合を除く。）においては、当該規定に定められた入札参加資格停止の期間の2分の1を乗じた期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。この場合において、入札参加資格停止の1か月の期間に2分の1を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。
- 6 知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき、若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなったときは、別表各項により定めた入札参加資格停止の期間を2倍にして得た期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。ただし、その期間は3年を限度とする。
- 7 知事は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかとなったと認めるとき（逮捕された者が嫌疑がないとして不起訴になったとき等をいう。）は、入札参加資格停止を解除するものとする。
- 8 入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者について、新たに別表第2第1項、第2項又は第3項の措置要件に該当し、入札参加資格停止を行うこととなった場合の入札参加資格停止の期間は、当該入札参加資格停止期間に既に措置されている入札参加資格停止期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加資格停止の期間は3年を超えないものとする。
- 9 別表第1第3項第1号イ、ウ、第2号イ、第4項第1号イ、ウ又は第2号イの期間が、当該建設工事等の発注者が措置した停止期間を超えるときは、発注者の措置した停止期間を入札参加資格の停止期間とする。

（入札参加資格停止の承継）

第8条 入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加資格停止措置も引き継ぐものとする。

（入札参加資格停止等の通知）

- 第9条 知事は、第4条若しくは第5条の規定により入札参加資格停止を行い、第7条第3項若しくは第4項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は第7条第7項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により入札参加資格停止、入札参加資格停止の期間の変更及び入札参加資格停止の解除の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が県発注工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（入札参加資格停止等の期間の始期）

- 第10条 入札参加資格停止の期間の始期は、入札参加資格停止の決定があった日の翌日とする。
- 2 入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者について、別件として再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、再度入札参加資格停止を決定した日とし、再度通知を行うものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、知事の承認を受けたときは、この限りではない。

（下請の禁止）

- 第12条 県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者が県発注工事を下請することを承認してはならない。
- 2 前項の規定は、入札参加資格停止の期間中に入札参加資格者が入札参加資格を失った場合も同様とする。

（入札参加資格を有しない不当要求行為等を行った者の公表）

第13条 知事は、不当要求行為等を行ったと認められた入札参加資格を有しない者に関する情報を停止期間に相当する期間中、和歌山県ホームページへの登載により公表するものとする。

（入札参加資格停止に至らない事由に関する措置）

第14条 知事は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことができる。

（苦情申立て）

第15条 第4条若しくは第5条の規定による入札参加資格停止又は前条の規定により警告等を受けた者は、当該措置について、書面（以下「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
 - (2) 申立てに係る措置
 - (3) 申立ての趣旨及び理由
 - (4) 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - (1) 入札参加資格停止 入札参加資格停止期間内
 - (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答等)

第16条 知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（和歌山県の休日を含める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の期間を延長することができるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の申立期間の徒過その客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て)

第17条 前条第1項の回答に不服がある者は、知事に対して書面により再苦情申立てをすることができる。

- 2 前項に規定する再苦情申立てに関する手続きについては、和歌山県公共工事入札監視委員会運営要領に定めるところによる。

(その他)

第18条 知事は、別表各項に掲げる措置要件に該当するときのほか、入札参加資格者が経営不振に陥ったと認められるとき等、県発注工事を受注させるのにふさわしくないと認められるときは、当該入札参加資格者について、入札参加の対象外とすることができる。

附 則

この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。ただし、別表第2第2項の規定については、この要綱の施行日以後に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定により公正取引委員会から刑事告発されたもの若しくは逮捕されたもの又は排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたものについて適用し、同日前に公正取引委員会から刑事告発されたもの若しくは逮捕されたもの、排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたもの又は排除勧告若しくは審判開始決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。ただし、改正前の和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱の規定による指名停止は、改正後の和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日以前に契約した契約後V E方式を義務づけた契約においては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う案件から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う案件から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事等) 1 建設工事等の実施に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。 (1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。 ア 県発注工事のとき。 イ 県内の他の建設工事等のとき。 (2) 県発注工事において、発注機関の調査で施工不良等の不備が認められるとき。(かしが軽微であると認められる場合、又は原則として工事施工中の場合を除く。) (3) 第1号ア及び第2号において、社会的な影響が大きいと認められるとき。 (4) 第1号ア、第2号及び第3号において、重大なかしがあり、再三の指摘にもその対応に誠意がないと認められたとき。 (5) 県発注工事について工事成績が著しく不良(50点未満)なとき。	当該認定をした日から 3か月 2か月 3か月 6か月 12か月 3か月
(契約違反) 2 県発注工事の実施に当たり、契約に違反するなど、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 正当な理由がなく、契約を解除したとき。 (2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされたとき。 (3) 履行遅滞があったとき。 ア 2箇月以上の履行遅滞 イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞 ウ 1箇月未満の履行遅滞 (4) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。 ア 公害防止及び危険防止対策が不良のとき。 イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理等が不良であるとき、又は、正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。 (5) 契約に違反し、社会保険等未加入建設業者を下請負人としたとき。 (6) 契約に伴い提出する誓約書で誓約した内容に違反したとき。	当該認定をした日から 6か月 24か月 3か月 2か月 1か月 3か月 1か月 1か月 1か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 3 不適切な安全管理措置を行ったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。 ア 県発注工事における事故 イ 県内の他の建設工事等における事故 ウ 県外の建設工事等における事故(5名以上の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたものに限る。) (2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ア 県発注工事における事故 イ 県内の他の建設工事等における事故(重傷者を出したものに限る。)	当該認定をした日から 4から6か月 3か月 3か月 2から4か月 2か月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 4 不適切な安全管理措置を行ったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 ア 県発注工事における事故 イ 県内の他の建設工事等における事故 ウ 県外の建設工事等における事故(5名以上の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたものに限る。) (2) 負傷者を生じさせたとき。 ア 県発注工事における事故 イ 県内の他の建設工事等における事故(重傷者を出したものに限る。)	当該認定をした日から 2から4か月 2か月 2か月 1から3か月 1か月
5 前各号に掲げる場合のほか、審査会において入札参加資格停止等の措置を必要と認めるとき。	当該認定をした日から 24か月以内

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 入札参加資格者等が業務に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 県の職員に対する贈賄	24か月
(2) 県内の他の公共機関の職員に対する贈賄	12か月
(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄	6か月
(独占禁止法違反)	
2 業務に関し入札参加資格者等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会の刑事告発があったとき又は独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。	
ア 県発注工事における違反	24か月
イ 県内の他の建設工事等における違反	18か月
ウ 県外の建設工事等における違反	12か月
(2) 公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令があったとき。	
ア 県発注工事における違反	12か月
イ 県内の他の建設工事等における違反	8か月
ウ 県外の建設工事等における違反	6か月
(談合等)	
3 入札参加資格者等が談合罪又は公契約関係競売等妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 県発注における談合等	24か月
(2) 県内における談合等	18か月
(3) 県外における談合等	12か月
(談合による損害賠償請求)	
4 入札参加資格者等に談合があったとして、県が損害賠償請求を行ったとき。	当該認定をした日から
(1) 県が提起した談合による損害賠償請求訴訟において入札参加資格者等の談合が認定されたとき。	6か月
(2) 県が訴訟を提起する前に損害賠償請求に応じ、全額納付したとき。	3か月
(建設業法違反)	
5 入札参加資格者等が建設業法違反を行い、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 建設業法違反により逮捕、書類送検若しくは起訴されたとき。	
ア 県発注工事における違反	9か月
イ 県内の他の建設工事等における違反	6か月
ウ 県外の建設工事等における違反	4か月
(2) 建設業法違反により営業停止処分を受けたとき。	
ア 県発注工事における違反	6か月
イ 県内の他の建設工事等における違反	4か月
ウ 県外の建設工事等における違反	3か月
(3) 建設業法違反により指示処分を受けたとき。	
ア 県発注工事における違反	4か月
イ 県内の他の建設工事等における違反	3か月
ウ 県外の建設工事等における違反	3か月
(申請書等の虚偽記載)	
6 県発注工事の契約に当たり、その前提となる次の各種申請書等に虚偽の記載をし、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格申請書	6か月
(2) 一般競争入札に係る競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料	6か月
(3) 条件付き一般競争入札に係る技術資料	6か月
(4) 経営規模等評価申請書	6か月
(5) 建設業許可申請書一式	6か月
(6) その他必要とする申請書等	6か月

(不正又は不誠実な行為)	
7 別表第1及び前各項に掲げるときのほか、業務に関し入札参加資格者等が不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 入札参加資格者等のうち、使用人を除く者が行った暴力行為	9 か月
(ア) 県内における暴力行為	6 か月
(イ) 県外における暴力行為	
イ 入札参加資格者等のうち、使用人が行った暴力行為	6 か月
(ア) 県内における暴力行為	3 か月
(イ) 県外における暴力行為	3 か月
(2) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(3) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。ただし、第5項に規定する建設業法違反に該当する場合は除く。	1 か月
(4) 県発注工事の入札等において正当な理由がなく入札に参加しなかったとき。	3 か月
(5) 県発注工事の入札等の事務において正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。	2 か月
(6) 県発注工事の入札に際し、正当な理由がなく担当職員の指示に従わなかったとき。	3 か月
(7) 県発注工事に係る予定価格等の非公表とされている情報を不正に入手し、又は入手しようとして職員に働きかけを行ったとき。	3 か月
(8) 県発注工事の入札に際し、開札前に、他の入札参加者の応札価格若しくは総合評価方式における技術提案に係る情報を不正に入手し、又は自身に係る情報を漏えいしたとき。	3 か月
(9) 低入札価格調査制度に基づく調査報告書一式に虚偽記載をするなど不誠実な行為をしたとき。	3 か月
(10) 低入札価格調査に関し事情聴取に応じない又、下請業者、資材購入先等への不適正な履行等不誠実な行為をしたとき。	3 か月
(11) 入札参加資格者等以外の他人に自らのICカードを使用させ、又は他の入札参加資格者のICカードを使用し、入札に参加したとき。	3 か月
(12) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る営業所等実地調査実施要領に定める営業所調査又は和歌山県県土整備部施工体制点検特別調査班（施工体制Gメン）立入調査実施要領に定める立入調査を拒否したとき。	1 か月
(不当要求行為等)	
8 別表第1及び前各項に掲げるときのほか、業務に関し入札参加資格者等が不当要求行為等を行い、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月
(1) 県発注工事に、暴力団等から不当要求行為等を受けたにもかかわらず県に報告せず、又は所轄の警察に報告若しくは届出をしなかったとき。	
(2) 県発注工事の下請契約等に際し、直接又は第3者が介入し、不当要求行為等を行った者、不当要求行為等を行ったとして県の行政指導等を受けた者又は当該下請契約等を締結した者	
ア 不当要求行為等を行った者又は不当要求行為等を行ったとして県の行政指導等を受けた者	12 か月
イ 当該下請契約等を締結した者	6 か月
(3) 県発注工事に、不当要求行為等を行ったと認められた入札参加資格を有しない者と入札参加資格停止期間に相当する期間中（12か月）に新たに下請契約等を締結した者（第1号の工事を除く。）	1 か月
(4) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をした者又は暴力を用いた者	当該事実発生の翌年の12月31日まで
(5) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損した者	当該事実発生の翌年の12月31日まで
(反社会的行為)	
9 入札参加資格者等（使用人を除く。）が極めて重大な反社会的行為があり、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月
(1) 新聞等により報道されたとき。	3 か月
(2) 刑法（明治40年法律第45号）に基づき逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(経営不振)	
10 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 金融機関の取引が再開されるなど 経営状態の改善が認められるまで
(その他)	
11 前各号に掲げる場合のほか、審査会において入札参加資格停止等の措置を必要と認めるとき。	当該認定をした日から 24か月以内

別表第3 暴力団排除対策関係

措 置 要 件	期 間
和歌山県建設工事等暴力団排除措置要綱に基づき入札参加除外の対象となり、入札参加資格者等が、次の各号に該当するとき。	当該認定をした日から
(1) 暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。	1年を経過し、かつ、改善が認められるまで
(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	6か月を経過し、かつ、改善が認められるまで
(3) 暴力団又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	6か月を経過し、かつ、改善が認められるまで
(4) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、又は、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	6か月を経過し、かつ、改善が認められるまで
(5) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	6か月を経過し、かつ、改善が認められるまで

3-(2) 和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準

一 趣 旨

この基準は、建設業者又は許可を受けないで建設業を営む者（以下「建設業者等」という。）による不正行為等について、和歌山県知事が監督処分を行う場合の基準を定めることにより、建設業者等の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

二 総 則

1 監督処分の基本的考え方

建設業者等の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

2 監督処分の対象

(1) 地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。

(2) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかとなるときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

3 監督処分等の時期等

(1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

(2) 贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者等が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

(4) 指示処分を行った場合においては、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げないものとする。

(1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して最も重い処分を課することとなるものに従い、監督処分を行うこととする。

(2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して重い処分を課することとなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき

営業停止処分事由に該当する行為については上記二4(2)①又は下記三もしくは四の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。

③ 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者等が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りではない。

(2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者等が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

6 営業停止処分により停止を命じる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらず承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三 建設業者に対する監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

(2) (1) 以外の不正行為等があった場合

建設業法の規定（第19条の3第1項、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定、又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第19条の3第2項、第19条の5第1項及び第2項、第20条第2項から第4項まで及び第6項、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、その原因が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。

d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の4第7項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上営業停止処分を行うこととする。

e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請

負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請等

- i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときは、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第7項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

（4）建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等、政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

- a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

v 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第32条の3第7項の規定を除く。）等
役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(5) 一括下請負等

a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。

b 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6) 主任技術者等の変更

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

(7) 無許可業者等との下請契約

a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。

b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。

c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(8) 履行確保法違反

- a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。
- b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

四 無許可業者に対する監督処分の基準

1 基本的な考え方

建設業法第28条第2項各号に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは指示処分とする。

なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うように勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 請負契約に関する不誠実な行為

① 契約締結の過程に関する法令違反

i 刑法違反（詐欺罪）

a 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。

c a又はb以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反して工事を請け負った場合については、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第2項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

五 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合、又は無許可業者が建設業法第3条第1項の規定に違反して建設業を営んだ場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合については、告発を持って臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があったときから3年以

内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りではない。

- ③ 建設業法第29条の5の規定に基づき監督処分の公告等を行う他、建設業を営む者の処分の原因となった行為が悪質なものについては、必要に応じて公表するものとする。
- ④ この基準は、不正行為等を行った時点で役職員であった者が、法令違反の事実が確定するまでの間に辞任又は退職している場合にも適用する。

六 施行期日等

- ① この基準は平成21年4月1日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。
- ③ この基準は令和2年11月5日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- ④ この基準は令和3年9月29日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- ⑤ この基準は令和3年12月23日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
ただし、三2(3)②主任技術者等の不設置等及び三2(5)一括下請負等は、令和3年9月1日以後に不正行為等が行われたものから適用し、同日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。
- ⑥ この基準は令和4年6月13日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- ⑦ この基準は令和5年5月26日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- ⑧ この基準は令和7年6月1日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
また、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)に処せられた者のうち、無期の懲役に処せられた者は無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役に処せられた者は刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。
- ⑨ この基準は令和8年3月13日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

別 表

一 営業停止期間中は行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為
- 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為

二 営業停止期間中でも行える行為

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等

1 建設業者（許可を受けて建設業を営む者）に対する行政処分等の運用基準一覧

※ 本表は「和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準」（以下、「監督処分基準」という。）を要約したものであり実際の行政処分等は監督処分基準に基づき行う。

項目	運用基準	
	処分等の要件	処分等
1 公衆危害	(1) 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められるとき	7日以上の営業停止
	(2) (1)以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるとき	指示処分
	(3) 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるとき	直ちに危害防止を行うよう勧告 必要に応じ指示処分
	(4) 建設業者が(3)に規定する指示処分に従わない場合	7日以上の営業停止
	(5) (1)～(3)の原因が建設資材に起因するものであると認められるとき	指示処分
2 建設業者の業務に関する談合・贈賄等	(1) 建設業者が刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反により、代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合	1年の営業停止
	(2) 建設業者が刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反により、代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	120日以上の営業停止
	(3) 建設業者が刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反により、(1)又は(2)に掲げる者以外の役職員が刑に処せられた場合	60日以上の営業停止
	(4) 建設業者が独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の4第7項に基づく通知を受けた場合を含む。）	30日以上の営業停止
	(5) (1)～(4)により営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間に(1)～(4)に該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合	(1)～(4)にかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重（1年を超える場合には1年）
3 請負契約に関する不誠実な行為	(1) 建設業者が公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（(2)に規定する場合を除く）	15日以上の営業停止
	(2) 建設業者が虚偽申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき（(3)に規定する場合を除く）	30日以上の営業停止
	(3) (2)の場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったとき	45日以上の営業停止
	(4) 建設業者が建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専	15日以上の営業停止

	門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているとき又は(5)に規定する場合を除く。)	
	(5) (4)の場合において、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合	30日以上営業停止
	(6) 工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第7項第2号に規定する専任義務に違反する場合	指示処分
	(7) (6)の指示処分に従わない場合	7日以上営業停止
	(8) 建設業者が施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたとき((9)に規定する場合を除く。)	15日以上営業停止
	(9) (8)の場合において、低入札価格調査が行われた工事である場合	30日以上営業停止
	(10) 建設業者が施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったとき	7日以上営業停止
4 労働安全衛生法違反等(工事関係者事故等)	(1) 建設業者の役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合((2)に規定する場合を除く。)	指示処分
	(2) 建設業者の役職員が工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合	3日以上営業停止
5 建築基準法違反等	(1) 建築基準法違反等で建設業者の役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上営業停止
	(2) (1)に規定する以外の場合で建築基準法等違反で建設業者の役職員が刑に処せられたとき	3日以上営業停止
	(3) 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合	指示処分
	(4) (3)の命令に従わない場合	3日以上営業停止
	(5) 上記の建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められる場合	指示処分
6 労働基準法違反等	(1) 労働基準法違反等で建設業者の役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上営業停止
	(2) (1)に規定する以外の場合で労働基準法違反等で建設業者の役職員が刑に処せられたとき	3日以上営業停止
7 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法違反又は廃棄物処理法違反で建設業者の役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	15日以上営業停止
	(2) (1)に規定する以外の場合で宅地造成及び特定盛土等規制法違反又は廃棄物処理法違反で建設業者の役職員が刑に処せられたとき	7日以上営業停止
8 特定商取引に関する法律違反	(1) 特定商取引法違反で建設業者の役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上営業停止
	(2) (1)に規定する以外の場合で特定商取引法違反で建設業者の役職員が刑に処せられたとき	3日以上営業停止
	(3) 建設業者が特定商取引法第7条等に規定する指示処分を受けた場合	指示処分
	(4) 建設業者が特定商取引法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	3日以上営業停止

9 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反	(1) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反で建設業者の役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上営業停止
	(2) (1)に規定する以外の場合で賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反で建設業者の役職員が刑に処せられたとき	3日以上営業停止
	(3) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合	指示処分
	(4) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合	3日以上営業停止
10 法人税法、消費税法等の税法違反	(1) 法人税法又は消費税法等の税法違反で建設業者の役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上営業停止
	(2) (1)に規定する以外の場合で法人税法又は消費税法等の税法違反で建設業者の役職員が刑に処せられたとき	3日以上営業停止
11 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反	(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反(第32条の3第7項の規定を除く。)等で建設業者の役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上営業停止
12 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反	(1) 健康保険法違反、厚生年金保険法違反又は雇用保険法違反で建設業者の役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上営業停止
	(2) (1)に規定する以外の場合で健康保険法違反、厚生年金保険法違反又は雇用保険法違反で建設業者の役職員が刑に処せられたとき	3日以上営業停止
13 一括下請負	(1) 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したとき	15日以上営業停止
	(2) 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反したとき	15日以上営業停止
14 主任技術者等の変更	(1) 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき	直ちに変更を行うよう勧告 必要に応じ指示処分
	(2) (1)の指示処分に従わないとき	7日以上営業停止
15 無許可業者等との下請契約	(1) 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したとき	7日以上営業停止
	(2) 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき ※ 当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものが対象	7日以上営業停止
	(3) 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したとき	7日以上営業停止
16 履行確保法違反	(1) 建設業者が履行確保法第5条の規定に違反した場合	指示処分
	(2) (1)の指示処分に従わない場合	15日以上営業停止
	(3) 建設業者が履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合	指示処分
	(4) (3)の指示処分に従わない場合	7日以上営業停止

2 無許可業者（許可を受けないで建設業を営む者）に対する行政処分等の運用基準一覧

※ 本表は監督処分基準を要約したものであり実際の行政処分等は監督処分基準に基づき行う。

項目	運用基準	
	処分等の要件	処分等
1 公衆危害	(1) 無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合	7日以上営業停止
	(2) (1)以外の場合で危険の程度が軽微であると認められるとき	指示処分
	(3) 無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるとき	直ちに危害防止を行うよう勧告 必要に応じ指示処分
	(4) (3)の指示処分に従わない場合	7日以上営業停止
	(5) (1)～(3)の原因が建設資材に起因するものであると認められるとき	指示処分
2 刑法違反(詐欺罪)	(1) 無許可業者が刑法違反(詐欺罪)により、代表権のある役員等(建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。)が刑に処せられた場合	1年の営業停止
	(2) 無許可業者が刑法違反(詐欺罪)により、代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	120日以上営業停止
	(3) 無許可業者が刑法違反(詐欺罪)により、(1)又は(2)に掲げる者以外の役職員が刑に処せられた場合	60日以上営業停止
8 特定商取引に関する法律違反	(1) 特定商取引法違反で無許可業者の役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上営業停止
	(2) (1)に規定する以外の場合で特定商取引法違反で無許可業者の役職員が刑に処せられたとき	3日以上営業停止
	(3) 無許可業者が特定商取引法第7条等に規定する指示処分を受けた場合	指示処分
	(4) 無許可業者が特定商取引法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	3日以上営業停止
4 無許可工事	(1) 無許可業者が建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反して工事を請け負った場合	3日以上営業停止
5 粗雑工事による重大な瑕疵	(1) 無許可業者が施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたとき	3日以上営業停止

4 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領

（趣旨及び定義）

- 第1条 この要領は、県が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上、発注者及び入札参加業者の負担軽減を図るため、電子入札システムにより入札を行う条件付き一般競争入札の実施に関し、運用基準その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 電子入札システム 和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システムをいう。
 - (2) 本競争入札 電子入札システムにより入札を行う条件付き一般競争入札をいう。
 - (3) 運用基準 和歌山県公共工事等電子入札運用基準（平成19年6月1日施行）をいう。
 - (4) 対象工事 本競争入札の対象となる工事をいう。
 - (5) 休日条例 和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）をいう。
 - (6) 土日 休日条例第1条第1項第1号に規定する県の休日をいう。
 - (7) 祝日 休日条例第1条第1項第2号に規定する県の休日をいう。
 - (8) 長期休暇期間 4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日及び12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。
 - (9) 休日等 土日、祝日及び長期休暇期間をいう。
 - (10) 入札情報システム 和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システムをいう。
 - (11) 入札公告 本競争入札を実施するために入札情報システムにより行われる公告をいう。
 - (12) 技術資料 入札参加資格要件を満たすことを証明する資料をいう。
 - (13) 資格審査取扱い基準 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）をいう。
 - (14) 県外建設業者資格審査取扱い基準 和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）をいう。
 - (15) 入札参加資格の再認定 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定をいう。
 - (16) 子会社等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
 - (17) 親会社等 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
 - (18) 会社等 会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
 - (19) 更生会社 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。
 - (20) 監査等委員である取締役 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
 - (21) 指名委員会等設置会社の取締役 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。
 - (22) 社外取締役 会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。
 - (23) 業務を執行しない取締役 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
 - (24) 執行役 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
 - (25) 持分会社 合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
 - (26) 持分会社の社員 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
 - (27) 会社等の役員 会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
 - (28) 管財人 民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
 - (29) 組合等 複数の単体企業により構成される組合等をいう。
 - (30) 本庁入札審査会 和歌山県県土整備部建設工事等入札審査会運営要領（平成20年6月1日施行）に定める和歌山県県土整備部建設工事等入札審査会等をいう。
 - (31) 資格審査会 和歌山県建設工事等入札参加資格審査会設置要綱（平成14年6月1日施行）に定める和歌山県建設工事等入札参加資格審査会をいう。
 - (32) 地方入札審査会 和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会運営要領（平成20年6月1日施行）に定める和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会等をいう。
 - (33) 入札参加者 本競争入札に参加しようとする者をいう。
 - (34) 入札書等 入札書並びに入札書に添付する工事費内訳書、システムによる技術提案（総合評価を行う場合に限る。）及び意向確認書（低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象の入札に限る。）をいう。

- (35) 低入札要領 低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年5月23日制定）をいう。
- (36) 技術資料等 技術資料及び入札公告において提出を指示する書類をいう。
- (37) 総合評価落札方式実施要綱 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年6月1日制定）をいう。
- (38) システムによる技術提案 総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して電子入札システムにより提出を求める書類をいう。
- (39) 書面による技術提案 総合評価において評価値を確定するために開札後に書面により提出を求める書類及び第4条に規定する入札参加資格要件の確認を行うために開札後に書面により提出を求める技術資料をいう。
- (40) 意向確認書 低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
- (41) 書面による技術提案等 書面による技術提案及び入札公告において提出を指示する書類をいう。
- (42) 技術提案 システムによる技術提案及び書面による技術提案をいう。
- (43) 特別簡易型総合評価落札方式 総合評価落札方式実施要綱に定める特別簡易型総合評価落札方式をいう。

（対象工事）

第2条 対象工事は、県が発注する建設工事のうち予定価格が次の表に掲げる金額の範囲内の工事で、知事が選定したものとする。

予定価格	30億2千万円未満
------	-----------

（入札の公告）

第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、原則として木曜日に、入札情報システムにより公告するものとする。ただし、当該木曜日が、祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日であつて、休日等でない日に振り替えて公告するものとし、当該木曜日が、長期休暇期間に当たるときは、公告を行わないものとする。

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を共通入札公告（別記第1号様式の1）及び個別入札公告例（別記第1号様式の2）に定めることにより行うものとする。

(1) 入札に付する工事の概要に関する事項（電子入札の対象工事であることを含む。）

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 入札参加手続等に関する事項

(4) 入札等に関する事項

(5) 開札等に関する事項

(6) 審査に関する事項

(7) 低入札価格調査に関する事項

(8) 総合評価に関する事項

(9) 落札者の決定方法に関する事項

(10) 契約に関する事項

(11) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 入札公告の期間は、原則として次の各号に掲げる区分による期間とし、その期間には、土日及び祝日を算入し、長期休暇期間並びに入札公告の初日及び末日を算入しないものとする。

(1) 予定価格（税抜き）が600万円未満の工事 10日以上

(2) 予定価格（税抜き）が600万円以上6,000万円未満の工事 20日以上（発注機関の長が特に必要と認める場合は、15日以上）

(3) 予定価格（税抜き）が6,000万円以上の工事 25日以上

（入札参加資格要件）

第4条 本競争入札に参加できる者は、単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）及び特定建設工事共同企業体で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、技術者に関する要件のうち、専任配置に関する要件を設けるものについては、入札公告において特に定める場合を除き、技術資料を提出した日から当該要件を満たしているものとする。また、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。

(1) 単体企業及び特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる対象工事に共通する入札参加資格要件を満たしていること。ただし、経常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ、キ、ク及びケの要件を、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。

エ 資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。

オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手

続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていない者でないこと。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

ケ 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（ア）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等と親会社等の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他入札の適正さが阻害されうと認められる場合

① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合

② 一方の特定建設工事共同企業体の構成員と他方の特定建設工事共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合

③ その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（2）単体企業及び特定建設工事共同企業体又はその構成員は、工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 入札に付する工事に対応した業種の資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

オ 技術者に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他知事が定める要件を満たしている者であること。

（3）単体企業及び特定建設工事共同企業体の代表者は、運用基準第4項に規定する利用者登録を行った者であること。

（工事ごとに定める入札参加資格要件の決定）

第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、次のとおり審議に付し決定するものとする。

（1）予定価格が5億円以上の工事については本庁入札審査会の意見を聞いた上での資格審査会の審議

（2）予定価格が5億円未満の工事（次号に掲げるものを除く。）については本庁入札審査会の審議

（3）予定価格が5億円未満の工事で、単体企業のみに参加条件を限定し、かつ、最低価格落札方式又は特別簡易型総合評価落札方式による入札の対象とするものについては次に定める入札審査会の審議

ア 本庁発注の工事については本庁各局が別に定める当該局の入札審査会

イ アに定める工事以外の工事については地方入札審査会

（設計図書等）

第6条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

3 設計図書等を電子化できる工事については、入札情報システムにより、インターネットを利用して取得させることができるものとし、フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。

（技術資料）

第7条 発注機関の長は、第4条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を入札参加者に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

（設計図書等に対する質問及び回答）

第8条 設計図書等に対する質問は、質問書（別記第2号様式）により受付けるものとし、入札公告

の日から提出期間が始まる日までの間のうち、原則として3日間（休日等を含まない。）の受付期間を設定するものとする。この場合において、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後4時とする。

- 2 発注機関の長は、前項の質問に対する回答を、受付期間が終了した日から提出期間が始まる日までの間のうち休日等を除く日に、入札情報システムにより公表するものとする。
- 3 前2項の規定は、予定価格（税抜き）が600万円未満の工事については適用しない。

（入札書等の提出方法）

第9条 入札参加者は、入札書等を電子入札システムにより提出しなければならない。この場合において、入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするため入札担当者連絡票（別記第3号様式）を入札書に添付するものとする。

（入札書等の提出期限等）

- 第10条 入札書等の提出期限は、開札日の前日（その日が休日等であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日等でない日。以下同じ。）の午後5時30分とする。
- 2 入札書等の提出期間は、開札日の前日から起算して3日前（休日等を含まない。）までの期間のうち運用基準第3項に規定する電子入札システム利用可能時間とする。また、入札書等の提出期間の初日から末日までの間に長期休暇期間を挟まないものとする。
 - 3 入札参加者は、入札書等を第1項に定める提出期限までに提出しなければならない。
 - 4 入札書等は、入札書受付票が電子入札システムにより発行されたことをもって提出されたものとする。
 - 5 前項の場合において、入札参加者は、入札書受付票を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。
 - 6 第2項に定める提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
 - 7 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
 - 8 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

（入札書等の提出制限）

第10条の2 入札書等を提出する日において、第4条第1号イ、ウ、オ又はキの要件を満たしていない者は、入札書等を提出することができないものとする。

（入札の不成立）

- 第11条 入札書を提出した日から入札公告で定めた開札日時までの間、次条第1号から第5号までのいずれにも該当しない者が次の各号に定める数に満たないときは、この入札を不成立とする。
- (1) 予定価格5億円以上の工事（再度公告を行うものを除く。） 2者
 - (2) 前号に定める工事以外の工事 1者
 - 2 前項の規定による入札不成立の判断は、開札日を基準に行うものとし、入札が成立した後であっても、開札日において入札不成立の条件を満たすことが明らかであったと判明した場合は、当該入札を不成立とする。

（失格）

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となることのできない。
- (1) 同一の入札について、2以上の入札をした者
 - (2) 工事費内訳書を電子入札システムにより提出しなかった者
 - (3) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
 - (4) 入札執行者に承諾を得ずに紙入札により入札をした者
 - (5) 第4条に規定する要件を満たさない者
 - (6) 最低制限価格を設定した工事において、最低制限価格未満の価格による入札をした者
 - (7) 低入札価格調査において、低入札要領に定める失格となる入札をした者
 - (8) 指定する期限までに技術資料等を提出しなかった者
 - (9) 虚偽の技術資料を提出した者
 - (10) 運用基準に定める失格となる入札をした者
 - (11) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
 - (12) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
 - (13) 技術提案において、入札に係る情報（過去の入札に係る情報のほか、あらゆる情報を含む。）を、他の入札参加者から入手していると認められる者
 - (14) 入札書提出時において材料費、労務費、国土交通省令で定めた経費（以下「労務費等」という。）の記載がない工事費内訳書を提出した者であって、入札書の提出後、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日等を含まない。）に労務費等を記載した工事費内訳書を追加提出しなかった者
 - (15) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者

(入札経過書の作成)

第13条 入札執行者は、開札日に、入札経過書（別記第4号様式）を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

(開札)

第14条 開札は、休日等を除く日のうちから発注機関の定める日時に行うものとし、その日時は入札公告に示すものとする。

- 2 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 3 入札執行回数は、1回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札手続を終了するものとする。
- 4 入札執行者は、開札後速やかに、入札書を提出した入札参加者について第12条第1号から第5号までの規定に該当する者の有無を審査し、発注機関の長は、第11条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。
- 5 入札執行者は、前項の入札成否の判断に基づき、開札手続を終了するものとする。ただし、低入札価格調査の対象となる者がある場合には、低入札調査基準価格を下回る応札があった旨を記載した保留通知書を電子入札システムにより発行するものとする。
- 6 前項の場合において、入札参加者は、保留通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。
- 7 入札執行者は、開札終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で最も低い価格の入札者を最低価格入札者とする。この場合において、最低価格入札者が2人以上ある場合は、直ちに電子入札システムを利用して電子くじを行い、順位を決定するものとする。

(落札候補者決定のための発注機関の長による入札参加資格要件審査)

第15条 発注機関の長は、休日等を除く日に前条の規定による当該最低価格入札者に対して、ファクシミリ又は電話により連絡し、技術資料等の提出を指示するものとする。

- 2 最低価格入札者は、発注機関の長から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日等を含まない。）に提出しなければならない。
- 3 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長は、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。
- 4 発注機関の長は、技術資料等の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第12条各号（第7号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。
- 5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第12条の規定による失格となった場合には、前項の後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。
- 6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第5号様式）により取りまとめ、発注機関で保存するものとする。
- 7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日等を含まない。）以内に行わなければならない。

(低入札価格調査について)

第16条 最低価格入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

(落札決定方法)

第17条 発注機関の長は、休日等を除く日に落札決定を行うものとし、第15条に規定する手続を経て落札候補者となった者を落札者とする。ただし、落札候補者が低入札価格調査の対象である場合にあっては、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認のうえ、落札者とする。

- 2 入札執行者は、前項の規定により発注機関の長が落札者を決定したときは、休日等を除く日に落札者決定通知書を電子入札システムにより発行するものとする。
- 3 前項の場合において、入札参加者は、落札決定通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第18条 発注機関の長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

- 2 発注機関の長は、第15条第4項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適格通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。
- 3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。こ

の場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約を行う場合であっても、同様とする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第19条 前条第2項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書（別記第7号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 発注機関の長は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。

4 当該苦情の申立ては、前4条及び次条の事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果等の公表)

第20条 発注機関の長は、対象工事の入札経過及び入札結果については、開札後及び落札決定後速やかに、入札情報システムにより公表するとともに、発注機関において閲覧に供するものとする。

2 発注機関の長は、落札決定が入札公告に記載する落札予定日より遅くなることが判明したときは、変更後の落札予定日を、また、低入札価格調査が必要な入札にあっては、当該調査に着手したときにその旨を、入札情報システムにより公表するとともに、発注機関において閲覧に供するものとする。

3 発注機関の長は、前2項の公表までの間、入札経過及び入札結果の問い合わせには、一切応じないものとする。ただし、別に定めがある場合については、この限りではない。

(入札の延期、取り止め)

第21条 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第22条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出等に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第23条 発注機関は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

2 対象工事の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。

(総合評価に係る読み替え)

第24条 この要領に基づき入札を実施する建設工事のうち、総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行うものについては、本要領中次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条	技術資料の作成	技術提案の作成
	技術資料作成要領	技術提案作成要領
第12条第2号	工事費内訳書	工事費内訳書及びシステムによる技術提案
第12条第8号	技術資料等	書面による技術提案等
第12条第9号	技術資料	技術提案
第12条第11号	工事費内訳書	工事費内訳書及び技術提案
第14条第7項	開札終了後	開札終了後、総合評価を行った結果
	最も低い価格	最も高い評価値
	最低価格入札者	最高評価値入札者
	直ちに電子入札システムを利用して電子くじを行い	当該者にくじを引かせて、又は当該者がくじ引きに参加できないときは入札事務に関係のない県の職員にくじを引かせて
第15条第1項及び第2項	最低価格入札者	最高評価値入札者
	技術資料等	書面による技術提案等
第15条第3項	技術資料	技術提案
第15条第4項	技術資料等	書面による技術提案等
	最低価格入札者	最高評価値入札者
	第7号を除く	第2号を除く
第15条第7項	開札日	総合評価が完了した日

第16条	最低価格入札者	最高評価値入札者
第18条第2項	最低価格入札者	最高評価値入札者
第23条第1項	技術資料	技術提案

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行し、第4条については施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用し、第20条については平成20年11月17日以降に開札する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年2月12日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月16日から施行し、平成21年5月1日以降に提出期間を定める対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第2条については施行日以後から、その他の改正後の規定については平成22年4月15日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月24日から施行し、平成24年4月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月12日から施行し、平成25年8月15日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月25日から施行し、平成26年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月30日から施行し、平成26年5月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月12日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年3月10日から施行し、平成27年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月27日から施行し、平成28年6月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月19日から施行し、平成28年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月16日から施行し、平成29年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行し、平成30年4月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月26日から施行し、平成30年6月1日以後に提出期間を定める対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年5月29日から施行し、平成30年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月23日から施行し、令和元年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月19日から施行し、令和元年10月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月21日から施行し、令和2年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月13日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月2日から施行し、令和3年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。ただし、別記第7号様式の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年5月24日から施行し、令和3年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月30日から施行し、令和3年7月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月15日から施行し、令和3年10月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行し、令和4年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行し、令和4年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月10日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行し、令和5年1月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年11月16日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年1月9日から施行し、令和7年2月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月10日から施行し、令和7年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月20日から施行し、令和7年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年12月12日から施行し、令和7年12月12日以後に入札書提出期間の初日を設定する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年2月25日から施行し、令和8年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年5月15日から施行し、令和8年6月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

5-(1) 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定（第167条の13により準用される場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 原則として、「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下「予定価格（税抜き）」という。）1,800万円以上3,600万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事、「予定価格（税抜き）」1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」3,600万円以上の工事を対象とする。なお、発注機関の長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。

(1) 特別簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(2) 簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(3) 標準型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、工事目的物の品質向上、安全対策、交通又は環境への影響及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(4) 高度技術提案型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価する方式

(学識経験者の意見聴取)

第4条 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含む。以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告等)

第5条 発注機関の長は、総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、令に定めるもののほか次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

- (1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等
- (2) 第7条に規定する落札者決定基準
- (3) その他必要と認める事項

(技術提案)

第6条 発注機関の長は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

2 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

（落札者決定基準）

第7条 発注機関の長は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

（評価基準）

第8条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

（1）評価項目

評価項目は、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能及び機能の向上並びに社会的要請への対応等に関する事項とし、総合評価落札方式の型式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

（2）得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（3）加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は、50点までとする。

（評価の方法）

第9条 第7条に規定する評価の方法は、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除した次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うことを原則とするが、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法とすることができるものとする。

技術評価点 = 標準点（基礎点）+ 加算点

評価値 = （技術評価点 / 入札価格）

（落札者決定の方法）

第10条 発注機関の長は、落札者決定基準により総合評価を行い、入札審査会等の議を経て落札者を決定するものとし、次の要件に該当する入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、第4条第2項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

（2）低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 発注機関の長は、総合評価を行おうとするときに予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格であると認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。

3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。ただし、入札者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用して順位を決定する仕組みである電子くじを用いる場合は、この限りでない。

（総合評価結果の公表）

第11条 発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術提案等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

（苦情申立等）

第12条 入札者のうち落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日を除く。）に、落札者として選定されなかった理由の説明を発注機関の長に対し求めることができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

和歌山県建設工事総合評価落札方式試行要綱（平成18年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

5-(2) 総合評価落札方式にかかる事務手続き（抜粋）

1. 本手続きの目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「法」という。）が施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されている。

県では平成18年度から総合評価落札方式による入札を試行し、平成20年6月からは「新業者評価制度」の導入とあわせ、総合評価落札方式の本格導入を行っている。

このため、法及び基本方針に基づき、公共工事における一層の品質確保・品質向上を図るため、県の実情を踏まえた総合評価落札方式による入札を実施するための事務手続き等を定めるものである。

2. 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、従来の価格のみの競争ではなく、入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、総合的な価値による競争を促進することにより、公共工事の品質の向上と、効率的かつ経済的な社会資本整備を目的とし、技術提案と価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

3. 総合評価落札方式を適用する工事

「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）が3,600万円以上の工事、「予定価格（税抜き）」1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」1,800万円以上3,600万円未満の土木一式工事のうち約4割の確率で無作為抽出により選定された工事に総合評価落札方式を適用することを原則とする。

4. 総合評価落札方式の型式

以下の(1)～(4)については「和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱」に定める型式である。

(1) 高度技術提案型 [本書（暫定版）の対象とはしない]

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

(2) 標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、工事目的物の品質向上、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

(3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の大きいもので、簡易な施工計画や技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

(4) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の小さいもので、技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

各型式の特徴は表－1に示すとおりである。また、各型式の適用範囲の考え方は表－2を原則とする。

WTO対象工事における「総合評価落札方式の型式」、「落札者決定基準（評価項目、評価内容、配点、得点、加算点）」は、案件毎に定めるものとする。

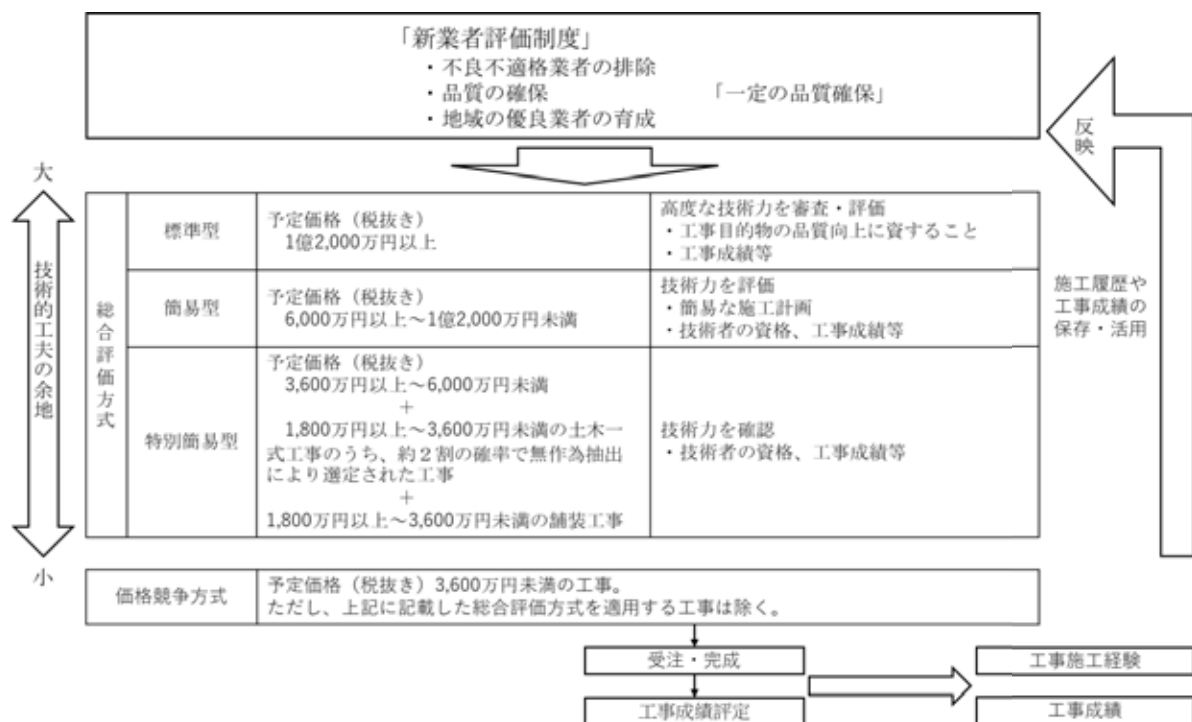
表－1 各型式の特徴

型 式	技術提案の目的	具体の「価格以外の要素」
(1)高度技術提案型	・構造物の品質の向上を図るための技術提案が重要	・ライフサイクルコスト ・工事目的物の強度、耐久性、共用性(維持管理の容易性)等 ・環境の維持、景観等
(2)標準型	・発注者が求める工事内容を実現する上での施工上の技術提案が重要	・工事目的物の品質向上に資すること ・環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等 ・技術者の資格、工事成績等
(3)簡易型	・施工の確実性を確保するための技術提案が重要	・簡易な施工計画、技術者の資格、工事成績等
(4)特別簡易型	・施工の確実性を確保するための施工体制が重要	・技術者の資格、工事成績等

表－2 各型式の適用範囲

総合評価落札方式の型式	適用範囲
高度技術提案型	—
標準型	予定価格(税抜き)1億2,000万円以上
簡易型	予定価格(税抜き)6,000万円以上1億2,000万円未満
特別簡易型	・予定価格(税抜き)3,600万円以上6,000万円未満 ・予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の工事 ・予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事

※ 令和8年6月から予定価格(税抜き)6,000万円以上1億2,000万円未満の工事における総合評価落札方式について、表－1に関わらず、簡易型ではなく特別簡易型を適用しています。



図－1 和歌山県の実情にあった総合評価落札方式の体系図

以下の(5)、(6)については個別の実施要綱等により定める型式である。

(5) 施工体制確認型

WT0対象工事の評価項目若しくは(2)標準型の評価項目に加え、施工体制確保の確実性、品質確保の実効性と入札価格とを総合的に評価するもの

詳細については「和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱」を参照すること。

(6) モデル工事

公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保を促進するため、総合評価落札方式で実施するモデル工事は下記のとおりとする。

詳細については各モデル工事の実施要領を参照すること。

モデル工事項名	趣旨、対象
企業チャレンジ	趣旨：受注件数を評価することにより、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図り、各地域における公共工事の担い手の育成・確保することを目的とする。 対象：予定価格（税抜き）3,600万円～6,000万円の土木一式工事の2割 予定価格（税抜き）1,800万円～3,600万円の土木一式工事の2割
地域防災力強化	趣旨：災害発生時に迅速に対応できる建設業者の維持を図るため、建設機械の保有及び運転者の雇用状況を評価し、地域の防災力を強化することを目的とする。 対象：技術的な工夫の余地が小さく、専門的な工種を含まない予定価格（税抜き）3,600万円～6,000万円の土木一式工事の一部
若者・女性活躍推進	趣旨：若者・女性を積極的に現場配置し、建設業の魅力を発信することにより、建設業に従事する若手・女性技術者の育成及び建設業への入職の促進を目的とする。 対象：特別簡易型の土木一式工事の一部

○：必須項目

△：選択項目

評価項目設定一覧

番号	評価項目	評価内容	配点	特別簡易	標準型		モデル工事		
					県内	県内 県外	企業 チャレ ンジ	地域 防災力 強化	若者 女性
1	具体的な技術提案	技術提案	5.0		○	○			
2	企業の施工能力	県内での優良施工実績	2.0			○			
3	配置予定技術者の能力	過去4年間の工事成績の平均点	1.0	○	○	○		○	○
4		主任技術者の保有する資格	1.0	○			○	○	○
5		主任技術者の保有する資格Ⅱ※1	1.0	△	△	△			
6		表彰受賞の有無	1.0		○				
7	地域貢献	継続教育（CPD）の取組状況	1.0	○	○	○	○	○	○
8		本店の有無	1.0	○	○	○		○	○
9		大規模災害時の協定締結※2	1.0	△	△		○	○	○
10		企業育成への取り組み※3	1.0		△	△			
11	担い手確保	県産品、リサイクル製品の積極利用	1.0～1.1	○	○	○	○	○	○
12		受注工事件数	1.0				○		
13		建設機械の保有及び運転者の雇用状況	1.0					○	
14		若者又は女性の活躍機会拡大	1.3						○
15		資格を有する技能者の現場配置※4	1.0	△	△	△			
加算合計				5.0～ 7.1	10.0～ 13.1	11.0～ 13.1	5.0～ 5.1	7.0～ 7.1	7.3～ 7.4

※1：舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用。

※2：土木一式、建築一式、管、電気工事に適用。県外企業が参加可能な工事には適用しない。

※3：JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用。

※4：塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）

5. 入札方式等の選定

本県では平成20年6月からWTO案件以上の工事に適用する一般競争入札を除いて、原則全ての工事で条件付き一般競争入札を導入している。

本県での条件付き一般競争入札は入札参加資格を満たしているか等の技術審査を入札後に行う「事後審査型」と呼ばれる方法としており、事務の軽減並びに開札まで入札参加者が発注者にも分からない利点がある。また、入札参加者が評価内容に対する申告点数を記入して、発注者に提出する「申告点数確認方式」を採用し、事務の軽減、提出書類の削減及び最高評価値入札者決定までの時間短縮を図っている。

しかしながら、総合評価落札方式で高度な技術提案を求める高度技術提案型や標準型の一部では、発注者の示す標準的な仕様以上の提案を求めるものであることから、提案された内容で安全で確実に工事の施工が可能か否かの判断が必要になる。したがって入札書の提出前に、技術提案を審査し、その可否により入札参加を認めるか否かを判断する必要がある。このような工事については、技術審査を入札前に行う「事前審査型」の入札方法を選択する必要がある。

この、「事前審査型」の入札方式は本県では例外的な扱いとなるため、本書（暫定版）では入札参加資格等を入札後に審査する「事後審査型」の条件付き一般競争入札のみを対象とするものとし、「事前審査」の必要な工事については、個別に対応するものとする。

また、工事の品質確保やダンピング防止のため、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度を適用する。

6. 学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取については、「総合評価落札方式を行おうとするとき」、「落札者を決定しようとするとき」、又は「落札者決定基準を定めようとするとき」は、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととしていたが、地方自治法施行令が改正され平成20年3月から施行されたことから、今後は、「落札者決定基準を定めるとき」には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は「落札者を決定するとき」にあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

学識経験者の意見聴取は和歌山県建設工事等総合評価審査委員会（事務局：技術調査課）により行うものとする。

7. 総合評価落札方式による落札者の決定

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査実施要領〔建設工事〕（令和8年5月15日制定）に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認めた者は除くものとする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものとする。

評価方式は除算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格（千円）}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格（千円）}} \times 10^5$$

評価値は小数第4位止めとし、第5位を四捨五入するものとする。

最低限の要求要件を満足する場合に標準点（基礎点）を与え、標準点は100点とする。

加算点の上限は50点までの範囲で設定するものとし、「特別簡易型」で15点以内、「簡易型」で20点以内、「標準型」で25点以内とし、「高度技術提案型」については50点以内で適宜設定するものとする。

表－3 各型式の加算点の合計値の上限 ※WTO案件除く

総合評価の型式	加算点の合計値の上限
高度技術提案型	50点以内で適宜設定
標準型	25点以内
簡易型	20点以内
特別簡易型	15点以内

8. 「特別簡易型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き)3,600万円以上6,000万円未満の工事及び予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として「特別簡易型」を採用するものとする。

なお、予定価格(税抜き)1億2,000万円以上2億円未満の災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事またはその他の事業に係る工事(令和3年度試行開始)については、特別簡易型を適用できるものとする。(令和3年度試行開始)

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事(鋼構造物工事)や橋梁上部工事(補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く)またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

1) 落札者決定基準

表-4 特別簡易型 落札者決定基準(案)

特別簡易型											
・予定価格(税抜き)3,600万円以上6,000万円未満の土木一式工事に適用											
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考						
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として配置された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。以下「契約額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要綱又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要綱により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で県税局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業績は問わないものとする。ただし、和歌山県土整備部工事成績評定要綱第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。					
		②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	1.0 ～ 0.0								
		③65点以上68点未満	0.0								
		④55点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	0.0 ～ -1.0								
		⑤55点未満	-1.0								
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 ②2級土木施工管理技士(〇〇) ③上記以外	1.0 0.5 0.0	1.0	必須	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。					
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者 ②2級舗装施工管理技術者 ③舗装施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用					
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。					
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0	1.0	必須	【予定価格(税抜き)6,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。				
			(2)大規模災害時の協定締結	①あり ②なし				1.0 0.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。
(3)県産品、リサイクル製品の積極利用		県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。				
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外	0.1 0.0							
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m ³ 以上の使用を提案 上記以外	0.1 0.0							
			県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外				0.1 0.0			
				(1)資格を有する技能者の現場配置				①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置 ②上記以外	1.0 0.0	1.0	(選択)

以上 7. 1点以内で、換算は行わない

以上 7. 1点以内で、換算は行わない

※ 1 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格（税抜き）1 億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用

年数は、「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

※2 工事箇所が和歌山市内の場合

※3 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

— 212 —

a) 評価内容にかかる留意点

配置予定技術者の能力

(1) 過去4年間の工事成績の平均値

- ① 過去4年間の配置予定技術者の工事成績については、当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして工事目的物の完成及び引渡しが完了した工事に主任（監理）技術者又は特例監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として配置された契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を対象とし、業種は問わないものとする。

ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定（以下「簡易評定」という）を行った県発注工事については、対象外とする。

監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

なお、予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の舗装工事業の工事において、監理技術者等、監理技術者補佐、現場代理人（監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。）のいずれも配置された対象工事がない場合は、当面の間、主任技術者として配置された舗装工事業において簡易評定により評定を行った工事成績を対象とする。

- ② 県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。

なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

- ③ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則として工期（一時中止期間、工場製作期間を除く）の1/2以上の従事期間（現場代理人又は監理技術者補佐の場合は全工事期間）のものに限る。

共同企業体の場合は出資比率20%以上の場合のみ対象とする。

また、実績がない場合には65点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が1件で工事成績が71点の場合、0.6点の配点となる。

$$1.0 \times (74 - 68) / 10 = 0.6$$

例：実績が3件で工事成績の平均値が70点の場合、0.2点の配点となる。

$$1.0 \times (70 - 68) / 10 = 0.2$$

（４）継続教育（ＣＰＤ）の取り組み状況

ＣＰＤの証明書は、建設系継続教育の内、当該技術者が当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）を保有した上でその資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、１年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを上位に評価する。例えば、１級土木施工管理技士の場合は全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書とする。

また、その他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上）がある場合も評価するものとし、建設系ＣＰＤ協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体が発行する証明書を建設系継続教育と認めるものとする。

（参考 令和８年６月１日現在）

- ・ 空気調和・衛生工学会
- ・ 建設コンサルタンツ協会
- ・ 地盤工学会
- ・ 全国土木施工管理技士会連合会
- ・ 土木学会
- ・ 日本環境アセスメント協会
- ・ 日本技術士会
- ・ 日本造園学会
- ・ 日本都市計画学会
- ・ 農業農村工学会（旧農業土木学会）
- ・ 日本建築士会連合会
- ・ 建設業振興基金
- ・ 交通工学研究会
- ・ 森林、自然環境技術教育研究センター
- ・ 全国上下水道コンサルタント協会
- ・ 全国測量設計業協会連合会
- ・ 全日本建設技術協会
- ・ 土質、地質技術者生涯学習協議会

各団体の推奨単位については、巻末の参考資料に記載する。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の３ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内にならない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。

地域貢献

（１）本店の有無

本店の有無で、地域要件が単独市町村となる場合でも評価対象とするものとする。

（２）大規模災害時の協定締結

大規模災害時の協定締結について、下記の①②③④の基準で評価する。

- ① 入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（４０）されている者を評価する。
- ② 入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（４０）されてい

い者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書（県担当機関において受け付けられたものに限る。）において「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種の取組みがあると確認できる者を評価する。

- ③ 入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は評価しない。
- ④ 入札参加資格認定において入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない。

なお、土木一式、建築一式、管、電気工事に評価項目として選択できるものとし、県外業者が参加可能な工事については、評価項目として選択しないものとする。

（３）県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）

県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、以下の評価基準①②③で評価する。

- ① 見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材（和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第２条第２項各号に規定する県産品建設資材）を全数使用することを提案した場合評価する。

ただし、見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。

- ② ①の提案に加え、「けんさんぴん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から１品目全数使用を提案した場合評価することとし、証明する書類の添付を求めるものとする。

提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。

- ・直接工事費に建設資材名が記載されているもの
- ・建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材（ただし、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の提案は対象としない。）
- ・共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、ロードコーン、バリケード、コーンバー及び丁張に限る。

ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の１年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。

なお、評価対象とする「けんさんぴん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で登録・認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。

また、③と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。

- ③ ①の提案に加え、「けんさんぴん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m³以上の使用を提案した場合評価することとし、紀州材使用量が0.1m³以上であることを証明する数量計算書を求めるものとする。紀州材は複数の品目で提案できることとし、その合計の使用量で評価する。なお紀州材は、紀州材認証システムにより認証され、紀州材証明書により、証明できる木材とする。

提案対象となる建設資材等については、以下のものとする。

- ・ 直接工事費に建設資材名が記載されているもの
- ・ 建設資材名が記載されていないが直接工事費に含まれている仮設資材
- ・ 共通仮設費に含まれている仮設資材のうち、工事看板、標示板、バリケード及び丁張に限る。

ただし、当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。

なお、評価対象とする「けんさんぴん登録資材」、「県産認定リサイクル製品」は入札書提出日時点で登録・認定されているものとし、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、評価しない。

また、②と重複した品目の提案はできないものとし、重複した場合は②、③どちらも評価しない。

(4) 県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）

県内開発建設技術について、1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、入札公告日時点において適用可能な県内開発建設技術の評価の対象とする。

評価対象とする県内開発建設技術は「県内開発建設技術登録制度実施要領第3条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術」とするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、加点评価しない。

※ 県内開発建設技術登録台帳の適用日欄に記された日以降の入札公告

担い手確保

(1) 資格を有する技能者の現場配置

資格を有する技能者の現場配置については、該当工種の作業期間中に常駐で現場配置できるものを評価する。配置する技能者等は、直接的な雇用関係が認められるものとする。

総合評価方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」の評価に係る証明資料

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」において、評価基準②『上記①の提案に加え、「けんさんぴん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用』及び評価基準③『①の提案に加え、「けんさんぴん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材 0.1m³ 以上の使用』を提案する場合に必要な証明資料は、以下のものとする。

1 けんさんぴん登録資材の使用を提案する場合

- ・「けんさんぴん登録通知書」の写し又は「県ホームページの県産品リスト」の写し
- ・提案する建設資材（製品等）が、設計図書と仕様・規格等が異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

2 県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

- ・和歌山県リサイクル製品認定通知書（平成 27 年 4 月 24 日以降に発行された通知書については、同条例施行規則第 8 条の欄が「有」、平成 27 年 4 月 24 日以前に発行された通知書については、同条例施行規則第 7 条の欄が「有」であること。）又は県ホームページの「和歌山県認定リサイクル製品リスト（一覧表）」、「事業者による製品紹介」の写し（県産認定リサイクル製品と確認できるもの）
- ・提案する建設資材（製品等）が、設計図書と仕様・規格等が異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

3 紀州材 0.1m³ 以上の使用を提案する場合

- ・紀州材使用量が 0.1m³ 以上であることを証明する数量計算書（自由様式）
- ・「けんさんぴん登録通知書」の写し又は「県ホームページ県産品リスト」の写し
- ・和歌山県リサイクル製品認定通知書の写し又は、「県ホームページの和歌山県認定リサイクル製品リスト（一覧表）」、「事業者による製品紹介」の写し（県産認定リサイクル製品と確認できるもの）
- ・提案する建設資材（製品等）が、設計図書と仕様・規格等が異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

※ 上記 1 2 3 の履行確認

上記 1 2 3 の履行を確認する資料は以下のものとする。

- ・提案した建設資材（製品等）の使用量を記載した施工計画書
- ・当該工事で購入したことがわかる納品書や紀州材証明書等若しくは入札書提出日の 1 年前から入札書提出日まで購入したことを証明する納品書や紀州材証明書等

- ・監督員等の臨場により現場確認したことを証明する打合せ簿

ただし、監督員等が臨場できない場合は提案した建設資材（製品等）や紀州材の使用量の全数及び寸法を確認できる工事写真等

上記により履行確認ができない場合は、工事成績において最大で文書注意の－８点とする。

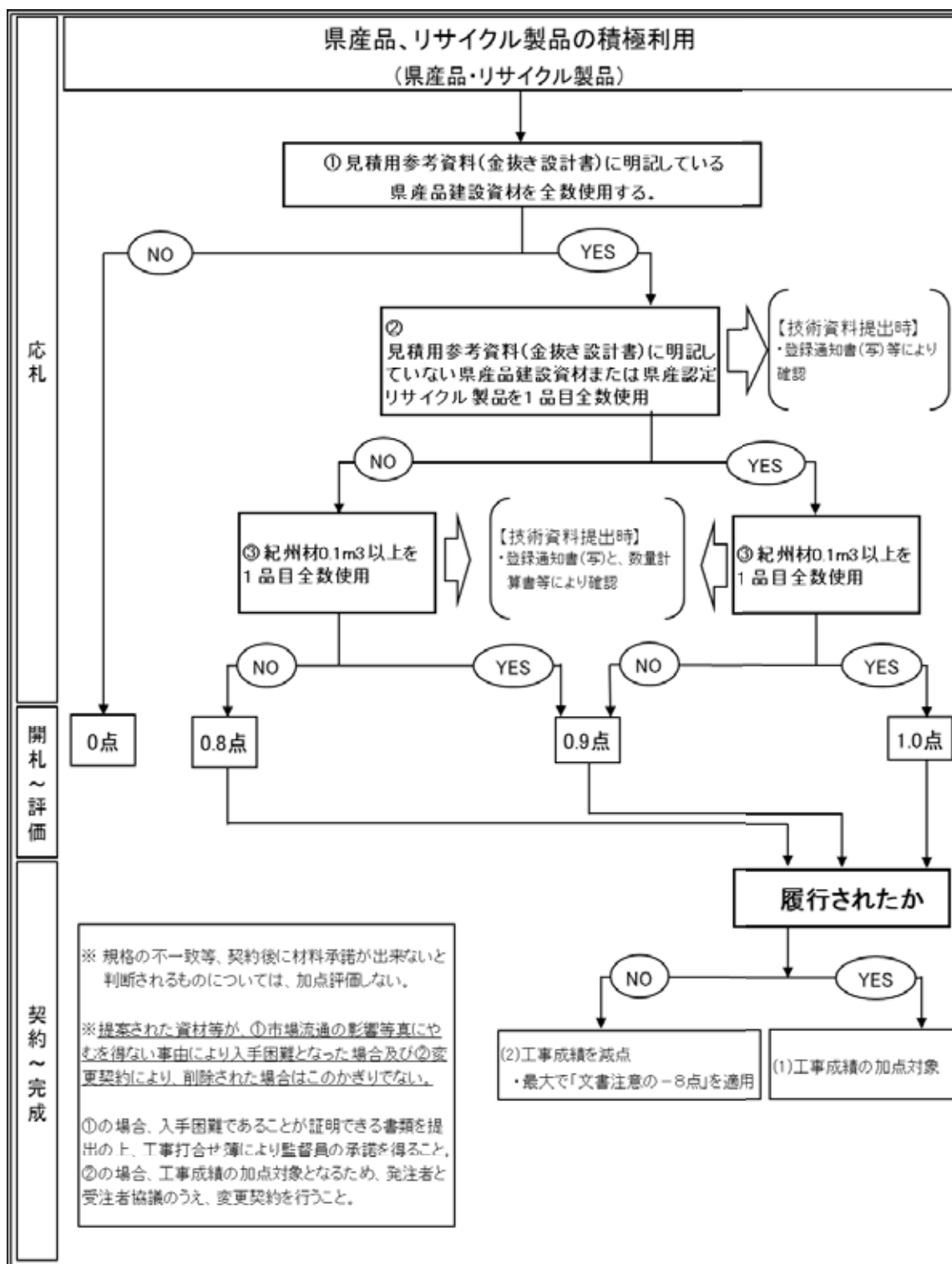
「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」の 評価対象県内開発建設技術に係る証明資料

「県産品、リサイクル製品の積極使用（県内開発建設技術）」において、「県内開発建設技術を１品目全数使用」を提案する場合に必要な証明資料は以下のものとする。

- ・「県内開発建設技術登録通知書」の写し又は「県ホームページの県内開発建設技術登録台帳」の写し
- ・提案する県内開発建設技術が設計図書と仕様・規格等が異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」にかかる評価フロー

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」にかかる評価フロー

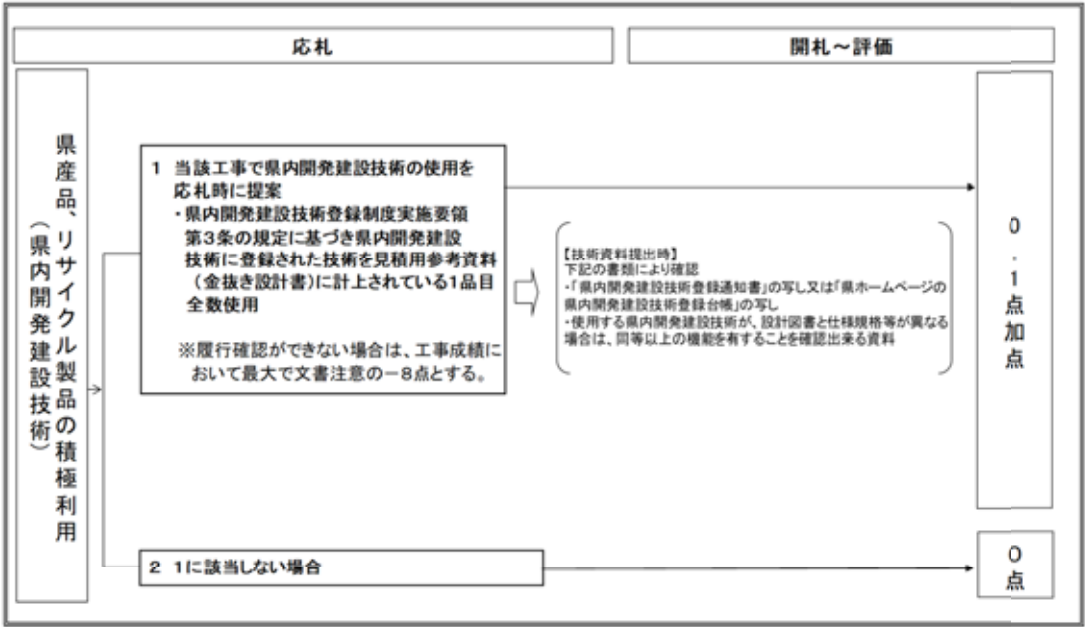


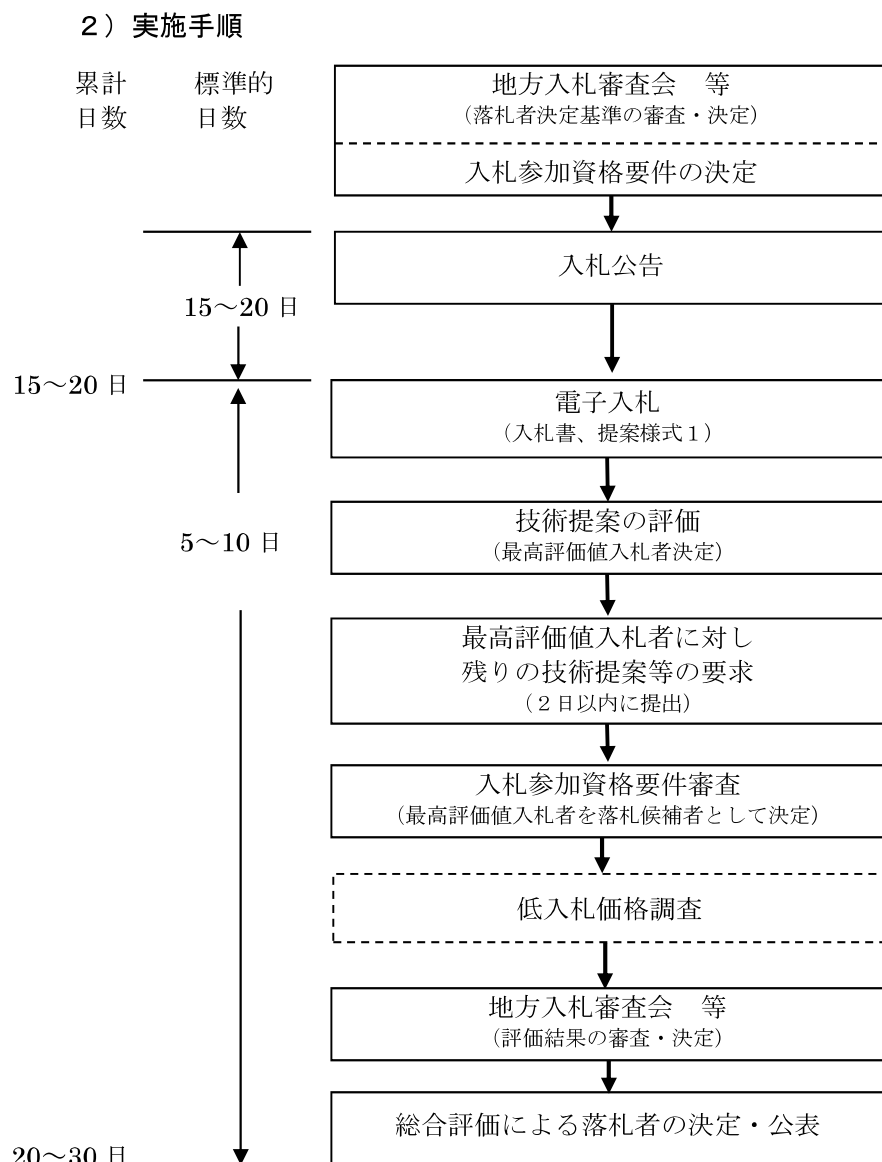
提案対象となる建設資材区分

見積用参考資料（金抜き設計書）における 記載、計上方法		対象となる評価基準			具体的な建設資材
		評価基準①	評価基準②	評価基準③	
建設資材名が記載されているもの					
県産品又は県認定リサイクル製品の明記あり		○			（例）生コン、RC、木製Gr
県産品又は県認定リサイクル製品の明記なし（直接工事費に計上されているもの）					
建設 資材	本設資材		○		（例）コンクリート2次製品
			○	○	（例）間伐材二重井桁、木工沈床
	仮設資材		○		（例）仮設ヒューム管、仮設重圧管
			○	○	（例）仮設木製横矢板
建設資材名が記載されていないもの					
直接工事費に含まれている仮設資材			○	○	（例）型枠（紀州材）
共通仮設費に含まれている仮設資材			○		ロードコーン、コーンバーに限る
			○	○	木製工事看板、木製標示板、木製バリケード、丁張に限る

- 【加対象資材・製品】
- 評価基準① 県産品建設資材（和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項各号に規定する県産品建設資材）
- 評価基準② けんさんびん登録資材または県産認定リサイクル製品
- 評価基準③ 紀州材を使用したけんさんびん登録資材または県産認定リサイクル製品
- 【留意事項】
- 評価基準②、③共通：評価基準②③で重複する提案は出来ないものとし、重複した場合は②③のどちらも評価しないものとする。
- 評価基準③：技術提案提出時に紀州材使用量（複数品目可）が0.1m3以上であることを計算書で証明すること。

◎「県産品・リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」にかかる評価フロー





図－2 特別簡易型フロー図

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する工事の概要
- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

別記参考様式－2に作成例を示す。

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（別記2-1号様式）を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案の内容が適切でなく、失格とした場合は別記3号様式により通知するものとする。この場合、学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

g) 評価内容の担保

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

「資格を有する技能者の現場配置」において評価された者の途中交代は、当該工事において加点評価できる資格を有するものに限り認めることとする。該当工種の作業期間中に技能者等を現場配置できなくなった場合は、不履行時のペナルティとして工事成績の減点を行うこととする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」において加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響

等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合※及び加点点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の 5. 文書注意の-8 点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること

9. 「特別簡易型 B ランク」総合評価落札方式

土木一式 B ランク工事（予定価格（税抜き）1,800 万円以上 3,600 万円未満）の 2 割程度の件数で適用する総合評価落札方式については、「特別簡易型」を採用するものとする。対象工事は県土整備部発注の予定価格（税抜き）1,800 万円以上 3,600 万円未満の土木一式工事※¹（以下「候補工事」という。）とする。

※¹ 海上工事、PC 上部工事を除く

1) 総合評価落札方式適用工事の決定方法※選定イメージ図参照

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、候補工事のうち、約 2 割を無作為抽出する。

【手順】

- 1 各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「総合評価（B ランク）候補工事表」を掲示の方法により公表。
- 2 各候補工事について、「客観的な数値※²」を用い適用工事を選定する。

ただし、適用率を特別簡易型及び「企業チャレンジモデル工事実施要領」に定める「企業チャレンジモデル工事（以下、モデル工事という。）」それぞれ約 2 割ずつにするために下記のとおり取り扱うものとする。

(1) 通し番号 1 をモデル工事に選定した場合には、次の 2, 3, 4, 5 は通し番号を付すが、モデル工事に選定はしない。特別簡易型の選定は引き続き行い、通し番号 2 を特別簡易型に選定した場合には、次の 3, 4, 5 は通し番号を付すが、特別簡易型にも選定しない。次の選定は、通し番号 6 から同様に繰り返す。

(2) 通し番号 1, 2 及び 3 がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、次の 4, 5 番を「客観的な数値」によりどちらかの型式の総合評価に選定する。

なお、選定を行わない工事は公表しない。

- 3 通し番号は各年度で付すものとする。

※²「客観的な数値」

- ・ 候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の 末尾の数字	特別簡易 チャレンジ	0 又は 5 4 又は 9	1 又は 6 0 又は 5	2 又は 7 1 又は 6	3 又は 8 2 又は 7
工事に付した通し番号		1 6	2 7	3 .	4 .

・通し番号 1, 2 及び 3 がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、通し番号 4 について、候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字が、奇数の場合は特別簡易型、偶数の場合はモデル工事とし、通し番号 5 は選定されなかった型式とする。

4 候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、前頁 4 の手順 3 により選定した工事は、前頁 4 の手順 2）によりあらかじめ掲示した「総合評価候補工事表」に特別簡易型若しくはモデル工事に選定されたことを示す印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

・特別簡易型適用工事に選定された場合

総合評価（B ランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
1	7	〇〇第▲号-2	◎◎線 道路改良工事	■●町 ★★地内	○

・モデル工事適用工事に選定された場合

総合評価（B ランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
2	7	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	C

・総合評価適用工事に選定されなかった場合

総合評価（B ランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
3	7	△△第○号-3	□□線 道路修繕工事	※※町 ▽▽地内	—

2) 落札者決定基準

特別簡易型（Ｂランク） 落札者決定基準（案）

別紙－１								
総合評価方式（特別簡易型(Bランク)） 落札者決定基準（案）								
県土整備部（振興局建設部） 名： 課（建設部）								
工 事 名								
工 事 場 所								
予 定 価 格								
工 事 概 要								
各評価項目の選定理由								
価格以外の 評価点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	／ 1.0	※配置予定技術者が主任技術者として配置された予定価格（税抜き）が、公告日が令和8年5月31日以前のものについては、3,000万円未満、令和8年6月1日以降のものについては、3,600万円未満の工事のうち当該年度を含まない4年度前の4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。（以下「契約額」という。））1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建設・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（加事部局又は教育委員会所管事業で県民局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、主任技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の業績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された契約額1,500万円以上の工事において、主任技術者として配置された工事を対象とする。 なお、主任技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績。 ※対象となる工事成績がない場合は、0.5点とする。		
			②55点以上75点未満 1.0×（工事成績の平均値-65.0）/10.0	1.0 ～ -1.0				
			③55点未満	-1.0				
		(2)主任（監理）技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 ②2級土木施工管理技士（土木） ③上記以外	1.0 0.5 0.0	／ 1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門（建設）に対して評価する。		
	(3)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	／ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。		
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5				
			③なし	0.0				
	小 計				／ 3.0			
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	／ 1.0	【入札参加資格要件の地域要件が県内一円である場合などは適宜考慮する】		
			②上記以外	0.0				
		(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	／ 1.0			
			②なし	0.0				
		(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品 ① 見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	／ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに入札したことが証明できるものに限る。 ※2、③で重複した品目の提案の場合はどちらか評価しないものとする。 ※見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。		
				上記以外			0.0	
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1				
			上記以外	0.0				
			上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1				
			上記以外	0.0				
			県内開発建設技術 ④ 「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	／ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】		
				上記以外			0.0	
	小 計				／ 3.0(3.1)			
	合 計				／ 6.0(6.1)			
標準点（基礎点）			100点					
加 算 点			換算は行わない					
技 術 評 価 点			標準点(基礎点)+加算点					
評 価 値			(技術評価点÷入札価格(千円))×10 ⁵					
※								
・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の県発注工事※1の主任（監理）技術者となっている場合※2は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。（減点評価のみ実施する。） ※1舗装工事等の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く ※2 引渡し完了していない場合とする ・本店の有無で、本店とは主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。）をいう。 ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者 ・入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者 ・〇〇工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者 ・評価項目・配点については、工事業件ごとに定めるものとする。								

10. 「簡易型」総合評価落札方式

予定価格（税抜き）6,000万円以上1億2,000円未満の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として業者の施工能力を評価する「簡易型」を採用するものとする。

ただし、予定価格（税抜き）6,000万円以上1億2,000円未満の工事については、平成21年2月から、当面、特別簡易型を採用するものとしている。

この、「簡易型」では、簡易な施工計画を求めるが、発注者が示す仕様以上の優位な提案を求めるのではなく、発注者が示す仕様どおりに適切に施工が可能であるか評価するものである。

求める施工計画は、工事特性により具体的に定め（例：工事施工時の歩行者対策について等）、発注者として最低限対策が必要であると考えられる項目を予め設定しておき、実際に記載された項目数（適切であれば優劣は問わない）により、客観的に評価を行うものとする。

1) 落札者決定基準

表－5 簡易型 落札者決定基準（案）

簡易型 予定価格（税抜き）6,000万円以上1億2,000万円未満の土木一式工事に適用						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0	2.0	必須	
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5			
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0			
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5			
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0			
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として配置された契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）（以下「契約額」という。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で臨時雇員等以外の職員が発注する工事を含む。）を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された契約額1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。
		②68点以上78点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 68.0) / 10.0$	1.0 ～ 0.0			
		③65点以上68点未満	0.0			
		④55点以上65点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	0.0 ～ -1.0			
		⑤55点未満	-1.0			
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技術士または技術士	1.0	1.0	必須	監理技術者の配置を義務付ける場合は、資格取得後の経過年数を評価する。 ※1
		②2級土木施工管理技術士（〇〇）	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(3)主任（監理）技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
		②2級舗装施工管理技術者	0.5			
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育（CPD）の取り組み状況	①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
		②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5			
		③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 ※2 ※3
		②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、電、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。
		②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	①見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
			0.0			
		②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1			
			0.0			
		③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	0.1			
			0.0			
		④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			0.0			
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】
		②上記以外	0.0			

以上 9. 1点以内で、換算は行わない

簡易型

予定価格(税抜き) 6,000万円以上1億2,000万円未満の土木一式工事以外に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足 ②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足 ③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足 ④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足 ⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	2.0 1.5 1.0 0.5 0.0	2.0	必須	
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	
		②65点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0			
		③65点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5			
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5			
		③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部署内に本店を有する	1.0	1.0	必須	
		②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	
		②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金銭設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0	必須
			上記以外	0.0		
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1		
			上記以外	0.0		
		県内開発建設技術	③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県認定リサイクル製品」の中から総材0.1m ³ 以上の使用を提案	0.1		
			上記以外	0.0		
			④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
			上記以外	0.0		
(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)		
	②上記以外	0.0				

以上 9. 1点以内で、換算は行わない

以上 9.1点以内で、換算は行わない

1 1. 「標準型」総合評価落札方式

予定価格（税抜き）1 億 2, 000 万円以上の工事では、原則として「標準型」を採用するものとする。

ただし、予定価格（税抜き）1 億 2, 000 万円以上 2 億円未満の災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事またはその他の事業に係る工事（令和 3 年度試行開始）については、特別簡易型を適用できるものとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事（鋼構造物工事）や橋梁上部工事（補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く）またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

本書（暫定版）では、特に技術提案の改善を要しない工事での、事後審査型の標準型総合評価落札方式について記載する。

評価項目のうち客観的な評価ができないものについては、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

「標準型」においては、工事目的物の品質向上等に繋がる企業の創意工夫等を評価するため、発注者が示す標準的な仕様に対し技術上の工夫（以下、具体的な技術提案）を求めることとし、発注者が示す標準的な仕様を超える提案を評価するものとする。

なお、技術ダンピングを助長させないように、定量評価を行う場合は上限値（下限値）を明示するものとし、定性評価を行う場合は過度にコスト負担を要する提案については優位な提案として評価しないものとする。

また、技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。

1) 落札者決定基準

表－6 標準型（県内業者限定工事） 落札者決定基準（案）

標準型 県内企業限定工事対象 予定価格（税抜き） 1億2,000万円以上の土木一式工事に適用										
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考					
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0～5	5.0	必須					
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として配置された契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）（以下「契約額」という。））1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会等所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された契約額1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。				
		②68点以上78点未満 1.0×（工事成績の平均値-68.0）/10.0	1.0 ～ 0.0							
		③65点以上68点未満	0.0							
		④55点以上65点未満 1.0×（工事成績の平均値-65.0）/10.0	0.0 ～ -1.0							
		⑤55点未満	-1.0							
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用				
		②2級舗装施工管理技術者	0.5							
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0							
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞） ・近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞） 上記いずれかの受賞の有無	①あり	1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）については、【〇】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞（旧：i-Construction大賞）については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞）及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）の評価については、受賞した工事に配置された技術者（主任（監理）技術者）の実績を評価する。（表彰種別は問わない。）				
		②なし	0.0							
		(4)継続教育（CPD）の取り組み状況	①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）				1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）				0.5			
	③なし	0.0								
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。				
		②上記以外	0.0							
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用				
		②なし	0.0							
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く				
		②なし	0.0							
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日まで購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。			
			上記以外	0.0						
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1						
			上記以外	0.0						
		県内開発建設技術	③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	0.1				0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
			上記以外	0.0						
			④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1						
			上記以外	0.0						
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】				
		②上記以外	0.0							
以上 13. 1点以内で換算は行わない										

標準型 県内企業限定工事対象

予定価格(税抜き) 1億2,000万円以上の土木一式工事以外に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考				
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0～5	5.0	必須				
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として配置された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。以下「契約額」という。))1500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事監理又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評価を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注を含む)の和歌山県内において施工された契約額1500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。			
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0						
		③55点未満	-1.0						
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用			
		②2級舗装施工管理技術者	0.5						
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0						
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞(旧:IC-Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方IC-Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり	1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方IC-Construction大賞)については、【〇〇】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:IC-Construction大賞)については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:IC-Construction大賞)及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方IC-Construction大賞)の評価については、受賞した工事に配置された技術者(主任(監理)技術者)の実績を評価する。(表彰種別は問わない。)			
		②なし	0.0						
		(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0		必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5					
			③なし	0.0					
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。			
		②上記以外	0.0						
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用			
		②なし	0.0						
	(3)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く			
		②なし	0.0						
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。		
			上記以外	0.0					
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1					
			上記以外	0.0					
			③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m ³ 以上の使用を提案	0.1					
			上記以外	0.0					
		県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1				0.1	(選択)
上記以外			0.0						
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置	①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】			
		②上記以外	0.0						
以上 13. 1点以内で換算は行わない									

以上 13. 1点以内で換算は行わない

表 7 標準型（県外企業参入工事） 落札者決定基準（案）

標準型 県外企業を含む入札 予定価格(税抜き) 1億2,000万円以上の土木一式工事に適用															
評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考									
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等		提案の内容により評価	0～5	5.0	必須									
企業の施工能力	(1)県内での優良施工実績		①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	2.0	2.0	必須	※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。								
			②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5											
			③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0											
			④同上(工事成績65点以上70点未満)	0.5											
			⑤上記以外	0.0											
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値		①78点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として配置された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。(以下「契約額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。								
			②68点以上78点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-68.0) / 10.0$	1.0 ～ 0.0											
			③65点以上68点未満	0.0											
			④55点以上65点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$	0.0 ～ -1.0											
			⑤55点未満	-1.0											
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格		①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用								
			②2級舗装施工管理技術者	0.5											
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0											
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。								
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5											
			③なし	0.0											
	地域貢献	(1)本店の有無		①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須								
				②上記以外	0.0										
		(2)県内企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く							
②なし				0.0											
(4)県産品、リサイクル製品の積極利用		県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。								
			上記以外	0.0											
			②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1											
			上記以外	0.0											
		県内開発建設技術	③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	0.1						0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】			
			上記以外	0.0											
			④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1											
			上記以外	0.0											
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】								
			②上記以外	0.0											
以上 13. 1点以内で換算は行わない															

標準型 県外企業を含む入札

予定価格(税抜き) 1億2,000万円以上の土木一式工事以外に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	5.0	必須
企業の施工能力	(2)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上) ②同上(工事成績75点以上80点未満) ③同上(工事成績70点以上75点未満) ④同上(工事成績65点以上70点未満) ⑤上記以外	2.0 1.5 1.0 0.5 0.0	2.0	必須 ※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は通算15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上 ②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$ ③55点未満	1.0 1.0 ~ -1.0 -1.0	1.0	必須 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として配置された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。(以下「契約額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で県民局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、高層は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者となり得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級建築施工管理技術者 ②2級建築施工管理技術者 ③建築施工管理技術者の資格なし	1.0 0.5 0.0	1.0	選択 舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0	1.0	必須 ※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を指定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者となり得る資格に限る。
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0	1.0	必須
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり ②なし	1.0 0.0	1.0	選択 JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、機上工(鋼構造物)工事を除く
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品 ①見様用参考資料(金銭を設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 ②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 ③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案 ④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 ⑤上記以外	0.8 0.0 0.1 0.0 0.1 0.0 0.1 0.0	1.0 0.1	必須 ※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見様用参考資料(金銭を設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。 【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
担い手確保	(1)資格を有する技術者の現場配置	①登録建設業装基幹技能者または1級〇〇座装技能士を現場に配置 ②上記以外	1.0 0.0	1.0	【選択】 【選択】 ※当該工事は建設の占める割合が高い工事に適用(区画工事を除く)

以上 13.1点以内で換算は行わない

a) 評価項目にかかる留意点

具体的な技術提案

求める具体的な技術提案は工事内容により効果的に設定（表－8に評価項目の具体事例を示す。）することとし、必要に応じ学識経験者（和歌山県建設工事等総合評価審査委員会）の意見を聴き設定するものとする。

また、求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。

配置予定技術者の能力

(1) 過去4年間の工事成績の平均値

表－7の施工実績が国土交通省発注の和歌山県内での工事若しくは和歌山県発注工事※の場合は、当該工事の工事成績評定結果通知書（工事成績の記載された検査結果通知書でも可とする）の写しの添付を求め、工事成績の確認ができない工事又は65点未満の工事は評価の対象としない（0点評価）ものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

上記以外の工事（その他の機関の発注工事など）については、特に工事成績は求めない。

※県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）ただし、簡易評定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。

(3) ・優秀施工者顕彰・優良工事表彰受賞・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞）・

近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）いずれかの受賞の有無

表－6の配置予定技術者の優秀施工者顕彰受賞の有無、優良工事表彰受賞の有無、インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞）受賞の有無又は近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）受賞の有無については、いずれか該当すれば評価するものとする。なお、いずれも所属企業が異なる（以前の勤務先での）受賞も加算

評価の対象とする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、インフラ DX 大賞（旧：i-Construction 大賞）受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、CORINS等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を求めるものとする。

和歌山県優良工事表彰受賞の有無は、当該年度を含まない3ヶ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、近畿地方インフラ DX 大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）の受賞の有無は、当該年度を含まない3ヶ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、CORINS等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を求めるものとする。

地域貢献

（3）県内企業の育成への取り組み

県内企業育成への取り組みは、JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用する。ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く。

その他

配置予定技術者のヒアリングを実施する場合には、技術提案作成要領に明記するとともに、開札後にヒアリング場所、時間等を通知し、実施するものとする。

JVの入札参加を認める工事では、特に定めのないものは幹事会社のみ評価対象とする。

その他の留意点は特別簡易型・簡易型と同様とする。

10-2.「標準型（試行タイプ）」総合評価落札方式

総合評価落札方式（標準型）の具体の技術提案について

平成23年6月16日

下記の工事において、「評価項目数を1項目に設定、提案数を最大5提案で評価」を試行する。

記

○試行する工事

- ・PC 橋上部工
 - ・鋼橋上部工
 - ・下水シールド工
 - ・トンネル工
 - ・下水処理場（電気・管）等
- の県内・県外混合工事

但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

○評価

- ・提案数は最大5提案までとし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加點評価対象は番号1から5の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。
- ・配点は、1提案毎に「着目点に優提案1点」「着目点に良提案0.5点」とし、5提案合計で最大5点満点とする。なお、着目点以外の提案については、評価しない。
 - 優：提案された事項は、極めて効果が高く、優秀な提案である。
 - 良：提案された事項は、効果が高く、良好な提案である。
 - 標準：提案された事項は標準的な提案であり、発注者が示す標準的な仕様と同等の効果である。

落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
具体の技術提案	〇〇に関する工夫についての提案	評価内容に対して最大5提案とし、5提案を超えた提案項目は加點評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について确实性と重要度により評価する。	5.0	／ 5.0

○その他

- ・今回の試行に伴い、試行外の工事における「標準型」の具体の技術提案の評価についても、着目点以外の提案については、評価しない。

○適用時期

平成23年6月23日以降公告分の建設工事から適用する。

表一8 (1) 標準型の評価項目の具体事例

企業の高度な技術力に関する評価項目の具体事例(標準型) 1

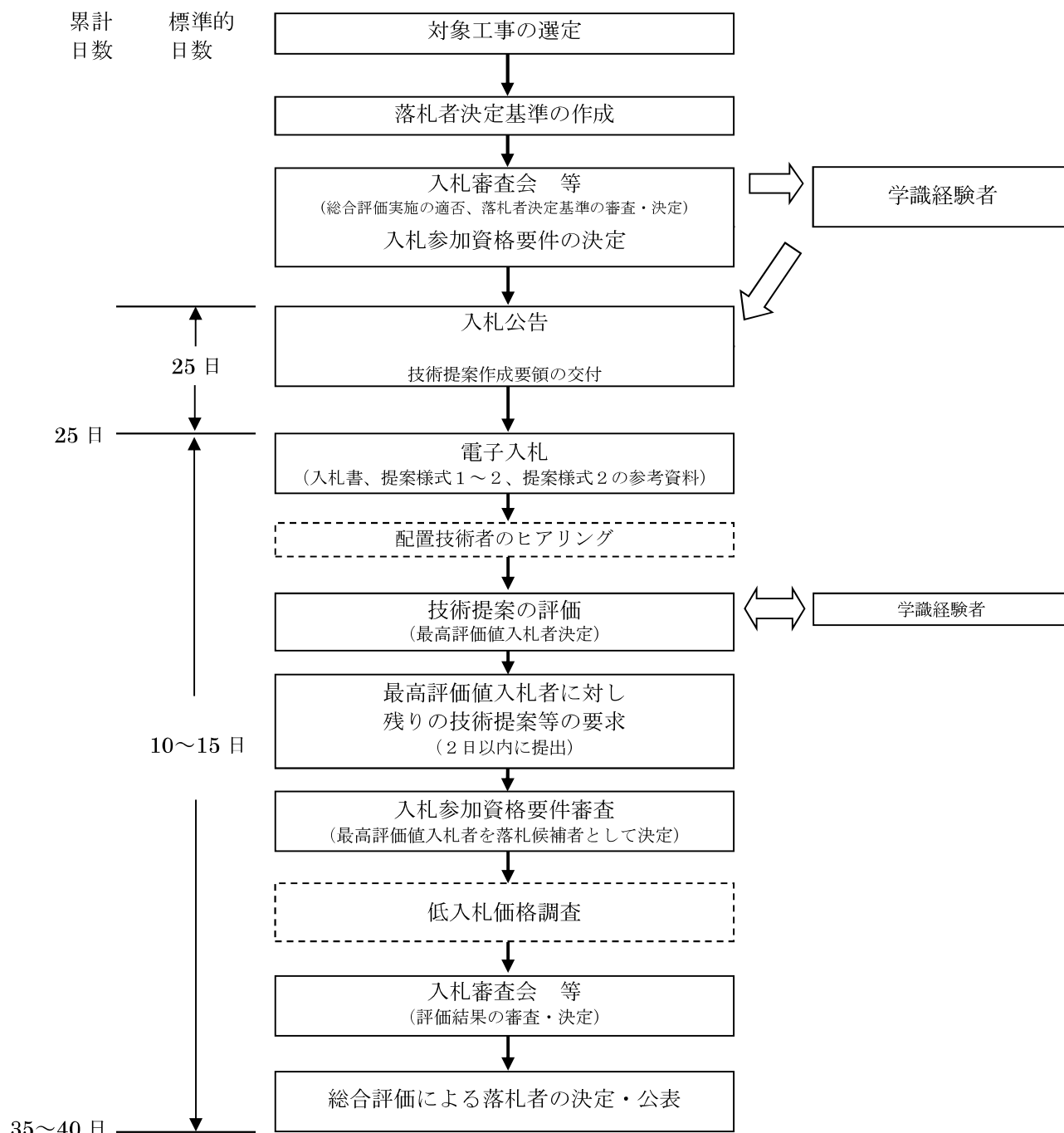
			河川	砂防	設備	海洋	コンクリート	橋梁	地中処理	地中杭	土	法面	橋梁	付属	維持	下水	建築
大項目	中項目	小項目	評価内容														
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	維持管理費の低減	消費エネルギー（電力、燃料）どのように低減させるか														
		燃料消費量の削減	燃料消費量を何L/kwhに低減させるか														
	その他	維持管理をどのように低減させるか															
		工事期間中の減価償却費をいくくら抑制できるか（施工期間で評価）															
工事的目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	捕獲量等	工事期間中の捕獲量をいくくら抑制できるか（施工期間で評価）														
		初期性能の特長性	路面のわだち整平量を何mm以下に抑えるか														
		透水性舗装の透水量をどのように向上させるか															
		現場容積の品質を如何に確保するか															
		走行騒音の低減	車両走行時の騒音からの騒音を何db低下させるか														
		安定性の向上	改良柱体の強度のバラツキを如何に少なくするか														
		軟弱地盤対策後の圧密沈下量を如何に低減させるか															
		コンクリートのひび割れを如何に抑制するか															
		耐久性の向上	躯体、取水塔、スクリーン等に対して、もらい鋼を如何に防止するか														
		強度の向上	骨材高強度低抗性の損失率を何%以下に抑えるか														
		改良柱体の強度をどのように増加させるか															
		現場防振のひずみをどのように防止するか															
		表観	周辺環境に配慮した自然石積みどのように施工するか														
		石積みを使用する自然石をどのように選定するか															
		供用後の路面の平坦性をどのように向上させるか															
		舗装材料の明るさをどのように向上させるか															
工事的目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	供用性の向上	監視カメラの性能を如何に向上させられるか														
		腐食の防止	鋼材の腐食を防ぐため、どのような対策があるか														
		建築物の品質向上	免震構造部分の品質や耐久性の向上に資する品質管理・施工方法について														
		建築物の品質向上	外壁タイルの耐久性向上に資する品質管理・施工方法について														
		機器の活用性の向上	機器据付完了時に、活用性向上に向けてどのような対策をするか														
		その他	品質・出来形・材料管理をどのように実施するか														
工事的目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	品質・出来形・材料管理をどのように実施するか															
		コンクリート等の品質向上のために、どのような管理をするか															
		コンクリート等の品質向上のために、どのような施工をするか															
		コンクリート等の品質向上のために、どのような施工をするか															

表一8（2） 標準型の評価項目の具体事例

企業の高度な技術力に関する評価項目の具体事例(標準型) 2

大項目			中項目	小項目	評価内容	河川		砂防	設備		海洋	ダム・コンクリート		橋梁	地中処理		地中杭	土	法面	橋脚	付属	舗装	土工	維持	下水	建築
社会的要請に関する事項	環境の維持	騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	交通の確保	騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
安全対策	騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
		騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
省資源対策又はリサイクル対策	騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
		騒音の低減	騒音の低減	騒音の低減	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

2) 実施手順



図－4 標準型フロー図

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載、及び対象工事を発注する機関での掲示をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する工事の概要
- ②入札書等の提出方法等

- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が2位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

客観的な評価ができない項目については、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書により通知するものとする。具体的な技術提案以外の項目で失格とする場合で学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（具体的な技術提案は評価内容ごとの得点を公表）とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

また、具体的な技術提案の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、技術提案の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

g) 評価内容の担保

技術提案（施工不可と判断されたものを除く。）は、全て履行義務を負うものとし、施工方法等の履行が成されなかった場合には、工事成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行う。

施工不可と判断されたものについては、契約後に採用可能かどうか協議を行うものとし、採用可能

と判断される際は履行義務を負うものとする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」において加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合※及び加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の 5. 文書注意の-8 点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

「資格を有する技能者の現場配置」において評価された者の途中交代は、当該工事において加点評価できる資格を有するものに限り認めることとする。該当工種の作業期間中に技能者等を現場配置できなくなった場合は、不履行時のペナルティとして工事成績の減点を行うこととする。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること

h) 監督

技術提案の施工方法等については、臨場等により確認を行い、工事打合せ簿を取り交わすものとする。

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格(税別値)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

＜入札経過＞

(単位:円)

[illegible]

以上 ○○者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額 円 / 係数)

別記2-3号様式

標準型

入 札 經 過 書

発注機関の名称:

年 月 日

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格 (税別)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

＜入札経過＞

(単位:円)

[illegible]

以上 ○○者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額 円 / 係数)

別記3号様式

技 術 提 案 失 格 通 知 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

和歌山県知事

先に提案のあった〇〇〇〇工事に係る技術提案の審査結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	年 月 日		
工 事 名	〇〇〇〇建設工事		
予定価格 (税抜き)	円	調査基準価格 (税抜き)	円
提 案 項 目		失格理由	
〇〇の低減にかかる施工計画			
〇〇の低減にかかる工期設定			

なお、当職に対して失格の詳細理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、 年 月 日までに〇〇部〇〇課へその旨を記載した書面を提出して下さい。

地方自治法施行令改正後の審査について

平成20年6月～

	落札者決定基準の審査 (入札前の実施)	落札者の決定にかかる審査 (入札後の実施)	備考
高度技術提案型	審査分科会開催による審査	省略 (ただし、技術提案の評価時に評価分科会を開催)	求める具体の提案は、高度な内容であり、評価分科会により学識経験者が評価
標準型		省略 (ただし、技術提案の評価時に評価分科会を開催)	
簡易型		省略 (ただし、下記条件1に該当する場合は審査分科会を開催)	求める具体の提案は、事前に作成し審査分科会で承認をいただいた評価指標を用いて評価
特別簡易型		省略	落札者決定基準は、工事ごとに変更はなし(同一パターン)

条件1

1. 技術提案の内容で失格とする場合
2. 評価値が接近していて、一つの判断の違いで落札者が変わる場合※
3. その他、審査が必要と判断した場合

※判断基準

$$\frac{\text{落札候補者の評価値}}{\text{次順位者の評価値}} < 1.01$$

◇総合評価落札方式における「各評価内容の基準日等」について

評価項目	評価内容	基準日	対象期間等	型式
企業の施工能力	県内での優良施工実績	入札書提出日	当該年度を含まない15ヶ年度前の4月1日から入札書提出した日まで、元預けとして完成及び引渡しが完了した「国土交通省発注県内工事」、「和歌山県 [※] 発注工事」のうちの同種工事 ※県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会等所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る	標準型（県内外）
配置予定技術者の能力	過去4年間の工事成績の平均値	入札公告日の前日	当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元預けとして工事的物が完成し、引渡しが完了した工事に主任（監理）技術者又は特別監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）（以下「契約額」という。）1,500万円以上の 県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会等所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を対象とし、家庭は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注を含む）の和歌山県内において施工された予定価格（税抜き）1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
	監理技術者の保有する資格 ※資格取得後の経過年数	開札日	資格の取得日から開札日までの経過年数	特別簡易型 簡易型
	継続教育（CPD）の取り組み状況	入札書提出日	申請するCPD取得の証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのもの	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
	・優秀施工表彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞） ・近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞） 上記いずれかの受賞の有無	入札書提出日	入札書提出した日までに受賞したもの（ただし、和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）については、当該年度を含まない3ヶ年度前以降の受賞に限る。）	標準型（県内）
地域貢献	大規模災害時の協定締結	入札書提出日	①入札書提出した日における入札参加資格認定の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目の加点状況 ②入札書提出日時点において、入札参加資格審査の「大規模災害時の応急対策業務取組」にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書をしており、大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることが確認できる者を評価する ③入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者または「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない	特別簡易型 簡易型 標準型（県内）
	県産品、リサイクル製品の積極利用	入札書提出日	①見積用参考資料（金抜き設計書）に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 ②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 ③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m ³ 以上の使用を提案	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
	県内開発建設技術	入札書提出日	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
若い手確保	資格を有する技能者の現場配置	入札書提出日	入札書提出した日までに雇用されているもの	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）

留意点

・個別案件の「各評価内容の基準日等」については、それぞれの入札公告を確認すること。

※契約金額が1,800万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される審査項目別運用表によって採点するものとする。（和歌山県県土整備部工事成績評定要領抜粋）

【令和8年6月1日時点】建設系継続教育(CPD)証明団体一覧表

団体名	推奨単位		備考
	1年間	その他	
空気調和・衛生工学会	50	—	
建設コンサルタンツ協会	50	—	
地盤工学会	50	—	
全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	
土木学会	50	—	
日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	
日本技術士会	50		
日本造園学会	50	—	
日本都市計画学会	50	—	
農業農村工学会	50	—	
日本建築士会連合会	12	—	
建設業振興基金	12	—	
交通工学研究会	50	200(4年間) (TOE交通技術上級資格者)	
		150(4年間) (TOP交通技術資格者)	
森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	
全国上下水道コンサルタント協会	50	—	
全国測量設計業協会連合会	20	—	
全日本建設技術協会	25	—	
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	

留意点

- 各団体の推奨単位を満たしている者を評価する。
各団体が発行する証明書の添付を求めるが、この証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書の提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。
- 対象となる工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育をより高く評価する。

例) 1級土木施工管理技士の場合は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会

技術士の場合は、公益社団法人日本技術士会が発行する証明書とする。

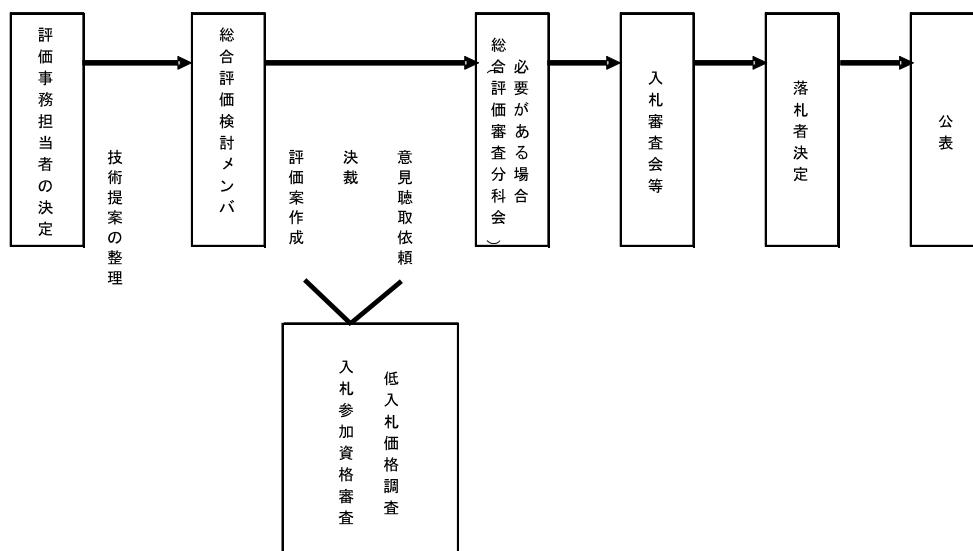
技術提案の評価方法について

◇技術提案の評価について(簡易な施工計画)

		6千万円～1.2億円の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等
2.	評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○総合評価検討メンバーの選定	
3.	総合評価検討メンバーの選定(3名以上) ・評価事務担当者はメンバーにならない ・評価事務担当者はメンバーに社名を漏らしてはならない	建設部等 原則として ・係長職以上
4.	総合評価検討メンバーによる技術提案の評価 ・評価は、それぞれのメンバーごとに評価を行い、平均値をとる方法を基本とする。	
5.	評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等
6.	学識経験者の意見聴取(必要がある場合)	総合評価審査分科会
7.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会
8.	落札者の決定	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ

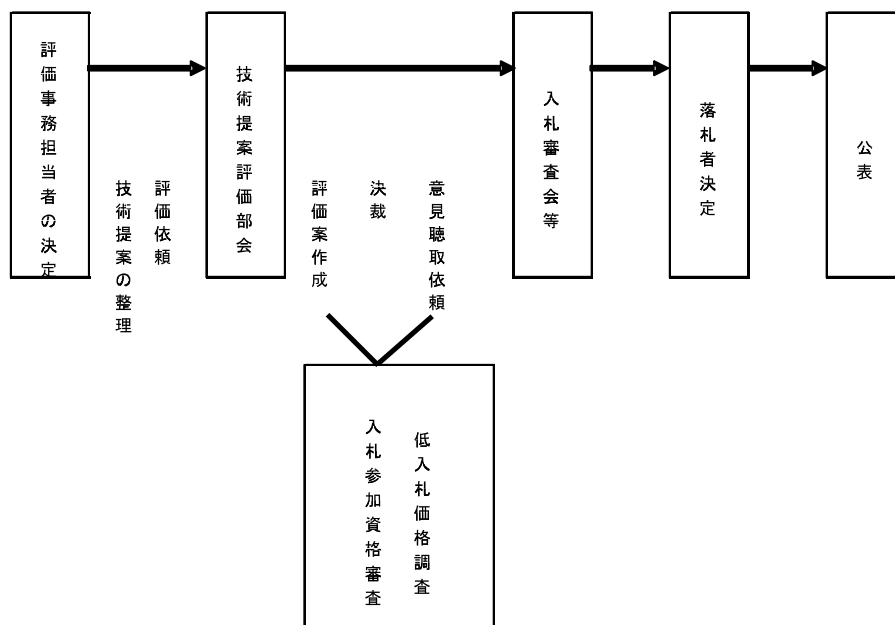


◇技術提案の評価について(標準型)

		1.2 億～5億の工事	5億～の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等	担当班長等
2.	評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ▪社名を消去し、番号等を割り振る ▪ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○評価シートの作成		
3.	技術提案評価部会への依頼		
4.	技術提案評価部会委員による技術提案の評価		
5.	評価結果について決裁をとる ▪起案者は評価事務担当者	決裁権者 ▪建設部長等	決裁権者 ▪課長
6.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会	入札審査会
7.	落札者の決定	公表	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ



本資料は総合評価落札方式にかかる事務手引き（暫定版）の抜粋であるため、入札公告例や技術提案作成要領例は、別途参照されたい。

5－(3) 企業チャレンジモデル工事実施要領

1. 目的

地域における公共工事の担い手を育成・確保するため、県発注工事での直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る必要がある。

本要領は、受注件数を評価することにより、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図り、各地域における公共工事の担い手の育成・確保することを目的とする「企業チャレンジモデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

2. 概要

当該工事発注年度中に入札者が受注した工事件数が少ない場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

3. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、下記の工事を候補工事とし、各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、（１）（２）それぞれ約２割ずつの工事を対象工事として無作為に抽出する。

- （１） 予定価格（税抜き）3,600万円以上6,000万円未満の総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事（PC上部工事、海上工事、「地域防災力強化モデル工事」及び「若者・女性活躍推進モデル工事」の対象工事は除く。）
- （２） 予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の土木一式工事（PC上部工事及び海上工事を除く。）ただし、公告日及び契約日が同年度となる工事に限る。

4. 総合評価落札方式による評価方法

上記２．に規定する総合評価落札方式の評価方法について、予定価格（税抜き）3,600万円以上6,000万円未満の工事の場合は「総合評価方式（企業チャレンジモデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第１号様式）、予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満の工事の場合は「総合評価方式（企業チャレンジモデル工事（Bランク））落札者決定基準（案）」（別記第２号様式）により行うものとする。

評価内容「受注工事件数」については、当該工事の発注年度の４月１日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約した県発注（知事部局又は教育委員会所管事業で県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う工事）の土木一式工事の受注件数を評価する。

ただし、受注工事については、災害に伴い緊急に行う工事で、競争入札により請負契約を締結していない工事及び単価契約工事は対象外とする。

共同企業体での受注工事は代表幹事を含め、すべての構成員に対して１件の受注件数として取り扱う。

複数の工事の入札を１つにまとめて執行する合冊工事において受注した工事は１件の受注件数として取り扱う。

5. 実施の流れ

【手順１】Ａランクの場合

- １）各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「企業チャレンジ（Ａランク）候補工事表」を掲示の方法により公表。
- ２）各候補工事について、「客観的な数値※」を用い適用工事を選定する。
ただし、適用率を約２割にするために下記のとおり取り扱うものとする。
 - （１）通し番号１を適用工事に選定した場合には、次の２、３、４、５は通し番号を付すが、選定はしない。次の選定は、通し番号６から同様に繰り返す。

(2) 通し番号 1、2、3 及び 4 が適用工事に選定されなかった場合は、次の 5 番を選定する。

3) 通し番号は各年度で付すものとする。

※「客観的な数値」

- ・候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の 末尾の数字	0 又は 5	1 又は 6	2 又は 7	3 又は 8	4 又は 9
工事に付した通し番号	1 6	2 7	3 ・ ・ ・	4 ・ ・ ・	5 ・ ・ ・

4) 候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、3) により選定した工事は、2) によりあらかじめ掲示した「企業チャレンジ（A ランク）候補工事表」にモデル工事に選定されたことを示す印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

- ・モデル工事適用工事に選定された場合

企業チャレンジ（A ランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
2	7	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	C

- ・モデル工事適用工事に選定されなかった場合

企業チャレンジ（A ランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
3	7	△△第○号-3	□□線 道路修繕工事	※※町 ▽▽地内	—

【手順 2】B ランクの場合

1) 各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「総合評価（B ランク）候補工事表」を掲示の方法により公表。

2) 各候補工事について、「客観的な数値※」を用い適用工事を選定する。

ただし、適用率を特別簡易、モデル工事それぞれ約 2 割ずつにするために下記のとおり取り扱うものとする。

(1) 通し番号 1 をモデル工事に選定した場合には、次の 2、3、4、5 は通し番号を付すが、モデル工事に選定はしない。特別簡易型の選定は引き続き行い、通し番号 2 を特別簡易型に選定した場合

には、次の3、4、5は通し番号を付すが、特別簡易型にも選定しない。次の選定は、通し番号6から同様に繰り返す。

- (2) 通し番号1、2及び3がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、次の4、5を「客観的な数値」によりどちらかの形式の総合評価に選定する。
- なお、選定を行わない工事は公表しない。

3) 通し番号は各年度で付すものとする

※「客観的な数値」

- 候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の 末尾の数字	特別簡易 チャレンジ	0又は5 4又は9	1又は6 0又は5	2又は7 1又は6	3又は8 2又は7	4又は9 3又は8
工事に付した通し番号		1 6	2 7	3 ...	4 ...	5 ...

- 通し番号1、2及び3がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、通し番号4について、候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字が、奇数の場合は特別簡易、偶数の場合はモデル工事とし、通し番号5は選定されなかった形式とする。

4) 候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、3）により選定した工事は、2）によりあらかじめ掲示した「総合評価（Bランク）候補工事表」に特別簡易型若しくはモデル工事に選定されたことを示す印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

- 特別簡易型適用工事に選定された場合

総合評価（Bランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
1	7	〇〇第▲号-2	◎◎線 道路改良工事	■●町 ★★地内	○

- モデル工事適用工事に選定された場合

総合評価（Bランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
2	7	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	C

- ・総合評価適用工事に選定されなかった場合

総合評価（Bランク）候補工事表

年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工 事 名	工事場所	選定
3	7	△△第○号-3	□□線 道路修繕工事	※※町 ▽▽地内	—

6. 地域要件

モデル工事で発注する工事における地域要件は各建設部及び海南工事事務所の9ブロックとする。

7. その他

本要領に記載のない事項については「総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】」に従うものとする。

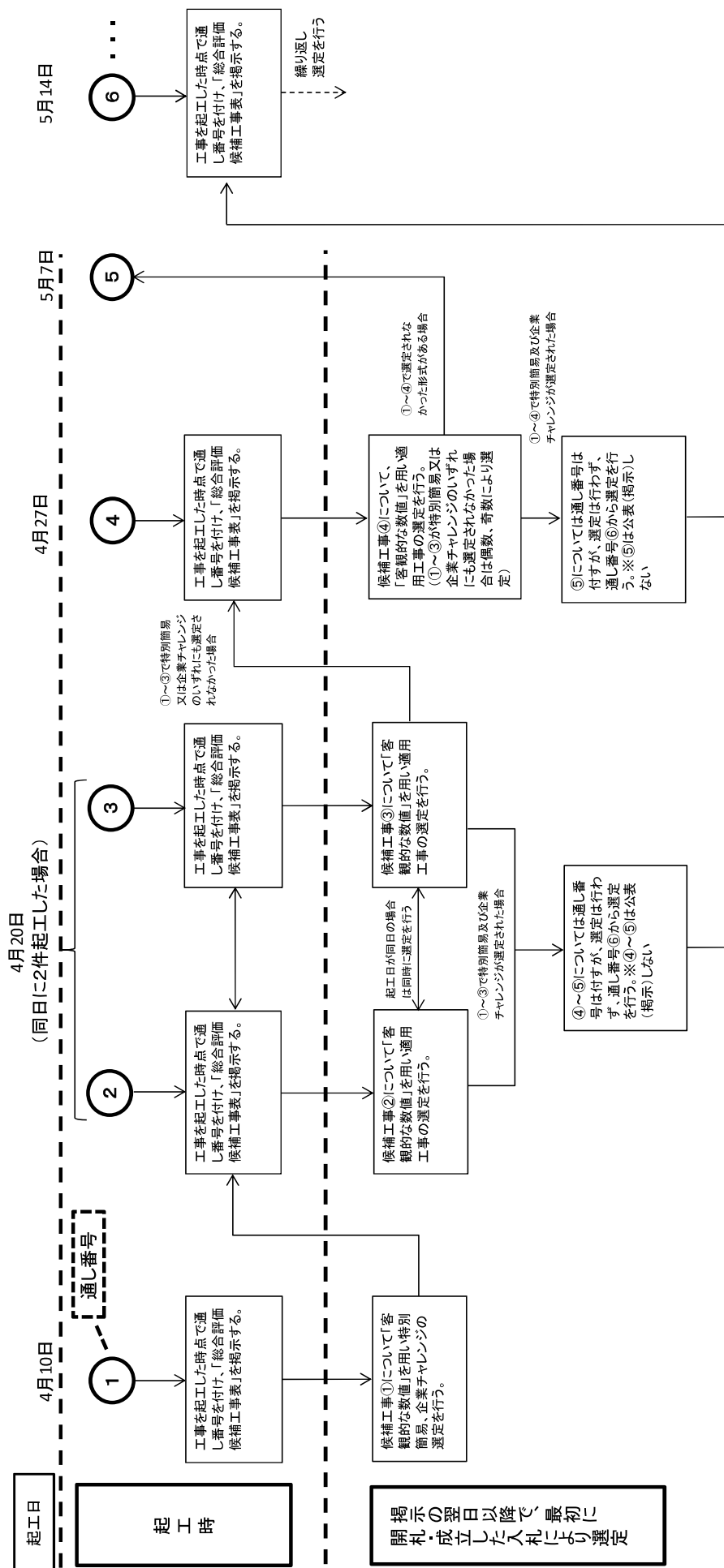
附 則

この要領は、令和7年6月1日から適用する。

この要領は、令和8年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

[illegible]

図イメージ選択※クランクB



別記1号様式 予定価格（税抜き）3,600万円以上6,000万円未満のモデル工事に適用

別紙ー1	総合評価方式(企業チャレンジモデル工事) 落札者決定基準(案) 【企業チャレンジモデル工事(Aランク)に適用】										
県土整備部(振興局建設部)名: 課(建設部)											
工 事 名											
工 事 場 所											
予 定 価 格											
工 事 概 要											
各評価項目の選定理由	公共工事の担い手を育成及び確保するため、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る評価項目を選定した。										
価格以外の評価点	評価項目	評価内容		評価基準		配点	得点	備考			
	配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士		1.0	／ 1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門(建設)に対して評価する。			
				②2級土木施工管理技士(土木)		0.5					
				③上記以外		0.0					
		(2)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0	／ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に服する。			
				②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5					
				③なし		0.0					
	小 計						／ 2.0				
	地域貢献	(1)大規模災害時の協定締結		①あり		1.0	／ 1.0				
				②なし		0.0					
		(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①	見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案		0.8	／ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。		
					上記以外		0.0				
					②	上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案					
				上記以外		0.0					
				③		上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案					
					上記以外		0.0				
		県内開発建設技術	④		「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案		0.1	／ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】		
				上記以外		0.0					
		小 計						／ 2.0(2.1)			
		担い手確保	(1)受注工事件数		①受注工事件数0件		1.0	／ 1.0	※受注工事件数は当該年度の4月1日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約された、県発注の土木一式工事の受注件数とする。 ※単価契約工事、災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事は対象外とする。		
	②受注工事件数1件				0.5						
	③受注工事件数2件以上				0.0						
	小 計						／ 1.0				
	合 計						／ 5.0(5.1)				
	標準点(基礎点)	100点									
加 算 点	換算は行わない										
技 術 評 価 点	標準点(基礎点)+加算点										
評 価 値	(技術評価点/入札価格(千円))×10 ⁵										
※ ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。											
・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。 ・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者 ・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者 ・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者											

別記2号様式 予定価格（税抜き）1,800万円以上3,600万円未満のモデル工事に適用

別紙ー1	総合評価方式(企業チャレンジモデル工事(Bランク)) 落札者決定基準(案) 【企業チャレンジモデル工事(Bランク)に適用】								
県土整備部(振興局建設部)名: _____ 課(建設部)									
工 事 名									
工 事 場 所									
予 定 価 格									
工 事 概 要									
各評価項目の選定理由	公共工事の担い手を育成及び確保するため、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る評価項目を選定した。								
価格以外の評価点	評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考		
	配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	／ 1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門(建設)に対して評価する。		
				②2級土木施工管理技士(土木)	0.5				
				③上記以外	0.0				
		(2)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	／ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。		
				②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5				
				③なし	0.0				
	小 計					／ 2.0			
	地域貢献	(1)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	／ 1.0			
				②なし	0.0				
		(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	／ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。		
				上記以外	0.0				
				②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1				
					上記以外			0.0	
				③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	0.1				
					上記以外			0.0	
			県内開発建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			／ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
				上記以外	0.0				
		小 計					／ 2.0(2.1)		
		担い手確保	(1)受注工事件数		①受注工事件数0件	1.0	／ 1.0	※受注工事件数は当該年度の4月1日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約された、県発注の土木一式工事の受注件数とする。 ※単価契約工事、災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事は対象外とする。	
					②受注工事件数1件	0.5			
					③受注工事件数2件以上	0.0			
	小 計					／ 1.0			
	合 計					／ 5.0(5.1)			
	標準点(基礎点)	100点							
加 算 点	換算は行わない								
技 術 評 価 点	標準点(基礎点)+加算点								
評 価 値	[技術評価点/入札価格(千円)]×10 ⁵								
※	・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式により発注された他の県発注工事※1の主任(監理)技術者となっている場合※2は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。(減点評価のみ実施する。) ※1 舗装工事業の工事のうち公告日が令和8年5月31日以前のもので予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満、及び公告日が令和8年6月1日以降のもので予定価格(税抜き)1,800万円以上3,600万円未満の工事で配置技術者が非専任のものを除く ※2 引渡しが完了していない場合とする ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。 - 入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者 - 入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者 - 土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者								

5－(4) 地域防災力強化モデル工事实施要領

1. 目的

災害時において建設機械は迅速な対応に必要不可欠であり、県と大規模災害協定を締結している建設機械を保有する建設業者が、地域の守り手として防災力を強化し、維持されることが品確法の理念や地域防災への備えの観点においても重要である。

本要領は、災害発生時に迅速に対応できる建設業者の維持を図るため、建設機械の保有および運転者の雇用状況を評価し、地域の防災力を強化することを目的とした「地域防災力強化モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

2. 概要

建設機械の保有及び運転者の雇用が確認できる場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

3. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、下記条件を満たす工事で、発注機関が指定した工事。

- (1) 予定価格（税抜き）3,600万円以上6,000万円未満の総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事のうち、土工事が主となる工事等、専門的な工種を含まない工事

4. 総合評価落札方式による評価方法

上記2.に規定する総合評価落札方式の評価方法については、「総合評価方式（地域防災力強化モデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第1号様式）により行うものとする。

評価項目「担い手確保」については、「建設機械の保有及び運転者の雇用状況」を評価する。ただし「大規模災害時の協定締結」で加点がない場合は0点とする。

加点対象となる建設機械はバックホウ0.11m³以上、ホイールローダ0.34m³以上とし、入札書提出日時点で県内に配備している自社所有若しくは入札書提出日から1年以上の契約期間が確認できる長期リース契約に限る。

建設機械は稼働できる良好な状態かつ、法的手続きを済ませた機械であることとする。

運転者は対象となる建設機械を運転する資格を保有するものとし、技術提案提出時点で入札参加者と雇用関係を有するものとする。

運転者は対象となる建設機械に対応する組み合わせとし、他の建設機械（同種の建設機械を含む）と重複して計上できないこととする。

添付書類として、規格、保有状況及び稼働状況を確認できる資料（償却資産（固定資産）申告書・種類別明細書（市町村受付印のあるもの）の写し、車検証の写し（ホイールローダの場合）、カタログ等の仕様（規格）を確認できる資料の写し、定期（特定）自主検査記録表の写し、リース契約の写し（リース保有の場合）等）を提出すること。また、運転者については、運転免許証、資格証又は修了証等の写し及び雇用が確認できる資料（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を提出すること。

5. その他

本要領に記載のない事項については「総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】」に従うものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から適用する。

この要領は、令和8年6月1日以降の入札公告を行う対象工事から適用する。

別記様式第1号

別紙-1 総合評価方式(地域防災力強化モデル工事) 落札者決定基準(案)							
県土整備部(振興局建設部) 名: 課(建設部)							
工 事 名							
工 事 場 所							
予 定 価 格							
工 事 概 要							
各評価項目の選定理由	建設業者が災害発生時に迅速に活動できるよう、防災力の強化及び維持を図るため、建設機械の保有及び運転者の雇用状況を評価項目に選定した。						
価格以外の評価点	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①78点以上	1.0	／ 1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として配置された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)(以下「契約額」という。))120万円以上の県土整備部工事成績評定要綱又は県土整備部工事(建設・設備工事等)成績評定要綱により評定を行う県発注工事(国庫部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要綱第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績に対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額1500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
			②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0	1.0 ～ 0.0			
			③65点以上68点未満	0.0			
			④65点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	0.0 ～ -1.0			
			⑤65点未満	-1.0			
		(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	／ 1.0	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。	
			②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5			
			③上記以外	0.0			
		(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	／ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を規定している団体とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。	
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5			
			③なし	0.0			
		小 計				／ 3.0	
		地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	／ 1.0
	②上記以外				0.0		
	(2)大規模災害時の協定締結			①あり	1.0	／ 1.0	
				②なし	0.0		
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用		県産品・リサイクル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8	／ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
				上記以外	0.0		
				②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1		
				上記以外	0.0		
				③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材1m3以上の使用を提案	0.1		
				上記以外	0.0		
	県内開発建設技術		④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1	／ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】	
			上記以外	0.0			
	小 計				／ 3.0(3.1)		
	(1)建設機械の保有及び運転者の雇用状況		①建設機械の保有及び運転者の雇用が4台・人以上	1.0	／ 1.0	※大規模災害時の協定締結をしていない場合は0点とする。 ※対象となる建設機械は、バックホウ0.1m3以上、ホイールローダ0.34m3以上とする。 ※対象となる建設機械は自社保有若しくは入札書提出日から1年以上の契約期間が確認できる長期リース契約に限る。 ※運転者は、対象となる建設機械を運転する資格を保有するものとし、技術提案提出時点で応札者と雇用関係を有するものとする。 ※運転者は対象となる建設機械に対応する組み合わせとし、他の建設機械(同種の建設機械を含む)と兼務して計上できないこととする。	
			②建設機械の保有及び運転者の雇用が3台・人以上	0.8			
③建設機械の保有及び運転者の雇用が2台・人以上			0.6				
④建設機械の保有及び運転者の雇用が1台・人以上			0.4				
⑤上記①②③④以外			0.0				
小 計				／ 1.0			
合 計				／ 7.0(7.1)			
標準点(基礎点)	100点						
加 算 点	換算は行わない						
技 術 評 価 点	標準点(基礎点)+加算点						
評 価 値	$(\text{技術評価点} \div \text{入札価格(千円)}) \times 10^3$						
※	・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記ののとおりとする。 1)入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。 ・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者 ・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者 ・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者						

5－(5) 若者・女性活躍推進モデル工事实施要領

1. 目的

将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界において若手・女性技術者や技能者を育成・確保していくことが必要である。

本要領は、受注者が40歳以下の若者（以下、「若者」という。）や女性を積極的に現場に配置し、建設業の魅力を発信することにより、建設業に従事する若手・女性技術者や技能者の育成及び建設業への入職の促進を目的とする「若者・女性活躍推進モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

2. 概要

若者又は女性を、主任（監理）技術者、監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）又は現場代理人に配置する場合や現場作業に従事する作業員（以下、「作業員」という。）に配置する場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

また、モデル工事においては、下記3項目の実施を必須とする。

- (1) 完全週休2日工事の実施（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日」の実施）
- (2) 快適トイレの設置
- (3) 現場職業体験会の開催

3. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、下記条件を満たす工事で、発注機関が指定した工事。ただし、災害復旧工事等緊急を要する工事は除く。

- (1) 予定価格（税抜き）3,600万円以上で、総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事
- (2) 現場職業体験会を実施するための十分なスペースを確保できる工事

4. 総合評価落札方式による評価方法

- (1) 上記2. に規定する総合評価落札方式の評価方法については、「総合評価方式（若者・女性活躍推進モデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第1号様式）により行うものとする。
- (2) 評価項目「担い手確保」については、技術提案提出時点で応札者と雇用関係を有する若者又は女性を評価の対象とする。

ただし、監理技術者等及び現場代理人は工事完成までの全期間、作業員は従事作業にかかる全ての稼働日に配置することを加点の条件とする。

5. 実施の流れ

【発注時】

- (1) 発注者は、特記仕様書（別紙1）により本要領の対象工事であることを明示する。
- (2) 発注者は、「総合評価方式（若者・女性活躍推進モデル工事）落札者決定基準（案）」において落札者を決定する工事であることを公告に記載するとともに、技術提案作成要領（別紙2）を入札公告に添付する。

【工事の契約後から竣工まで】

- (3) 受注者は、以下の6. から8. に規定する「週休2日工事の実施」、「快適トイレの設置」及び「現場職業体験会の開催」を実施する。
- (4) 受注者は、作業員の現場従事状況を工事日報等により監督員に提出する。（作業員を加点評価された場合に限る。）

6. 週休2日工事の実施

- (1) 用語の定義
週休2日工事実施要領3.の規定に基づく。
- (2) 実施の流れ
週休2日工事実施要領5.の規定に基づく。
- (3) 必要な費用の計上
週休2日工事実施要領6.の規定に基づく。
- (4) 工事成績評定
週休2日工事実施要領7.の規定に基づく。
- (5) 週休2日の確認および評価方法
週休2日工事実施要領8.の規定に基づく。
- (6) 週休2日工事実施の掲示
週休2日工事実施要領9.の規定に基づく。

7. 快適トイレの設置

- (1) 快適トイレの仕様
快適トイレを設置する試行工事実施要領（以下、「快適トイレ実施要領」という。）3.の規定に基づく。

- (2) 実施の流れ

【発注時】

- ① 発注者は、快適トイレに要する費用として、快適トイレ実施要領5.に規定されている男女別で1基ずつ計2基の上限額に工期の月数を乗じた額を共通仮設費の営繕費に積み上げ計上し、計上方法を特記仕様書に明示する。

【工事の契約後から竣工まで】

- ② 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出する。また、設置前に「快適トイレチェックシート」（快適トイレ実施要領様式ー1）に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出する。
- ③ 監督員は、設置前に提出された資料を基に、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- ④ 監督員は、設置された快適トイレを現場又は机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- ⑤ 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督員に提出する。
- ⑥ 監督員は、提出された見積りを基に、快適トイレ設置に要する費用を変更する。（積算方法は、快適トイレ実施要領5.の規定に基づく。）
- ⑦ 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

- (3) 配慮事項

快適トイレ実施要領6.の規定に基づく。

8. 現場職業体験会の開催

- (1) 現場職業体験会の開催の目的
現場職業体験会の開催は、受注者が県内の学校に通う学生及びその保護者等を対象とした現場職業体験会を開催し、若者や女性の建設業への入職を促進することを目的とする。
- (2) 実施の流れ

【発注時】

- ① 発注者は、現場職業体験会の開催にかかる費用は、変更協議の対象とすることを特記仕様書に明示する。

【工事の契約後から竣工まで】

- ② 受注者は、現場職業体験会の開催方法を施工計画書に記載し、監督員に提出する。
- ③ 受注者は、現場職業体験会の開催に要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督員に提出する。
- ④ 監督員は、提出された見積りを基に、現場職業体験会の開催に要した費用を現場環境改善費に計上する。

(3) その他

原則、現場において職業体験会を実施することとするが、参加者から申し出を受け、発注者が適当と認めた場合に限り、受注者と監督員で協議を行い、Web形式や建設業の魅力発信に関する動画を作成し配布する等の形式に変更することができる。

9. 評価内容の担保等

配置予定者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

担い手確保の項目において加點評価された場合の技術提案不履行時におけるペナルティは、工事成績の減点を行うこととする。減点は、法令遵守等違反の5、文書注意の-8点を採用する。なお、作業員の現場従事日数について、提案時の予定日数を下回った場合でも受注者の責によらないときは減点しないこととする。

監督員が再三指摘したにもかかわらず、「完全週休2日(土日)」(港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休2日」)(※現場条件等により取り組みを行うことが困難な場合においては「月単位の週休2日」(港湾事業及び漁港事業は「通期の週休2日」))に取り組む姿勢が明らかにみられなかった場合、現場条件等により快適トイレを設置しなかった場合又は現場職業体験会を開催しなかった場合については、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第1第2項(4)イを適用することとする。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。

この要領は、令和4年6月8日から適用する。

この要領は、令和6年7月15日から適用する。

この要領は、令和7年6月1日から適用する。

この要領は、令和7年7月15日以降に当初設計書を作成する工事から適用する。

この要領は、令和8年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

別記第1号様式

別紙－1		総合評価方式(若者・女性活躍推進モデル工事)落札者決定基準(案)				【若者・女性活躍推進モデル工事に適用】		
		県土整備部(振興局建設部)名: ○○振興局建設部						
工 事 名		○○年度 ○○ 第○○号－○ ○○工事						
工 事 場 所		○○地内						
予 定 価 格		50,000,000 円(税抜き)						
工 事 概 要		延長 ○○ m 幅員○.00m(○.00)m○○工 ○○m						
各評価項目の選定理由		若者又は女性の活躍機会拡大を図るため、若者又は女性を監理技術者等又は現場代理人や作業員に配置した場合に加点評価となるよう選定した。						
		評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
価格以外の 評価点	配置予定技 術者の能力	(1)過去4年間の工事成績 の平均値	①78点以上		1.0	／ 1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として配置された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)(以下「契約額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は都庁等委員会所管等であり振興局建設部等の出払機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業績は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の業績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。	
			②68点以上78点未満 1.0×(工事成績の平均値-68.0)/10.0		1.0 ～ 0.0			
			③65点以上68点未満		0.0			
			④65点以上65点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0		0.0 ～ -1.0			
			⑤65点未満		-1.0			
		(2)主任(監理)技術者の 保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士		1.0	／ 1.0	【予定価格(税抜き)1億円未満の工事に適用】 ※技術士は、○○部門又は総合技術監理部門(○○)に対して評価する。	
		(2)主任(監理)技術者の 保有する資格	②2級土木施工管理技士(○○)		0.5			
			③上記以外		0.0			
		(3)継続教育(CPD)の 取り組み状況	①1級土木施工管理技士又は技術士(5年以上)		1.0	／ 1.0	【予定価格(税抜き)1億円以上の工事に適用】 ※資格取得後の経過年数を評価する。 ※技術士は、○○部門又は総合技術監理部門(○○)に対して評価する。 ※年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。	
			②1級土木施工管理技士又は技術士(5年未満)		0.5			
			③上記以外		0.0			
		地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する		1.0	／ 1.0	【予定価格(税抜き)6,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。
					②上記以外			
	(2)大規模災害時の 協定締結			①あり		1.0	／ 1.0	
	②なし			0.0				
	(3)県産品、リサイク ル製品の積極 利用		県産品、 リサイク ル製品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案		0.8	／ 1.0	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに入札したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。
				上記以外		0.0		
				②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案		0.1		
				上記以外		0.0		
				③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案		0.1		
			上記以外		0.0			
			県内開発 建設技術	④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案		0.1	／ 0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
	上記以外				0.1			
	小 計					／ 3.0 (3.1)		
	担い手確保		若者又は女性の 活躍機会拡大	技術者、 現場代理 人	①監理技術者等に若者又は女性を配置		1.0	／ 1.0
		②現場代理人に若者又は女性を配置				0.7		
		③上記①②以外				0.0		
作業員		①作業員に配置する若者又は女性の現場従事延べ日数が現場稼働日数の5割以上			0.3	／ 0.3	※若者とは、技術書提出時点で40歳以下を対象とする。 ※対象となる若者又は女性とは技術書提出時点で応募者と雇用関係を有すること。 ※従事する作業内容にかかる全現場稼働日に配置すること。	
		②作業員に若者又は女性を2名以上配置(現場従事延べ日数5割未満)			0.2			
		③作業員に若者又は女性を1名配置(現場従事延べ日数5割未満)			0.1			
		④上記①②③以外		0.0				
小 計					／ 1.3			
合 計					／ 7.3 (7.4)			
標準点(基礎点)		100点						
加 算 点		換算は行わない						
技 術 評 価 点		標準点(基礎点)+加算点						
評 価 値		(技術評価点/入札価格(千円))×10 ⁵						
※								
・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 ・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。 1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「①あり」とし、加点評価する。 ・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者 ・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者 2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は「②なし」とし、評価しない。 ・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者 ・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者								

5－(6) 和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（以下「総合評価実施要綱」という。）第2条に規定する総合評価落札方式を実施するにあたり、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し評価する方式（以下「施工体制確認型総合評価落札方式」という。）に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 施工体制確認型総合評価落札方式は、総合評価落札方式で施行する工事のうち、事業を所管する課室がこれにより調達することが適当と判断した工事について実施するものとする。

(入札公告等)

第3条 発注機関の長は、施工体制確認型総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、総合評価実施要綱第5条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式とすること。
- (2) 開札後に施工体制の確認を行うための聴取り調査を行うこと。
- (3) 前号の聴取り調査に必要な書類の提出を求めること。
- (4) その他必要と認める事項

(評価基準)

第4条 施工体制確認型総合評価落札方式における評価基準は、総合評価実施要綱第8条に規定するもののほか、別表1「評価基準（施工体制確認型）」及び別表2「落札者決定基準案（施工体制確認型）」に定めるものとする。

(評価方法)

第5条 施工体制確認型総合評価落札方式とする場合における総合評価実施要綱第9条に規定する評価値については、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えた技術評価点に施工体制評価点を加えたもの（以下「評価点」という。）を入札価格で除した数値とする。

評価点 = 技術評価点（標準点（基礎点）+ 加算点）+ 施工体制評価点

評価値 = 評価点 / 入札価格

(聴取り調査の実施)

第6条 発注機関の長は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、どのように施工体制を構築し、それが設計図書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、聴取り調査を実施するものとする。

ただし、低入札調査基準価格以上の価格で入札した者については、聴取り調査を実施しないことができる。

- 2 発注機関の長は、聴取り調査を行おうとする者（以下「聴取対象者」という。）に対し、その日時および場所を連絡するとともに、第7条第1項の規定により追加書類等の提出を求めるものとする。
- 3 聴取り調査にあたって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者および現場代理人を含む3名以内とする。
- 4 聴取対象者は、聴取り調査の際に、第7条第1項の規定により提出した追加書類等のうち添付資料に係る原本を持参し、発注機関の長からの求めに応じ、提示しなければならない。
- 5 聴取対象者は、聴取り調査にあたっては、第7条第1項の規定により提出された追加書類等に基づかない説明をすることができない。

（追加書類等）

第7条 聴取対象者は、発注機関の長が指定する日までに、次に掲げる追加書類および別紙に定める添付資料（以下「追加書類等」という。）を郵送又は持参の方法により、提出しなければならない。

なお、発注機関の長から特に指定がなかった場合は、追加書類等の提出を求められた日から起算して3日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日を除く。）に追加書類等を提出するものとする。

（1）施工体制確認に係る聴取り調査のための追加書類等の提出について（別記1-1）

（2）下請予定業者等一覧表（様式第1号）

（3）機械リース元一覧（様式第2号）

（4）建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第3号）

（5）品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第4-1号）

（6）品質確保体制（品質管理計画書）（様式第4-2号）

（7）品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第4-3号）

（8）安全衛生管理体制（安全衛生教育・点検計画等）（様式第5号）

（9）施工体制台帳（様式第6号）

【以下、低入札価格調査制度実施要領に定める様式】

（1）積算内訳書（様式3-1）

（2）配置予定技術者等名簿（様式4）

（3）資材購入先一覧（様式7）

（4）労務者の確保計画（様式9-1）

（5）工種別労務者配置計画（様式9-2）

（6）建設副産物の搬出地（様式11）

2 聴取対象者は、前項で定める追加書類等を提出する期日までの間に限り、別記1-2により、追加書類等の提出を行わない旨を申し出ることができるものとする。この場合においては、当該申し出を行った聴取対象者は失格とする。

3 聴取対象者が、追加書類等の全部若しくは一部を提出しない場合（前号の規定による申し出を行っている場合を除く。）、提出した追加書類等に不備がある場合又は聴取り調査に応じない場合は、調査を実施することなく失格とする。

3 聴取対象者は、追加書類等を提出した後は、撤回、内容の修正又は再提出をすることができない。

4 追加書類等の作成等に要する費用は、聴取対象者の負担とする。

5 追加書類等の返却および公表は、原則として行わない。

（入札参加資格停止の措置）

第8条 聴取対象者が、追加書類等の全部若しくは一部を提出しない場合（第7条第2項の規定による申し出を行っている場合を除く。）、提出した追加書類等に不備がある場合又は聴取り調査に応じない場合は、当該聴取対象者に対し、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に定める別表第2第7項第9号又は第10号に準じて入札参加資格停止の措置を講ずることがある。

（その他）

第9条 発注機関の長は、この要綱の執行に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて総合評価実施要綱で定める和歌山県建設工事等総合評価審査委員会において審議の上、対応するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

「評価基準（施工体制確認型）」

【WTO対象工事に適用（合計30.0点）】

評価項目	評価内容	配点	評価基準	得点
施工体制	施工体制確保の 確実性	15.0	①：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
			②：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
			③：その他	0.0
	品質確保の実効性	15.0	①：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
			②：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
			③：その他	0.0
	合 計	30.0		

なお、審査方法の概要は以下のとおりであり、別紙「確認内容について」を参照すること

（１）施工体制確保の確実性

- ・入札価格の範囲内において、どのように施工体制づくりを行い、それが設計図書等に記載された要求要件の実現に係る履行の確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合（入札における工事費内訳書において低入札価格調査制度実施要領に定める特別重点調査に該当する費用があるなど）に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点（別表1中の②）する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について設計図書等に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点（別表1中の②）する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、積算内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（下請予定業者等一覧表（様式第1号）、施工体制台帳（様式第6号））
- ② 施工を行うための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（資材購入先一覧（様式7）、機械リース元一覧（様式第2号）、労務者の確保計画（様式9—1）、工種別労務者配置計画（様式9—2））
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか（配置予定技術者等名簿（様式4））

（２）品質確保の実効性

- ・入札価格の範囲内において、どのように品質確保のための体制づくりを行い、それが設計図書等に記載された要求要件の実現に係る履行の確実性の向上につながるかについて審査する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合（入札価格の積算内訳において低入札価格調査制度実施要領に定める特別重点調査に該当する費用があるなど）に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点（別表1中の②）する。
- ・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、品質確保について設計図書等に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その

程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点（別表 1 中の②）する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令順守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（建設副産物の搬出地（様式 11）、建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第 3 号））
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（安全衛生管理体制（様式第 5 号））
- ③ その他の品質確保のための体制が構築されると認められるか（品質確保体制（様式第 4－1 号、様式第 4－2 号、様式第 4－3 号））

「評価基準（施工体制確認型）」

【標準型総合評価落札方式に適用（合計 15.0 点）】

評価項目	評価内容	配点	評価基準	得点
施工体制	施工体制確保の 確実性	7.5	①：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	7.5
			②：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	2.5
			③：その他	0.0
	品質確保の実効性	7.5	①：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	7.5
			②：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	2.5
			③：その他	0.0
	合 計	15.0		

なお、審査方法の概要は「評価基準（施工体制確認型）」【WTO対象工事に適用（合計 30.0 点）】と同様とする。

別表2（第4条関係）
「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

WTO対象工事に適用					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
具体的な技術提案	(ア)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加 点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技 術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価す る。 *1提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」と し、3提案合計で最大15点満点	0～15	15.0	
	(イ)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加 点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技 術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価す る。 *1提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」と し、3提案合計で最大15点満点	0～15	15.0	
	(ウ)	評価内容に対して最大3提案とし、3提案を超えた提案項目は加 点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技 術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価す る。 *1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、 3提案合計で最大12点満点	0～12	12.0	
	(エ)	評価内容に対して最大2提案とし、2提案を超えた提案項目は加 点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技 術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価す る。 *1提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、 2提案合計で最大12点満点	0～8	8.0	
合 計				50.0	

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
合 計				30.0	

「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

標準型（県外企業参入工事）に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考				
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等		提案の内容により評価 *最大5提案で、1項目あたり(優:3.0、良:1.5、標準0.0)で評価	0～15	15.0	必須				
企業の 施工能力	(1)過去2年間の同業種工事 の工事成績の平均値	①80点以上		2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 注意: 対象は県発注工事のみ			
		②70点以上80点未満 $2.0 \times (\text{工事成績の平均値}-70.0) / 10.0$		2.0 ～ 0.0						
		③65点以上70点未満		0.0						
		④65点未満55点以上 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$		0.0 ～ -1.0						
		⑤55点未満		-1.0						
	(2)県内での同種工事の優良 施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績 あり(工事成績80点以上)		1.0	1.0	必須	※同種工事は〇〇による〇〇工事(具体的な工種名称を明 示(例:NATMによるトンネル工事))とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は70点未満のものは評価 の対象としない(0点とする)。			
②同上(工事成績70点以上80点未満)		0.5								
③上記以外		0.0								
配置予定 技術者の 能力	(1)過去4年間の同業種工事 の工事成績の平均値	①80点以上		2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業)とする。 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術 者(以下「監理技術者等」という。)として配置された契約額(消 費税及び地方消費税の額を含む)。(以下「契約額」という。)) 1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整 備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行 う県発注工事(知事部局又は教育委員会等所管事業で振興局 建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、 業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工 事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注 工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合 は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人 又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該 当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発 注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された 契約額1,500万円以上の工事において、監理技術者等として 配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合 は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人 又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該 当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。			
		②70点以上80点未満 $2.0 \times (\text{工事成績の平均値}-70.0) / 10.0$		2.0 ～ 0.0						
		③65点以上70点未満		0.0						
		④65点未満55点以上 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$		0.0 ～ -1.0						
		⑤55点未満		-1.0						
	(2)継続教育(CPD)の 取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系 継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単 位を設定している団体とする。			
	②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5							
	③なし		0.0							
	地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する		1.0	1.0	必須			
			②上記以外		0.0					
(2)県内企業育成への 取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり		1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に競争度が高い工事に適用			
		②なし		0.0						
(4)県産品、リサイク ル製品の積極 利用		県産 品・リ サイク ル製 品	① 見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定 リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用 を提案		0.8	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から 入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しない ものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサ イクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価す るものとする。		
			上記以外		0.0					
			② 上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産 認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案		0.1					
			上記以外		0.0					
		県内 開発 建設 技術	③ 上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産 認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提 案		0.1				0.1 (選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
			上記以外		0.0					
	④ 「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案			0.1						
	上記以外			0.0						
合 計					24.1					

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
合 計				15.0		

「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

標準型（県内企業限定工事）に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考				
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等		提案の内容により評価	0～15	15.0	必須				
企業の 施工能力	(1)過去2年間の同業種工事 の工事成績の平均値	①80点以上		2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 注意: 対象は県発注工事のみ			
		②70点以上80点未満 $2.0 \times (\text{工事成績の平均値}-70.0) / 10.0$		2.0 ～ 0.0						
		③65点以上70点未満		0.0						
		④65点未満55点以上 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$		0.0 ～ -1.0						
		⑤55点未満		-1.0						
配置予定技 術者の能力	(1)過去4年間の同業種工事 の工事成績の平均値	①80点以上		2.0	2.0	必須	※同業種は〇〇工事業(例:土木工事業とする。 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技術者(以下「監理技術者等」という。)として記置された契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。(以下「契約額」という。))1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会等所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)を対象とし、業種は問わないものとする。ただし、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第5の3項の規定により評定を行った県発注工事については、対象外とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された契約額1,500万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。 なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。			
		②70点以上80点未満 $2.0 \times (\text{工事成績の平均値}-70.0) / 10.0$		2.0 ～ 0.0						
		③65点以上70点未満		0.0						
		④65点未満55点以上 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$		0.0 ～ -1.0						
		⑤55点未満		-1.0						
	(2) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 (旧:i-Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞 (旧:近畿地方i-Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり		1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)については、【〇〇】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)の評価については、受賞した工事に配置された技術者(主任(監理)技術者)の実績を評価する。(表彰種別は問わない。)			
		②なし		0.0						
		(3)継続教育(CPD)の 取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0				1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。 ※主任(監理)技術者と成り得る資格については、実務経験により主任技術者と成り得る場合(建設業法第7条第2号イ又はロに該当)を除く。
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する		1.0	1.0	必須	海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。		
			②上記以外		0.0					
①あり ②なし			1.0 0.0	1.0	(選択)				土木一式、建築一式、管、電気工事に適用	
(2)大規模災害時の 協定締結		①あり ②なし	1.0 0.0	1.0	(選択)	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、構造上部工(鋼構造物)工事を除く				
		(3)企業育成への 取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり ②なし	1.0 0.0	1.0	選択				
			(4)県産品、リサイクル 製品の 積極利用	県産品・リ サイクル製 品	①見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案 上記以外	0.8 0.0	1.0	必須	※当該工事で購入するもの又は入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る。 ※②、③で重複した品目の提案の場合はどちらも評価しないものとする。 ※見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」「県認定リサイクル製品」のどちらも明記がない場合は、①を加点評価するものとする。	
②上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案 上記以外					0.1 0.0					
県内 開発 建設 技術		③上記①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案 上記以外		0.1 0.0						
		④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案 上記以外		0.1 0.0	0.1	(選択)				【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】
				合計						

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
合 計				15.0		

総合評価方式における評価結果の通知について

総合評価方式における評価結果については、落札決定後の入札経過書による公表内容に加えて、入札者から求めがあった場合には、当該入札者に対して評価結果を口頭で回答していました。

今般、国土交通省において総合評価方式における透明性の確保についての方針が出されたことに伴い、県においても技術提案(具体的な提案)の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知することとした。

なお、平成22年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

○通知する内容

【簡易型】 当該入札者が提出した「簡易な施工計画」において、評価された部分

【標準型】 当該入札者が提出した「具体の技術提案」において、評価された部分

簡易型、標準型の通知例

(提案様式1)
工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名: _____ 工事 _____

■技術提案事項	〇〇〇についての提案
具体的な提案	
(1) 〇〇に□□を〇kg添加した△△を使用し、〇〇の発生を抑制する。	
(2) 残土仮置場の運搬走路を□□し、定期的に△△を行うとともに、出入り口付近には□□を設置し、△△を抑制する。	
⋮	
提案会社名: 〇〇建設	

(従来) 口頭で回答

(平成22年6月以降) 文書で通知

当該入札者の提案内容で、評価された部分を赤枠で囲い、通知

○従来どおり入札者から求めがあった場合、口頭で回答する場合

【特別簡易型】【簡易型】【標準型】 当該入札者の評価内容ごとの加算点

特別簡易型の回答例

評価項目	評価内容	加算点
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	
	小計	
地域貢献	(1)本店の有無	
	(2)大規模災害時の協定締結	
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	
	小計	
加算点計		

当該入札者の評価内容ごとの加算点を口頭で回答

6 低入札価格調査実施要領【建設工事】

1 目的

この要領は、和歌山県が発注する建設工事に係る入札において、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、自動的に失格とする最低制限価格制度とは異なり、その入札価格で適正な工事の施工が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

2 調査の根拠法令等

調査の根拠とする法令等は次のとおりである。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」

(2) 施行令第167条の13

「第167条の7から第167条の10までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。」

(3) 和歌山県財務規則第104条

「施行令第167条の10第1項の規定に適合すると認めるときは、当該措置を必要とする理由を明らかにし、次順位者を落札者とするものとする。」

3 用語の定義

(1) この要領中「入札執行者」とは、入札の執行に関する事項についての専決をすることができる者のことをいう。

(2) この要領中「調査者」とは、発注機関の長(本庁で行った入札(以下「本庁入札」という。)の場合は、本庁の事業主管課長。ただし、公共建築課が発注する工事においては公共建築課長)が命じた者のことをいう。

(3) この要領中「調査基準価格」とは、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

4 調査対象工事

原則として、次に掲げる工事を対象とする。

(1) 「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)が1億2,000万円以上の工事

- (2) 予定価格（税抜き）が1億2,000万円未満の工事のうち、施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）を適用する工事（第167条の13により準用される場合を含む。）

5 調査基準価格の設定及び算定

施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設けるものとし、それはその者の申込みに係る価格が、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

また、調査基準価格の算定は予定価格の算出の基礎となる仕様書、工事設計書等により入札執行者が算定する。

なお、契約ごとに定める割合の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75とする。）に一定の範囲で無作為に発生させた係数（ランダム係数）を乗じた額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の75に満たない場合にあっては100分の75とする。なお、鋼橋、電気通信、機械設備、営繕工事及び下水道工事のうち機械設備・電気設備工事については別紙算定基準(1)、(2)、(3)のとおりとする。

ア 前項第1号に規定する工事

- (ア) 『直接工事費』に100分の97を乗じて得た額
- (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 『一般管理費等』に100分の68を乗じて得た額

イ 前項第2号に規定する工事

- (ア) 『直接工事費』に100分の100を乗じて得た額
- (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 『一般管理費等』に100分の68を乗じて得た額

- (2) 特別な事情がある場合については、同項第1号に規定する算定方法によらないものとすることができる。

6 低入札価格調査

調査基準価格を下回った価格で応札した者（以下「低入札価格入札者」という。）に対し、低入札価格調査を実施するときは、第14項に規定する調査様式及び添付資料により調査を実施するものとする。なお、予定価格を事前に公表する工事については、比較的工事規模が小さいため、品質等を落とさずに、コスト縮減する余地が少ないことから、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。

7 特別重点調査

- (1) 第4項第1号に規定する工事のうち、予定価格を事前公表する工事を除き、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められた場合、入札執行者は直ちに低入札価格入札者が入札時に提出した入札書及び工事費内訳書の金額を分析し、下表の上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た額に満たない者を、特別重点調査の対象者と決定する。特別重点調査の対象者について低入札価格調査（特別重点調査）を実施するときは、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。
- (2) 営繕工事については、別紙算定基準（4）のとおりとする。
- (3) 特別な事情がある場合については、同項第1号及び第2号の算定方法によらないこととすることができる。

『直接工事費』	『共通仮設費』	『現場管理費』	『一般管理費等』
95%	80%	80%	50%

8 低入札価格調査の意向確認

予定価格を事前公表する工事については、原則、調査基準価格を下回った価格で応札した場合に、予め、低入札価格調査を受ける意向を低入札価格調査意向確認書（別記様式1）により確認をするものとする。

9 入札参加者への周知

- (1) 入札執行者は、次の事項を周知するものとする。
- ア 低入札価格調査制度を採用すること。
 - イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
 - ウ 低入札価格入札者は、総合評価における最高値の評価の者（以下「最高評価値入札者」という。）であっても、また総合評価落札方式でない入札においては最低の入札金額を提示した者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - エ 低入札価格入札者は、事後の調査（事情聴取）に協力すべきこと。
- (2) 入札執行者は、第8項に規定する低入札価格調査の意向を確認する案件（以下「意向確認設定案件」という。）の場合、次の事項についても周知に努めるものとする。
- ア 意向確認設定案件であること。
 - イ 低入札価格調査を受ける意思がある低入札価格入札者は、入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書を提出しなければならないこと。
 - ウ 入札参加者は自ら入札金額と調査基準価格を比較し、入札金額が調査基準価格を下回

った場合、かつ、低入札調査意向確認書を提出した場合は、第14項に規定する調査様式を提出しなければならないこと。

エ 第14項に規定する調査様式の提出期限

10 調査における留意点

- (1) 入札書における入札金額と工事費内訳書における工事価格計額は同額でなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (2) 低入札価格入札者は、第14項の各号に掲げる調査様式を提出しなければならない。調査様式の提出がなかった場合は、調査を実施することなく失格とする。
- (3) 調査様式の提出については、次に掲げるとおりとすること。

ア 意向確認設定案件

低入札価格調査意向確認書を提出した入札参加者は、開札後、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「電子入札システム」という。）（電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については閲覧等）により公表される対象工事の入札経過書に記載される調査基準価格を自ら確認し、入札金額が調査基準価格を下回った場合には、入札経過書の公表日から起算して3日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日（以下「休日条例第1条に規定する県の休日等」という。）を含まない。）に第14項に規定する調査様式を提出しなければならない。

また、低入札価格入札者で、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低入札価格入札者は、調査を実施することなく失格とする。

イ 意向確認設定案件以外

調査様式の提出を求められた低入札価格入札者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日条例第1条に規定する県の休日等を含まない。）に提出しなければならない。

- (4) 低入札価格入札者は、提出する第14項に規定する調査様式（「積算内訳書」（様式3-1））の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）について、入札時に提出した工事費内訳書の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）と同額としなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (5) 低入札価格入札者との契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、通常の請負契約書の記載額（請負代金額の10分の1以上）と異なる（請負代金額の10分の3以上）。

なお、契約保証を受けられない場合は、契約はできない。

- (6) 工事発注者は、工事中、工事完了後、施工体制台帳の内容と実態について調査を行わなければならない。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による。）
- (7) 低入札価格入札者で契約者となった者は、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍としなければならない。

ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による）

- (8) 低入札価格入札者で契約者となった者は、低入札価格調査時の積算内訳書（第14項第3号に規定する様式3-1）と工事完了後の実績を対比するため、調査表（第20項第1号に規定する様式13及び13-1）を提出しなければならない。また、ヒアリングを実施する場合はこれに応じなければならない。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による。）
- (9) 低入札価格入札者で契約者となった者は、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、調査表（第20項第2号に規定する様式14）を提出しなければならない。また、調査者は、ヒアリングを実施しなければならない。

11 特記仕様書への明示

次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳（契約書の写しも含む。）及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）の監督員への提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の監督員への提出の際、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績とを対比した書類を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは、受注者は応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、受注者は応じなければならない。
- (4) 同項第1号から第3号の提出等の指示に違反し、施工体制台帳等及び施工計画書を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
- (5) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。

12 入札の執行

- (1) 和歌山県が設置する電子入札システムにより入札を行う調査対象工事については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、調査基準価格を下回っているすべての入札者（以下「低入札価格提示者」という。）のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡し。）

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

- (2) 調査対象工事が、電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、調査基準価格を下回っている低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

- (3) 調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する場合があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札参加者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位（総合評価落札方式でない入札においては入札金額順位）のみ回答するものとする。

13 調査の実施

調査者は、低価格で入札した理由等について、第14項に規定する調査様式に基づき速やかに実施するとともに、以下の内容についても併せて実施するものとする。

- (1) 経営内容・経営状況
- (2) 信用状態
- (3) その他必要な事項

14 調査様式

- (1) 「低入札価格調査報告書」（様式1）
- (2) 当該価格により入札した理由（「入札理由書」（様式2））
- (3) 入札金額の積算内訳
 - （「積算内訳書」（様式3-1））
 - （「下請予定内容報告書」（様式3-2））
 - （「共通仮設費（率分）内訳書」（様式3-3））

- (「現場管理費内訳書」(様式3-4))
- (「一般管理費内訳書」(様式3-5))
- (「資材単価一覧表」(様式3-6))
- (「機械損料・賃料一覧表」(様式3-7))
- (「法定福利費に関する調書」(様式3-8))
- (「据付間接費内訳表」(様式3-9))
- (「設計技術費内訳表」(様式3-10))
- (4) 技術者の配置予定(「配置予定技術者名簿」(様式4))
- (5) 手持ち工事の状況
 - (「対象工事現場付近」(様式5-1))
 - (「対象工事関連」(様式5-2))
- (6) 手持ち資材の状況(「手持ち資材の状況」(様式6))
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係(「資材購入先一覧」(様式7))
- (8) 手持ち機械数の状況(「手持ち機械数の状況」(様式8))
- (9) 労務者の具体的供給見通し
 - (「労務者の確保計画」(様式9-1))
 - (「工種別労務者配置計画」(様式9-2))
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (「過去に施工した公共工事名及び発注者」(様式10))
- (11) 建設副産物の搬出地(「建設副産物の搬出地」(様式11))
- (12) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下、「社会保険等」という。)への加入状況
 - (「社会保険等への加入状況」(様式12))

15 調査後の落札者の決定

(1) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合の措置

入札執行者は、調査者が行った調査の結果、最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認めたときは、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

(2) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

調査者は、調査の結果最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)が提示した入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、入札審査会(本庁入札以外の場合は、地方入札審査会)(以下「審査会」という。)に提出し、意見を求めなければならない。

16 審査会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 審査会の意見が、調査者の意見(契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見)と同一であった場合は、入札執行者は最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込み

をした他の者のうち総合評価において最高値の評価の者（総合評価落札方式でない入札においては最低の価格をもって申込みをした者）（以下「次順位者」という。）を最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）として各入札実施要領による落札候補者の決定にかかる所定の手続きを行う。なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合は、第13項以降と同様の手続きを行う。

- （2）入札執行者は、審査会の意見が、調査者の意見（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見）と違う場合には、審査会の意見を尊重し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる者として、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

17 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

以下の場合、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）（次順位者同じ）を失格と判定し、入札執行者はその者に対し落札者に決定しないことを通知するものとする。

なお、判定基準については別紙判定基準のとおりとする。

- （1）調査様式の提出がない場合
- （2）調査に協力しない場合
- （3）設計仕様等に適合しない場合
- （4）積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- （5）建設副産物の処理が適正でない場合
- （6）法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- （7）上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

18 調査結果の概要等の公表

調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

19 再調査の実施

- （1）調査者は、次の事項に該当する場合、再調査を実施するものとする。

- ア 下請業者の追加及び変更（2次下請以降は除く）
- イ 下請金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
- ウ 施工方法の変更
- エ その他発注者が必要と認める場合

- （2）実施時期は、再調査を必要とする該当事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときとし、調査者は、遅滞なく実施するものとする。

- （3）周知方法は、特記仕様書にて明示するものとし、別紙「低入札価格調査について」のとおりとする。

- （4）再調査の結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合の措置は、建設工事請負契約書第44条第1項第6号により契約を解除する。

- (5) 該当事項の事象が生じ、施工体制台帳等及び施工計画書が提出されない場合の措置は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づき審査する。

20 低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比

- (1) 調査者は、工事完了後速やかに、受注者から工事完了後の実態について、調査票（様式13及び様式13-1）を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態との対比する。なお、調査表の内容によっては、事情聴取を行うものとする。
- (2) 下請業者への適正な支払確認等の実施

調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、受注者から様式14「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、受注者、下請負者の双方から、事情聴取を行うものとする。

なお、同項第1号及び第2号の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、技術調査課長あて通知する。

- ア 口頭による嚴重注意
- イ 文書による嚴重注意
- ウ 悪質な場合は、その内容の公表（閲覧等）

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和2年1月30日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和8年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

別記様式1

低入札価格調査意向確認書

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所在地
商号
代表者氏名

下記工事の入札書に記載した金額が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、低入札価格調査実施要領【建設工事】に規定する調査様式を期限内に提出することを確約します。

記

工事年度・工事番号：○○年度 ○○ 第○号

工 事 名：○○○工事

- ※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。
- ※ 当該様式を提出しない場合において、応札額が調査基準価格を下回ると失格となります。

(1) 鋼橋、電気通信及び機械設備等に係る基準の取り扱いについて

1 「鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工事製作工事」に係る基準の取扱いの運用

- ① 「共通仮設費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」に該当するものとする。
- ② 「現場管理費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「工場管理費」に該当するものとする。

※入札時に提出する工事内訳書に「間接労務費」「工場管理費」の額を記入すること

2 「土木工事標準積算基準書（電気通信編）」に係る基準の取扱いの運用

(i) 一般工事

- ① 『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
- ④ 『一般管理費等』は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

(ii) 鉄塔・反射板工事

- ① 『直接工事費』は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

3 「土木工事標準積算基準書（機械編）」に係る基準の取扱いの運用

- ① 『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

(2) 営繕工事に係る基準の取り扱いについて

営繕工事に係る基準の取扱いの運用

- ① 『直接工事費』は、設計図書にある直接工事費から「現場管理費相当額」を減じた額とする。
 - ② 『現場管理費』は、設計図書にある現場管理費に「現場管理費相当額」を加えた額とする。
- ただし、「現場管理費相当額」は、設計図書にある直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

(3) 下水道工事（機械設備・電気設備工事）に係る特別重点調査の取り扱いについて

和歌山県が発注する下水道工事のうち、下水道用機械設備請負工事工事費積算要領及び下水道用電気設備請負工事工事費積算要領にて積算される機械設備工事及び電気設備工事については、以下のとおり調査基準価格及び特別重点調査の各費用を算出する。

- ① 『直接工事費』は、「直接工事費」と「機械費」に10分の6を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『直接工事費』} = \text{「直接工事費」} + \text{「機械費」} \times 6 / 10$$

- ② 『共通仮設費』は、「共通仮設費」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『共通仮設費』} = \text{「共通仮設費」} + \text{「機器費」} \times 1 / 10$$

- ③ 『現場管理費』は、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額と「機器費」に10分の2を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『現場管理費』} = \text{「現場管理費」} + \text{「据付間接費」} + \text{「設計技術費」} + \text{「機器費」} \times 2 / 10$$

- ④ 『一般管理費等』は、「一般管理費等」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『一般管理費等』} = \text{「一般管理費等」} + \text{「機器費」} \times 1 / 10$$

(4) 営繕工事に係る特別重点調査の運用について

営繕工事における特別重点調査については、「営繕工事に係る基準の取り扱いについて」を運用した上で、下記基準により判定を行う。

特別重点調査基準

営繕工事においては、『直接工事費』及び『現場管理費』について個別に判定せず、合計額で判定を行う。

(参考)

『直接工事費』	『現場管理費』	『共通仮設費』	『一般管理費』
×	+	×	×
95%	80%	80%	50%

※上記(2)、(4)の取り扱いを適用する工事は、「公共建築工事積算基準」により積算された工事とする。

(参考)

- ・県土整備部都市住宅局公共建築課又は西牟婁振興局建設部において施行する県有の建築物（附帯設備を含む）に係る工事については、上記積算基準を適用している。
- ・その他の発注機関で施行する営繕工事についても、「公共建築工事積算基準」により積算する工事は上記基準による。

低入札価格調査について

別紙

- 1 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事であるため、調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、次に示すとおり低入札価格調査（再調査含む）に協力しなければならない。
- 2 受注者は、下請契約を締結した場合、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない。また、下記事項に該当する変更の事実が生じる場合も同様、遅滞なく提出しなければならない。
 - ① 下請業者の追加及び変更（2次下請け以降は除く）
 - ② 下請負金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
 - ③ 施工方法の変更
- 3 受注者は、2の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
- 4 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、共通仕様書に基づく施工計画書を提出し、入札執行者から内容のヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
- 5 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、調査時と工事完了後の実績を対比した書類等を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、これに応じなければならない。
- 6 2から5の提出等の指示に違反し、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（当初施行日、平成16年6月15日技第508号）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
- 7 2に該当する変更の事実が生じ、再調査を行った結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合には、建設工事請負契約書第44条第1項第10号に該当するものとし、契約を解除する。
- 8 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、土木工事施工管理基準等で定める品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。

※ なお、詳細については、「低入札価格調査実施要領【建設工事】」をご覧ください。要領等については、県庁技術調査課及び各入札執行通知者で配布、又は「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyu/index.html>)

低入札価格調査による失格判定基準

項 目	内 容
1 調査様式等の提出	1 県の求める提出様式または添付資料の一部において提出がなく、必要な調査を行うことが出来ない場合
2 調査に協力しない場合	1 提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。） 2 事情聴取に応じない場合
3 設計仕様等に適合しない場合	1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 2 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
4 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 入札時の工事費内訳書と同額の積算がなされていない場合 4 必要な経費（技術提案の実現にかかる経費を含む。）が適切な費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）に計上されていない場合 5 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 7 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 8 手持ち資材の確認ができない場合 9 自社機械の所属等が確認できない場合 10 労務者（従業員）の雇用関係等が確認できない場合 11 配置予定技術者等の雇用関係が確認できない場合 12 配置予定技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 13 下請予定業者等の見積金額等が入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が下請予定業者等と取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない。または下請予定業者等からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合 14 一次下請予定業者の法定福利費が未計上の場合に、その理由に合理性がない又は明記されていない場合 15 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 16 事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合
5 建設副産物の処理が適正でない場合	1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 3 受け入れ予定業者の見積金額が入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない場合 4 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 5 事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合
6 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） 3 一次下請予定業者が、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法第2条第3項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） 4 その他法令違反
7 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	1 入札書提出日から起算して過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。（ただし、不起訴となった場合は除く。） 2 入札書提出日から起算して過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断がだされた場合。（ただし、和解的仲裁判断は除く。） 3 その他

※ 様式については掲載を省略しています。県技術調査課ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。